

報告案件 説明資料

## 次期京都市都市計画マスタープランの策定について

＜第1回 都市計画マスタープラン部会 資料＞

# 京都市都市計画審議会 第1回都市計画マスタープラン部会

## 議事次第

日 時：令和7年7月16日（水）18:00～

場 所：京都市役所 分庁舎 4階 第4・5会議室

### 1 開 会

### 2 委員の紹介

### 3 議 事

- (1) 検討の趣旨について
- (2) 京都市や都市計画に関連する動向について
- (3) 検討の視点、構成案等について
- (4) 今後のスケジュールについて

### 4 閉 会

#### <配布資料>

議事次第

委員名簿

議事運営資料

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 資料1－1   | 都市計画マスタープランについて        |
| 資料1－2   | 次期都市計画マスタープランの策定について   |
| 資料1－3   | 次期都市計画マスタープランの検討の趣旨    |
| 資料1－4   | 都市計画マスタープラン部会の流れ（案）    |
| 資料2－1   | 京都市や都市計画に関連する動向        |
| 資料2－2   | 現行都市計画マスタープラン期間の時代変化   |
| 資料3－1   | 次期都市計画マスタープランの検討の視点    |
| 資料3－2   | 次期都市計画マスタープランの構成（案）    |
| 資料3－3   | 「都市の将来像」等議論のためのたたき台    |
| 資料3－4   | 次期市都市計画マスタープランの位置付け    |
| 資料4     | 次期都市計画マスタープランの検討スケジュール |
| 参考資料1   | 現行都市計画マスタープランでの主な取組    |
| 参考資料2   | 「京都基本構想（仮称）」（案）        |
| 参考資料3－1 | 立地適正化計画（防災指針）について      |
| 参考資料3－2 | 防災指針の概要                |

# 京都市都市計画審議会

## 都市計画マスタープラン部会委員

(五十音順、敬称略)

| 氏 名 (敬称略) | 備 考                                                      |
|-----------|----------------------------------------------------------|
| 麻 生 美 希   | 同 志 社 女 子 大 学 教 授                                        |
| 市 木 敦 之   | 立 命 館 大 学 教 授                                            |
| 川 崎 雅 史   | 京 都 大 学 大 学 院 教 授                                        |
| 兒 島 宏 尚   | 京 都 商 工 会 議 所 専 務 理 事                                    |
| 是 永 美 樹   | 京 都 女 子 大 学 准 教 授                                        |
| 関 口 春 子   | 京 都 大 学 准 教 授                                            |
| 谷 本 圭 子   | 立 命 館 大 学 教 授                                            |
| 檜 谷 美 恵 子 | 京 都 府 立 大 学 名 誉 教 授                                      |
| 平 尾 和 洋   | 立 命 館 大 学 教 授                                            |
| 森 知 史     | 京 都 市 住 宅 供 給 公 社 副 理 事 長                                |
| 山 田 忠 史   | 京 都 大 学 経 営 管 理 大 学 院 教 授<br>( 大 学 院 工 学 研 究 科 教 授 併 任 ) |

◎

◎ 部会長

平成12年3月31日

条例第67号

京都市都市計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法に定めるもののほか、京都市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員28人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 11人以内
- (2) 市議会議員 12人以内
- (3) 国の関係行政機関又は京都府の職員 3人以内
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市の区域内に住所を有する者で市長が特に必要と認めるもの 2人以内

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、第2条第2項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(招集及び議事)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員及び議事に関係がある臨時委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員等又は専門委員をもって組織する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 京都市都市計画審議会条例（昭和44年10月1日京都市条例第24号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日以後最初に市長が委嘱する委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、1年とする。

4 第7条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会は、市長が招集する。

平成12年3月31日

規則第130号

京都市都市計画審議会条例施行規則

(部会)

第1条 京都市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の部会ごとに部会長を置く。

2 部会長は、会長が指名する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

第2条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第3条 審議会の庶務は、都市計画局において行う。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 京都市都市計画審議会条例施行規則（昭和44年10月1日京都市規則第109号）は、廃止する。

## 京都市都市計画審議会部会の議事運営について

京都市都市計画審議会条例第8条第1項の規定により設置した部会（以下「部会」という。）について、京都市都市計画審議会条例施行規則第4条の規定に基づき、部会の運営に関し必要な事項を定める。

### （議事）

第1条 部会は、委員の過半数が出席しなければ、部会の会議（以下「会議」という。）を開くことができない。

### （部会の公開）

第2条 会議は、公開とする。ただし、部会が公開すべきでないと認める場合は、この限りでない。

2 会議の公開は、傍聴を認めることにより行う。

### （傍聴の手続）

第3条 傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、傍聴受付締切時刻までに、傍聴希望受付簿に氏名を記入しなければならない。

2 傍聴希望者は、前項の規定による記入をした後は、会場の受付前において部会事務局職員（以下「職員」という。）の指示に従って整列し、及び待機しなければならない。

### （傍聴者の定員）

第4条 傍聴者の定員は、10名以上とし、会場の規模に応じてあらかじめ定める。

2 傍聴希望者の人数が前項の規定による定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定する。

### （傍聴することができない者）

第5条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険物を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン又はヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) 楽器、ラジオその他音声を発する機械類を携帯している者
- (6) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、会場にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 写真の撮影、録画及び録音等をしないこと。
- (5) 部会長及び職員の指示に従うこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(報道関係者の特例)

第7条 報道関係者の傍聴については、別に記者席を設けるものとする。

- 2 報道関係者は前条第4号の規定にかかわらず、会議の運営に支障のない範囲で写真の撮影をすることができる。ただし、録画及び録音については、会議の冒頭に限りすることができる。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、第2条第1項ただし書の規定により、審議会が会議を非公開とした場合は、速やかに会場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 部会長及び職員は、傍聴者がこの取決めの規定に違反していると認められるときは、これを止めるよう命じることができる。

- 2 部会長は、傍聴者が前項の命令に従わないときは、これを退場させることができる。
- 3 職員は、部会長に前項の措置を講じるよう進言することができる。

附 則

この取決めは、令和7年5月1日から実施する。

## 都市計画マスタープランについて

### 1 都市計画マスタープランとは

- 平成 4 年の都市計画法改正により創設された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第 18 条の 2）。
- 市町村が定める都市計画は、この方針に即していなければならない。

《都市計画法における都市計画マスタープランの定義》

#### ＜市町村の都市計画に関する基本的な方針＞

第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

### 2 都市計画マスタープランの役割

- 住民に最も近い立場にある市町村が、創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示す。
- 地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定める。
- 市町村自らが定める都市計画の方針として定める。

出典：「都市計画運用指針」（国土交通省）より抜粋

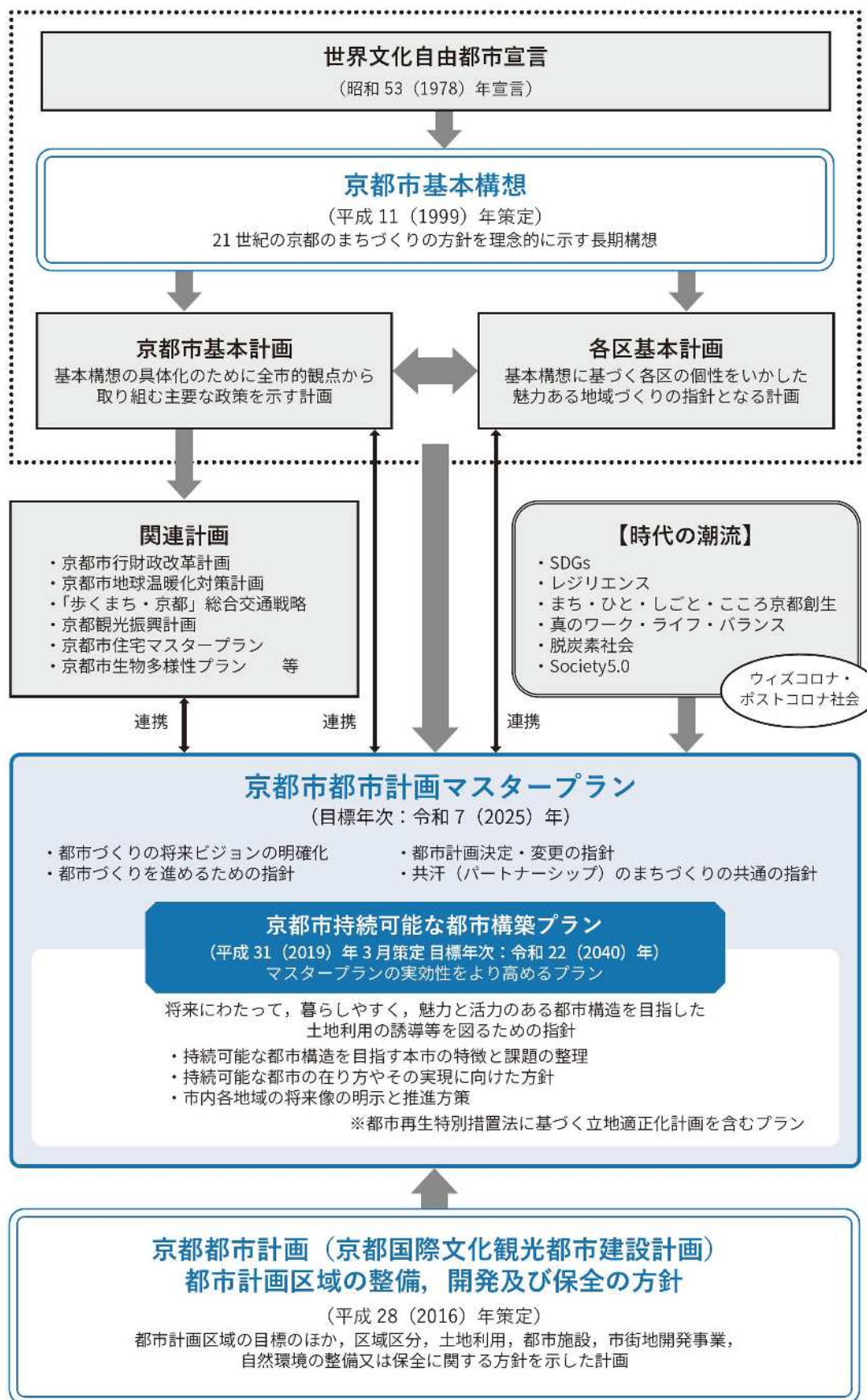
### 3 京都市都市計画マスタープランの位置付け

- 令和 7 年末までに策定予定の上位計画である「京都基本構想（仮称）」及び「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（いわゆる「都市計画区域マスタープラン」）に即して定める。

### 4 京都市都市計画マスタープランの対象区域

- 都市計画区域外においても市民の生活環境を整え、自然の適正な保全・活用の考え方を示す必要があることから、計画対象範囲は京都市全域としている。

■現行都市計画マスタープランの位置付け



## 次期都市計画マスタープランの策定について

本市では、「京都市基本構想」に示す京都の将来像を、都市計画の観点から肉付けし、長期的視点に立った都市づくりの将来ビジョンを明確化する「京都市都市計画マスタープラン（平成14年5月策定）」（以下「マスタープラン」という。）に基づく都市づくりを進めている。

マスタープランでは、都市計画の基本的な考え方として、「都市の持続」「都市の独自性」「都市の経営」といった点を重視し、「保全・再生・創造」の都市づくりを基本としながら、都市に活力とにぎわいを生み出す都心部や、定住人口の求心力となる周辺部の地域の拠点において、多様な都市機能を集積させるとともに、地域コミュニティを基本とした生活圏の維持・構築を図ることで、京都の都市特性を踏まえた「持続可能な都市構造」を目指すこととしている。

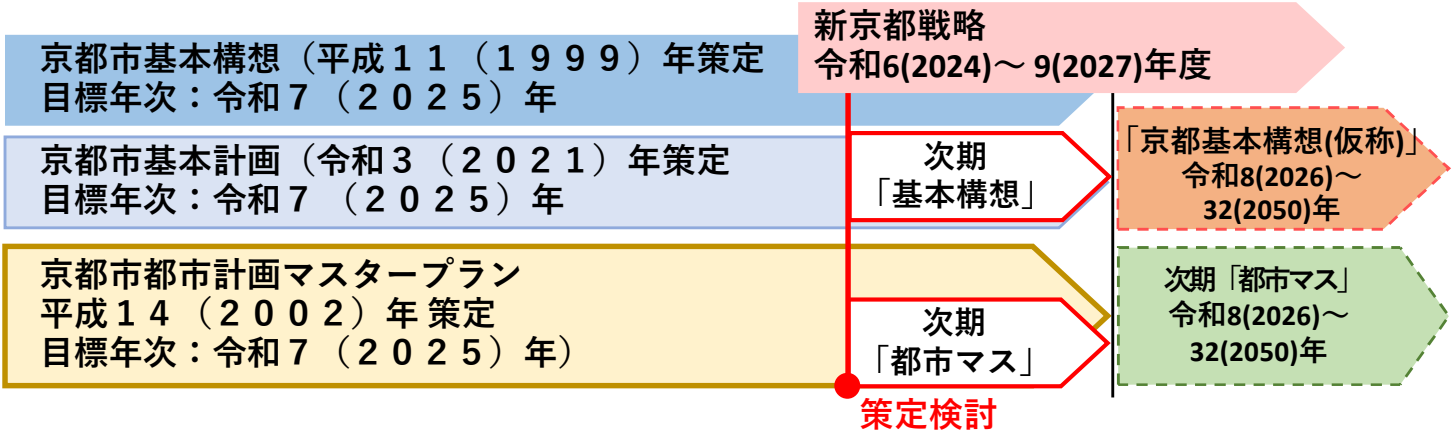
マスタープランの目標年次については、上位計画である「京都市基本構想」に合わせ、策定から概ね25年後の令和7年としているが、「京都市基本構想」及び構想の具体化のための主要施策を示した「京都市基本計画」については、統合のうえで「京都基本構想（仮称）」として新たに策定する予定である。

そこで、新たに策定する上位計画である「京都基本構想（仮称）」を反映しながら、社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たな課題への対応を図るため、次期マスタープラン策定に向けた検討を行うこととしている。

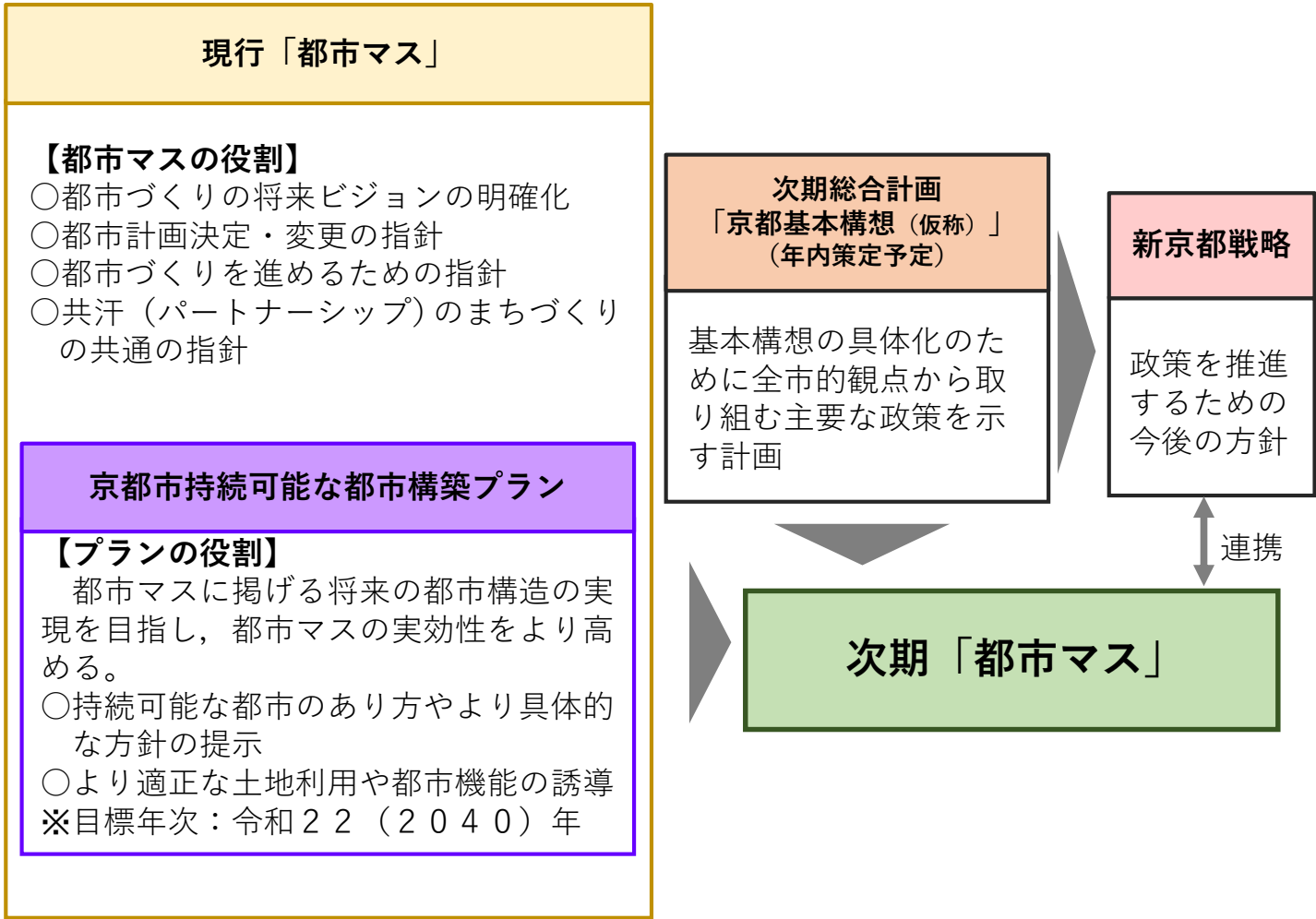
マスタープランの策定にあたっては、立地適正化計画（「京都市持続可能な都市構築プラン（平成31年3月策定）」）を統合し、防災の視点を取り込んだ「防災指針」を加えるほか、社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たな課題への対応を図るとともに、より円滑かつ効果的な施策展開につながるよう、関連施策との更なる連携の下、検討を進めていく。

1 検討の位置付け

- 現行の「京都市都市計画マスタープラン（都市マス）」は、「京都市基本構想」のもと 2025（令和 7）年を目標年次として策定
- 新たに年内に策定する予定の「京都基本構想（仮称）」との整合が必要



2 基本的な枠組み



## 都市計画マスタープランの構成

## 現行マスタープラン

## 第1章 都市計画マスタープランの前提

- 1 都市計画マスタープランの役割と位置付け
- 2 本書の構成

## 第2章 都市の動向

- 1 京都市の特性
- 2 京都市の現状と動向

第3章 全体構想  
～都市の将来像～

- 1 都市計画に関する基本的な考え方
- 2 目標とする都市の姿
- 3 戦略的な都市づくりの進め方

第4章 全体構想  
～都市計画の方針～

- 1 土地利用
- 2 歩くまち
- 3 景観
- 4 防災
- 5 道路
- 6 公園・緑地
- 7 市街地整備
- 8 水・河川
- 9 その他市民の暮らしを支える施設

## 第5章 方面別指針

- 1 策定の背景
- 2 方面別指針の役割
- 3 方面の区分  
北部、都心部、東部、南部、西部

## 第6章 地域のまちづくりの推進

- 1 地域まちづくり構想
- 2 学術文化交流創造ゾーン

## 参考資料

- 1 用語集
- 2 プランの見直しの経過

## 次期マスタープラン イメージ

■ 都市の将来像  
⇒ 京都基本構想(仮称)案の内容を反映

- [1]都市計画の理念
- [2]都市計画に関する基本的な考え方
  - (1)メリハリ
  - (2)まち柄×アップデート
  - (3)コンパクト×ネットワーク
- [3]目標とする都市の将来像

■ テーマ別方針  
⇒ 現都市マスを参考にカテゴリーを作成

- (1) 活力・賑わい
- (2) 暮らし
- (3) 文化・景観
- (4) 安心・安全

■ エリア別指針  
・現状の5方面(北部、都心部、東部、南部、西部)をベースにしなが掲載エリアを追加、内容を充実

・地域まちづくり構想

## ■ 実現方策

- ・都市計画規制の適時適切な見直し
- ・選択と集中による事業の推進
- ・多様な主体のまちづくり
- ・立地適正化計画の活用 等

## 巻末

- ・都市計画マスタープランの構成、位置付け
- ・都市の動向、各エリアの現状
- ・策定の経過、用語集
- ・防災指針 等

## 第1回

策定後の動き  
都市の動向把握都市の将来像の  
イメージ本日の  
論点テーマ別の  
方針本日の  
論点

## 第2～3回

エリア別の課題  
将来像の議論

## 第4回

エリア別の議論  
の内容を反映

実現方策を議論

## 第5回

プラン全体の  
議論

(パブコメ素案の検討)

反映

反映

反映

反映

次期都市マスの構成

# 京都市や都市計画に関連する動向



令和 7 年 7 月  
京都市 都市計画局 都市計画課

## 目次

### 1 現行都市マスでの動き

都市計画見直し等一覧  
向島ニュータウン(R4.7)  
地区計画制度の対象拡充(R5.6)  
都市計画全市見直し(R5.4)  
らくなん進都中央部地区(R5.11)  
洛西ニュータウン(R5.11)  
都市計画道路の見直し検討(R6.9~)  
都市再生緊急整備地域の拡大(R6.12)  
見直し後の動向

### 2 人口等の動向

京都市の人口の推移と推計  
京都市の人口推移と推計(人口ピラミッド)  
行政区別の人口の推移  
行政区別の人口増減  
社会動態(東京都、近隣市町への転出超過)  
社会動態(就職・結婚・子育て世代の転出超過)  
京都市への通勤・通学流入の推移  
昼夜間人口の大都市比較  
京都市の人口(単身世帯数の推移)

### 3 産業の動向

市内に常住する従業者の就業地等の変化  
テナントビルの空室率と平均賃料の推移  
市内総生産の構成比(京都市と政令市平均)  
小売事業所数(市民千人当たり)  
日常生活に必要な施設(医療・福祉・商業)  
商業・業務機能施設の床面積増加率(H22→R6)  
スタートアップ企業の動向  
伝統産業の動向

### 4 住まいの動向

地価等の状況  
住宅建築の年代別状況  
各行政区における住宅建築の年代別状況  
種類別の空き家数  
各行政区における空き家数、空き家率、高齢化率

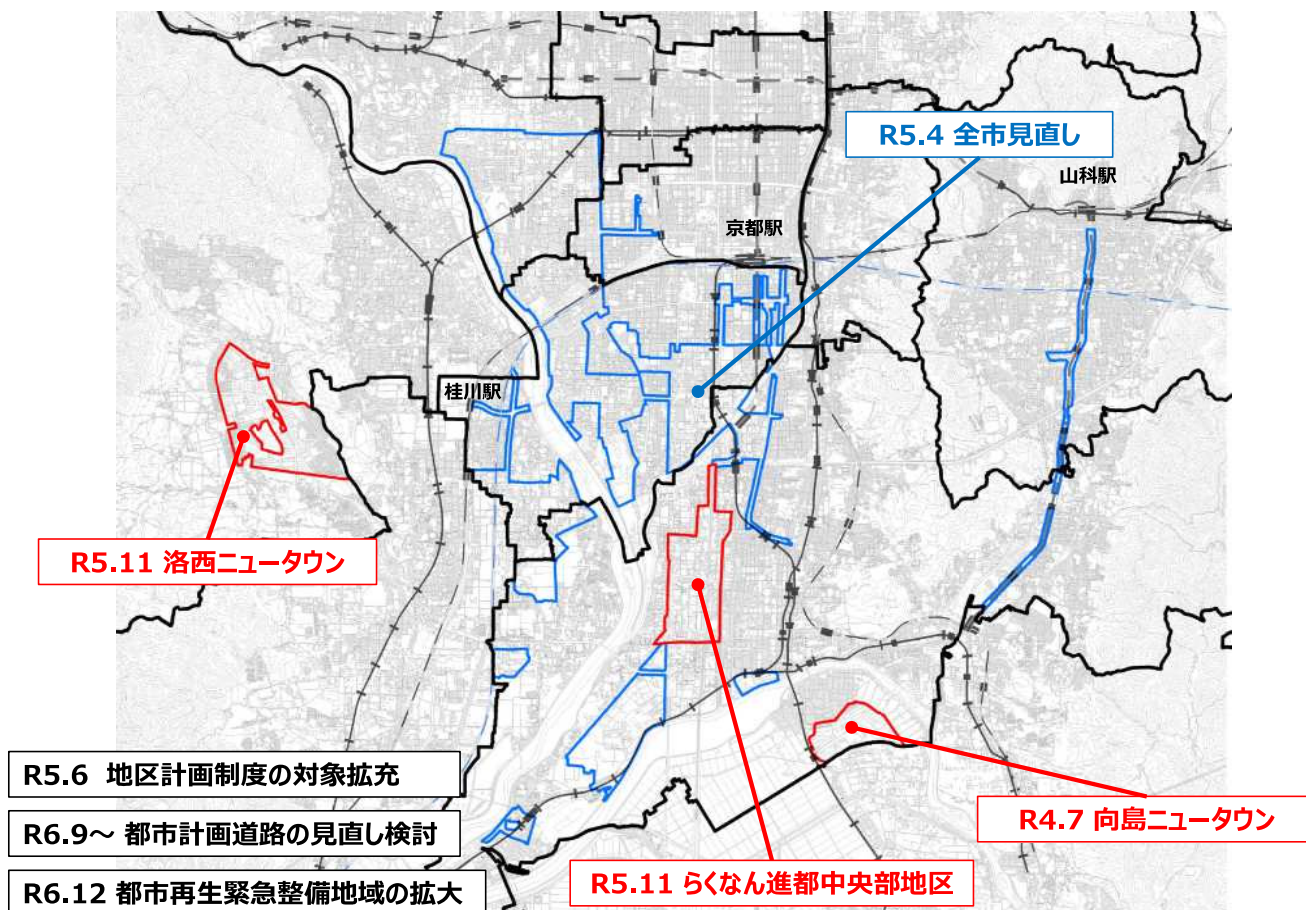
### 5 観光の動向

観光客・宿泊客数等の推移  
交流人口・観光客の訪問先(上位25位)  
宿泊施設の立地状況

### 6 その他

大学・短期大学の立地状況  
学生数の推移、留学生数の推移  
世界文化遺産、京町家の分布状況  
寺社の分布状況  
公共交通の利用状況  
持続可能な都市構築プラン【モニタリング指標】

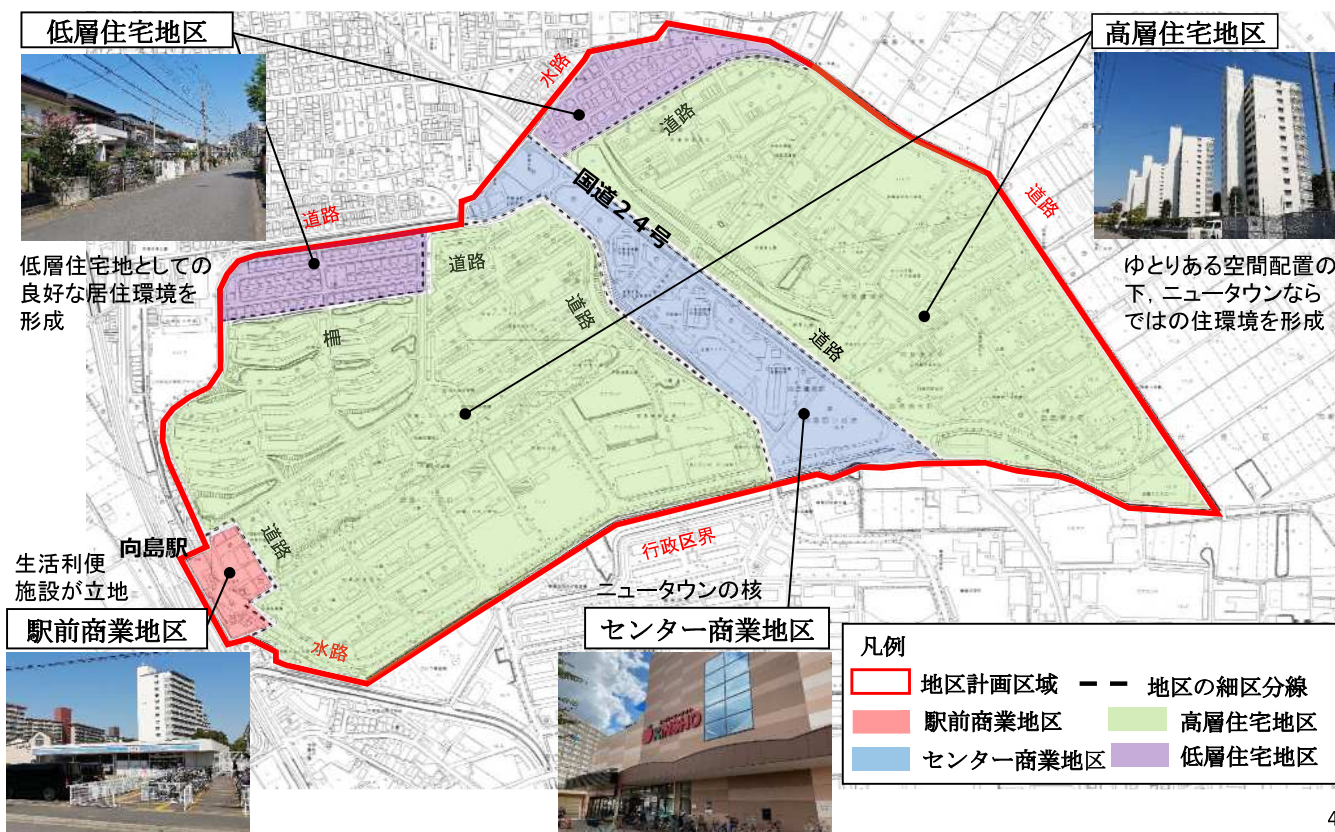
# 1 現行都市マスでの動き：都市計画見直し等一覧



3

# 1 現行都市マスでの動き：向島ニュータウン(R4.7)都市計画見直し

＜目的＞ゆとりある緑豊かな居住環境の魅力を継承しつつ、職と住が近接した、身近な地域で暮らしと営みを支える多様な機能の誘導を図り、持続可能なまちの実現を目指す。



4

## 1 現行都市マスでの動き:地区計画提案制度の対象拡充(R5.6)

＜目的＞市域全体で、地域の主体的な発意によるまちづくりの取組の一つ一つを着実に後押しし、新たな時代の魅力や活力の創出につなげる。

### 地区計画とは

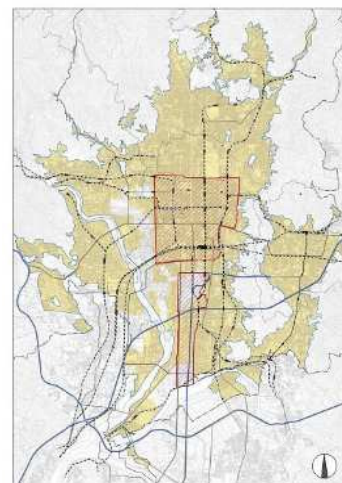
地区単位で、住民等にとっての良好な市街地環境の形成又は保持のための土地利用等に関する一体的かつ総合的な計画を定めることのできる**地区計画**

### 対象区域

立地適正化計画制度に基づき、産業空間の確保を図る「**都市機誘導区域**」及び生活サービスや地域コミュニティの確保を図る「**居住誘導区域**」など

### 提案の規模要件

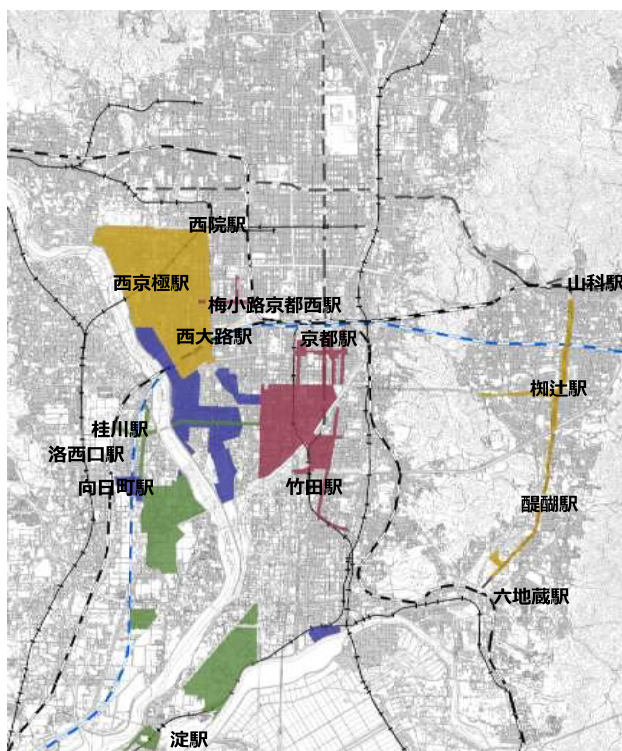
大規模な自然災害や戦災に遭っておらず、古くからの町割りが多く残る本市の特性を踏まえ、法定の0.5ヘクタール以上から**0.1ヘクタール以上に拡充**



居住誘導区域  
都市機能誘導区域

5

## 1 現行都市マスでの動き:都市計画全市見直し(R5.4)



### ＜目的＞

・暮らしの豊かさや利便性につながる都市機能の集積や充実  
・若年・子育て層が京都で住みたい・働きたい・学びたい・子育てしたいと、より一層思っていたいただける空間の魅力の創出

### ①都市格の向上により高まった 都心部の熱を受け止める新たな拠点の形成

- ・京都駅南部、梅小路京都西駅周辺
- ・らくなん進都（鴨川以北）、竹田駅周辺

### ②京都の未来を支える若い世代をひきつける 居住環境の創出

- ・東部方面の外環状線沿道（山科～六地藏駅間）
- ・市街地西部の工業地域（西院駅・西大路駅・西京極駅周辺）

### ③隣接市町の都市開発や将来的な都市基盤との 連動による一体的・連続的なまちの形成

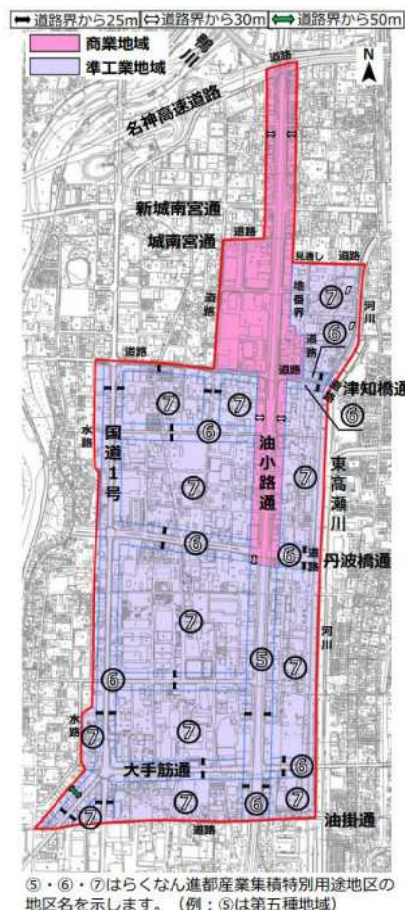
- ・市境エリア（向日町駅、桂川・洛西口駅、淀駅周辺）

### ④工業地域における多様な立地ニーズへの対応

- ・工業地域の一部

6

# 1 現行都市マスでの動き：らくなん進都中央部地区（R5.11）都市計画見直し



**準工業地域**

事務所、研究施設、工場については

**容積率**

200% (⑦⑦'のエリア)  
300% (⑥⑥'のエリア)  
400% (⑤のエリア)

↓

**400%【※】**

**建蔽率**

60% (全エリア)

↓

**80%【※】**

**建築基準法に基づく日影規制**

対象区域 (全エリア) → 対象区域外

中高層条例に基づき指導を行う場合あり【※】

**高さ制限**

31m第1種高度地区【※】  
(ただし、⑥・⑦は無制限)

**<目的>**

らくなん進都では、ものづくりをはじめとする企業の本社・工場や研究開発機能の更なる集積に向けた取組を推進

産業集積のポテンシャルが高いエリアにおいて、**企業のオフィス・研究施設・工場等の更なる集積がしやすいよう、都市計画等の見直し**

**商業地域**

事務所、研究施設については

**容積率**

600%

↓

**700%【※】**

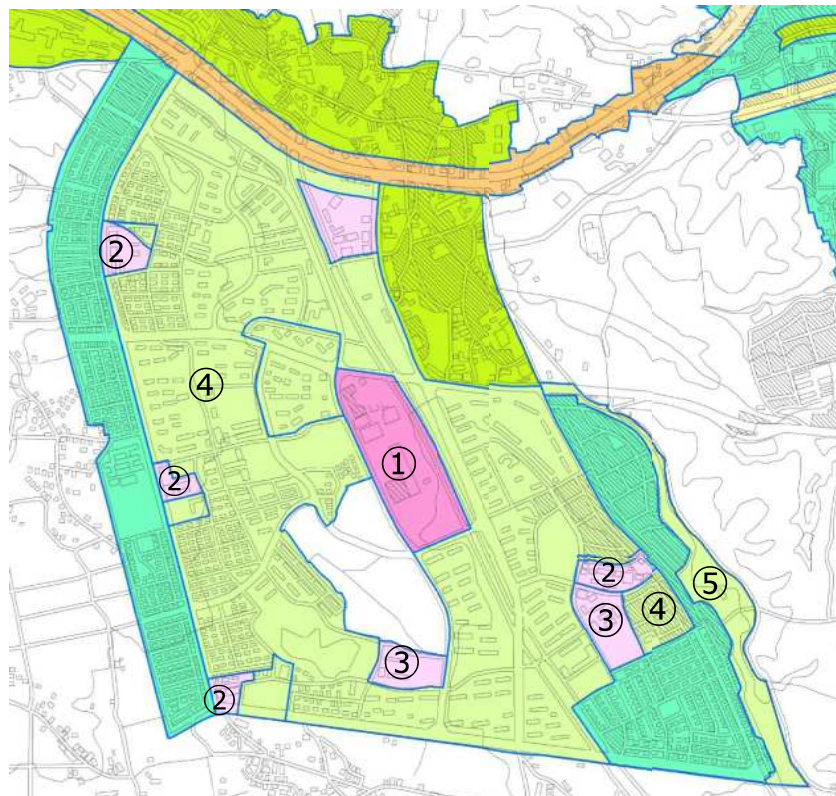
**高さ制限：31m第1種高度地区【※】**

※ 詳細な適用条件等があります。

7

# 1 現行都市マスでの動き：洛西ニュータウン(R5.11)都市計画見直し

**<目的>**「住む」だけでなく、「働く」「楽しむ」など、便利で暮らしやすい多様な用途の誘導により、多様な世代・人々が交流する持続可能なまちの実現を目指す。



## ① タウンセンター

まちの核としての賑わいや利便性を維持・充実するとともに、若者・子育て世代をはじめ多様な世代のニーズに合った住宅（分譲マンションなど）の供給を誘導。

## ② サブセンター

コミュニティ施設となっている会館の老朽化や商業施設の減少等も踏まえ、将来的な建て替え・再整備に備えた柔軟な活用を促進する。

## ③ 統合後の学校跡地

地域ニーズや地域課題の解決につなげる将来的な幅広い利活用を誘導・可能とする。

## ④ 中高層住宅地区

現在の良好な住環境を維持しながら、「住む」だけでなく、日常に潤いを与える魅力ある生活利便機能や働く場の充実や、新たなライフスタイルの実現を図る。

## ⑤ 洛西竹林公園

人々が集い、憩う場として、カフェの併設など、公園の柔軟な利活用を促進する。

8

# 1 現行都市マスでの動き：都市計画道路の見直し検討(R6.9～)

＜目的＞これまでの見直しの「必要性」や「実現性」の視点に加え、財政状況を踏まえた「整備 優先度」の視点を盛り込み、将来にわたる整備の実現性を考慮した存続路線の絞り込みを行う。

## ＜今回の見直し対象＞

○未整備区間延長：121km

○事業中区間延長：8.9km

○京都高速道路(関連路線を含む)  
未整備区間延長：16.3km

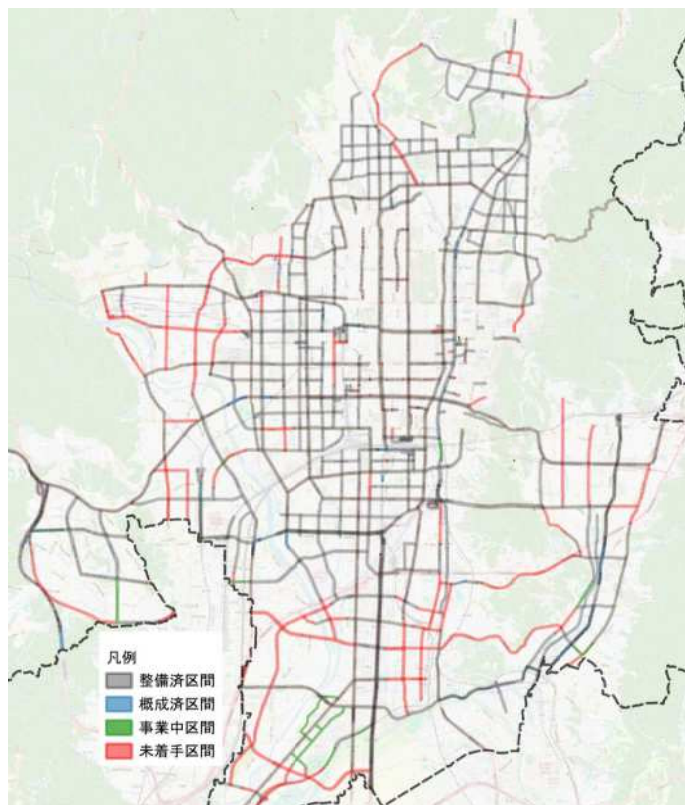
を除く

○見直し対象延長：約96km

※京都高速道路(堀川線・久世橋線・西大路線)、及び関連路線は国による「堀川通の整備」に併せて廃止手続を進めていくため、今回の見直しの対象外とする。

### ＜参考＞

平成13年度見直し 10路線、約5.7kmを廃止  
平成23年度見直し 43路線、約55kmを廃止



9

# 1 現行都市マスでの動き：都市再生緊急整備地域の拡大(R6.12)



○京都市三条駅周辺地域  
追加指定

### ＜目的＞

祇園などの繁華街や東山などの観光地に近接し、文化芸術ゾーンである岡崎地域へのアクセスも良く、賑わい・観光・文化芸術の拠点となる立地であるうえ、京阪三条駅・地下鉄京阪三条駅・主要なバス路線が結合する交通結節点のポテンシャルを活かし、低未利用地や公有地における都市開発事業の実施により、国内外から多様な人々が集い、暮らし、働き、交流する、にぎわいと活力あふれる拠点の形成

○京都駅周辺・  
京都南部油小路通沿道地域  
「京都駅周辺地域」と「京都南部油小路  
通沿道地域」を拡大するとともに統合

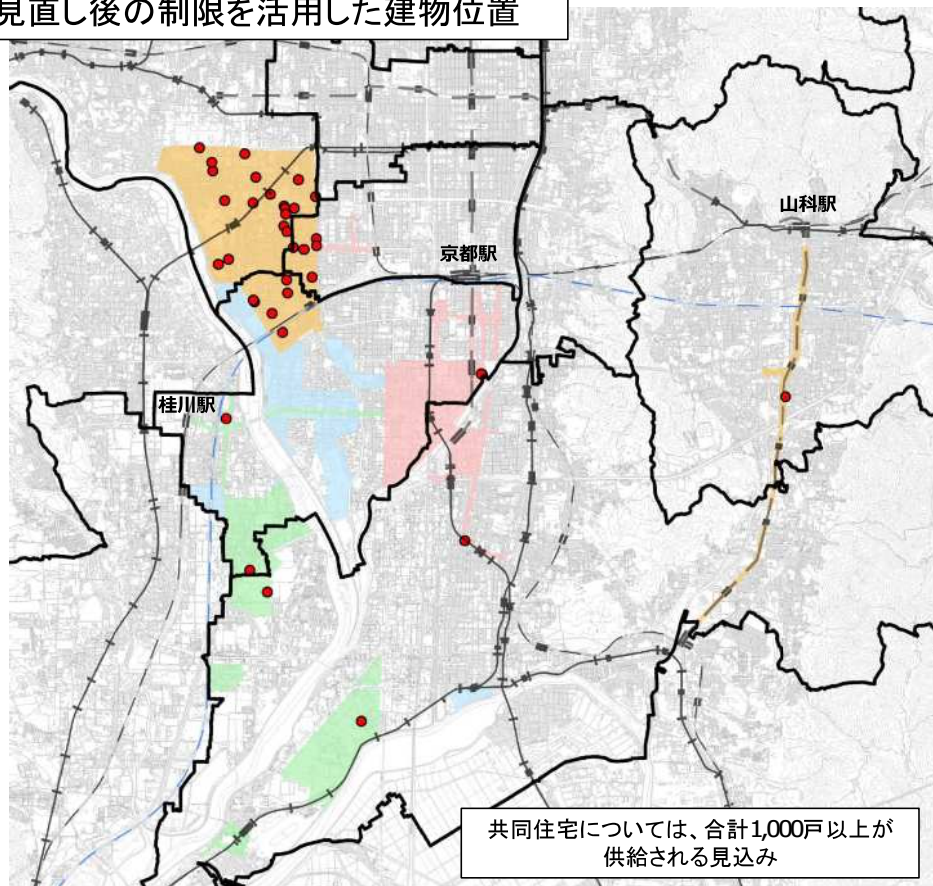
### ＜目的＞

京都の都市格の象徴として都市活力をけん引するとともに、ものづくり産業などの集積を図り、快適な暮らしとも調和する都市環境を創出するなど、京都の新たな活力を生み出す創造ゾーンの中心を形成

10

# 1 現行都市マスでの動き:都市計画全市見直し(R5.4)後の動向

R5.4全市見直し後の制限を活用した建物位置

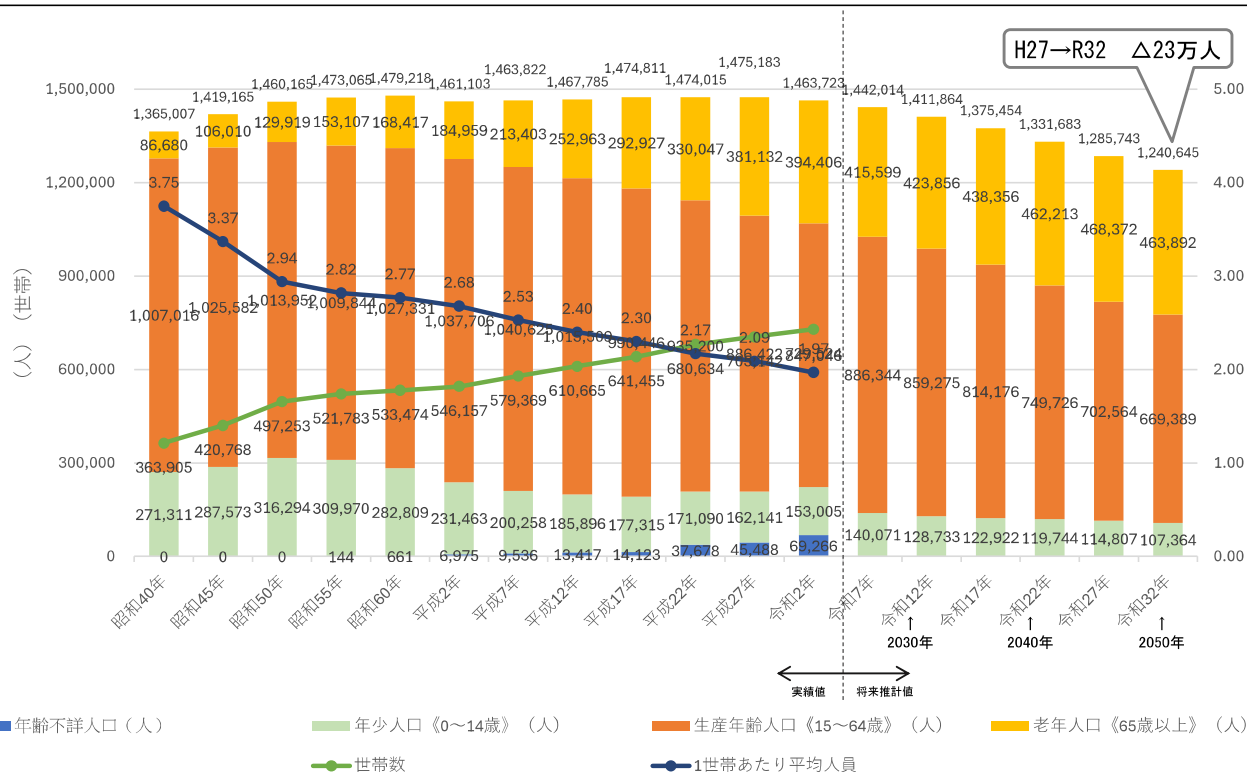


※中高層条例の届出状況等から本市作成(R7.6時点)

11

## 2 人口等の動向:京都市の人口の推移と推計(S40~R32)

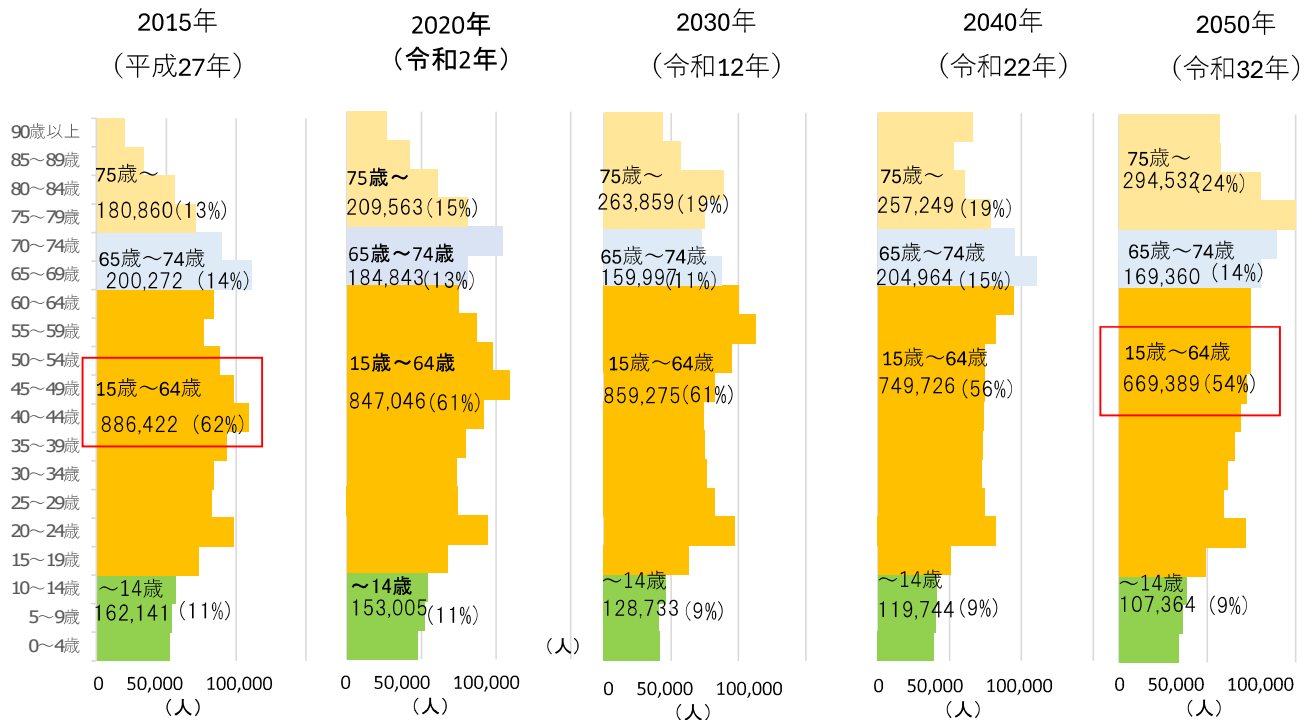
本市の人口は、平成27年以降は減少に転じ、令和32年(2050年)までには約23万人減少すると推計されている。



12

## 2 人口等の動向：京都市の人口推移と推計(人口ピラミッドH2～R32)

令和7年には、3人に1人が高齢者、令和32年には生産年齢人口が平成27年比で2割以上減少する見込み。

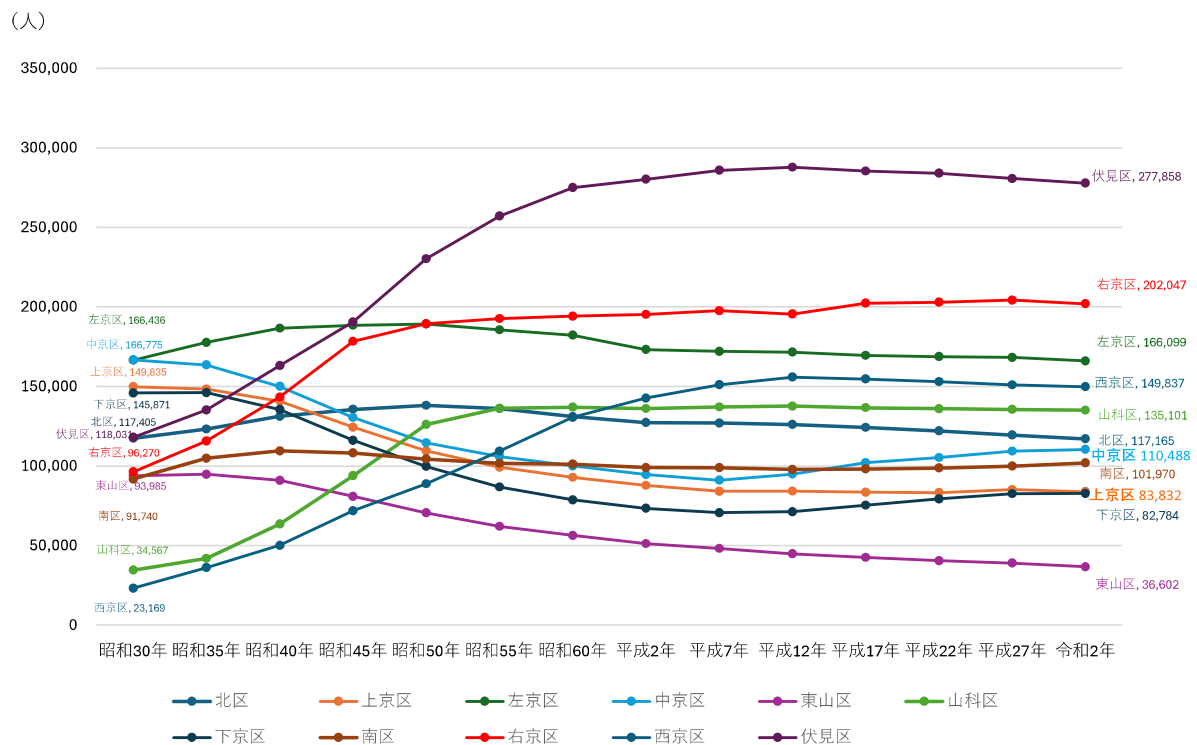


資料)総務省「国勢調査(令和2年まで)」  
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口((令和7年以降)」

13

## 2 人口等の動向：行政区別の人口の推移(S30～R2)

ニュータウン開発が行われた西京、伏見区では、人口が急増。一方、上京、中京、東山、下京区は、昭和30年当時の半数程度の人口となっている。

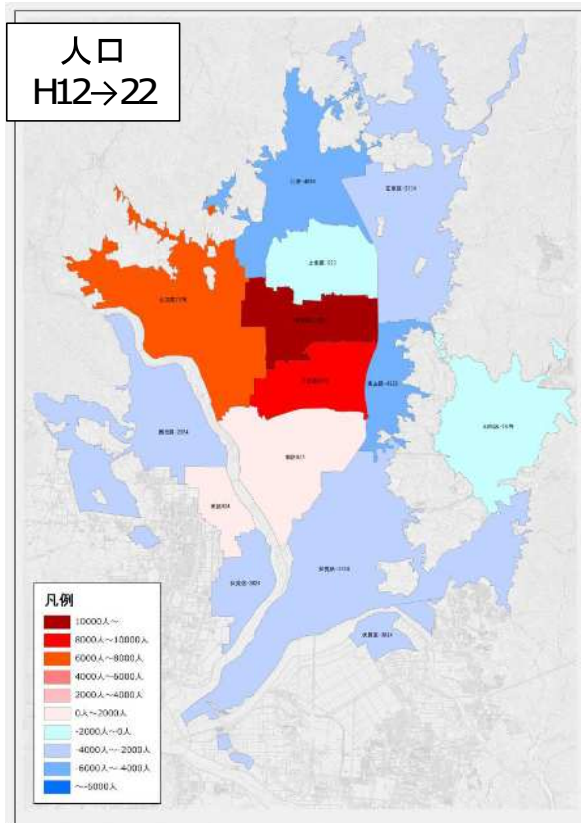


※東山、山科、右京、西京区の昭和50年までの数値は、分区当時の区域内の国勢統計区の値を掲載  
右京区の平成17年からの数値は、京北地域を含んだ値を掲載

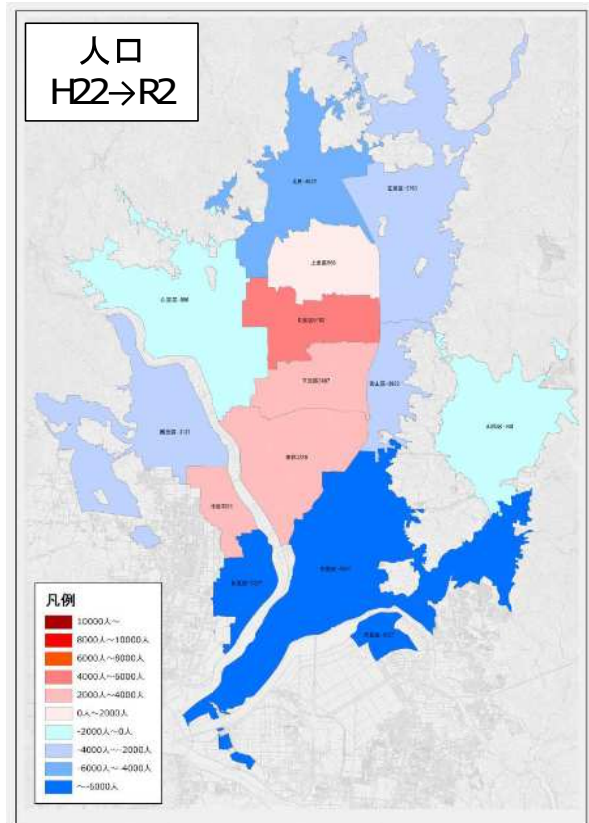
資料)総務省「国勢調査」(令和2年まで)

14

## 2 人口等の動向：行政区別の人口増減①



右京区、中京区、下京区、南区で人口が増加



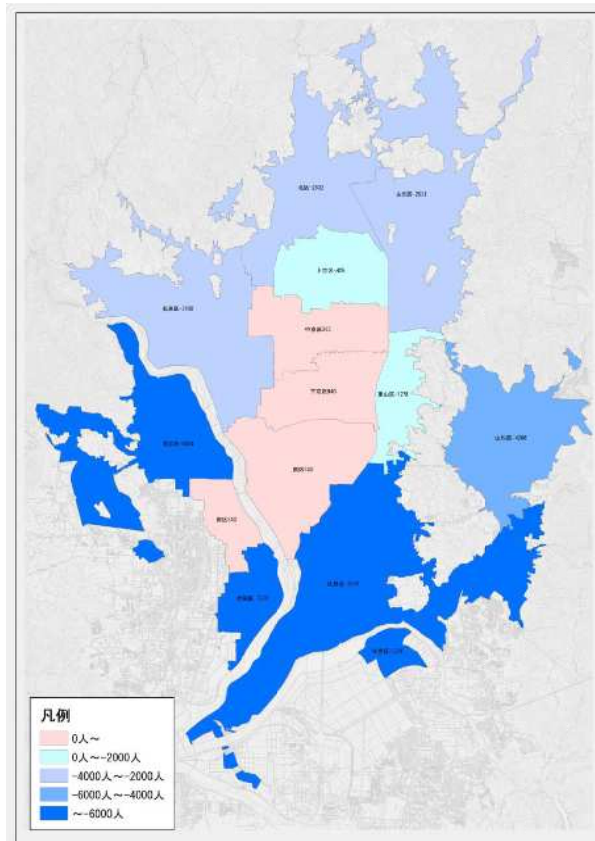
資料)総務省「国勢調査」

上京区、中京区、下京区、南区で人口が増加

15

## 2 人口等の動向：行政区別の人口増減②

人口  
R2→6



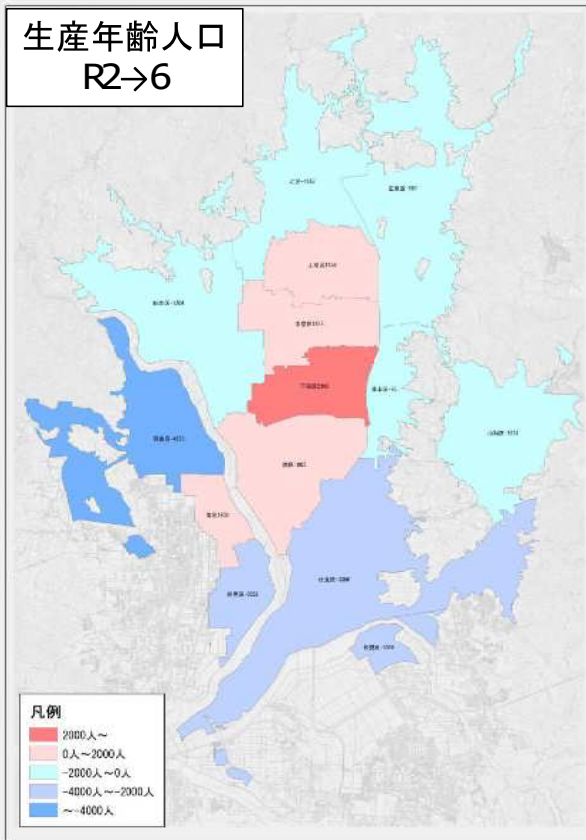
中京区、下京区、南区で人口が増加

資料)国勢調査結果から住民基本台帳の人口動態を加減して算出した推計人口

16

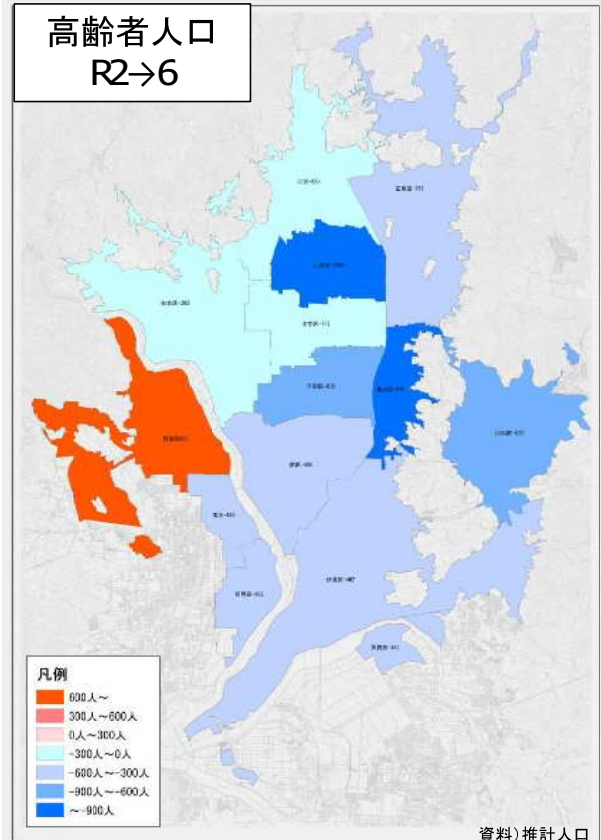
## 2 人口等の動向：行政区別の人口増減 ③

生産年齢人口  
R2→6



生産年齢人口は上京区、中京区、下京区南区で増加

高齢者人口  
R2→6



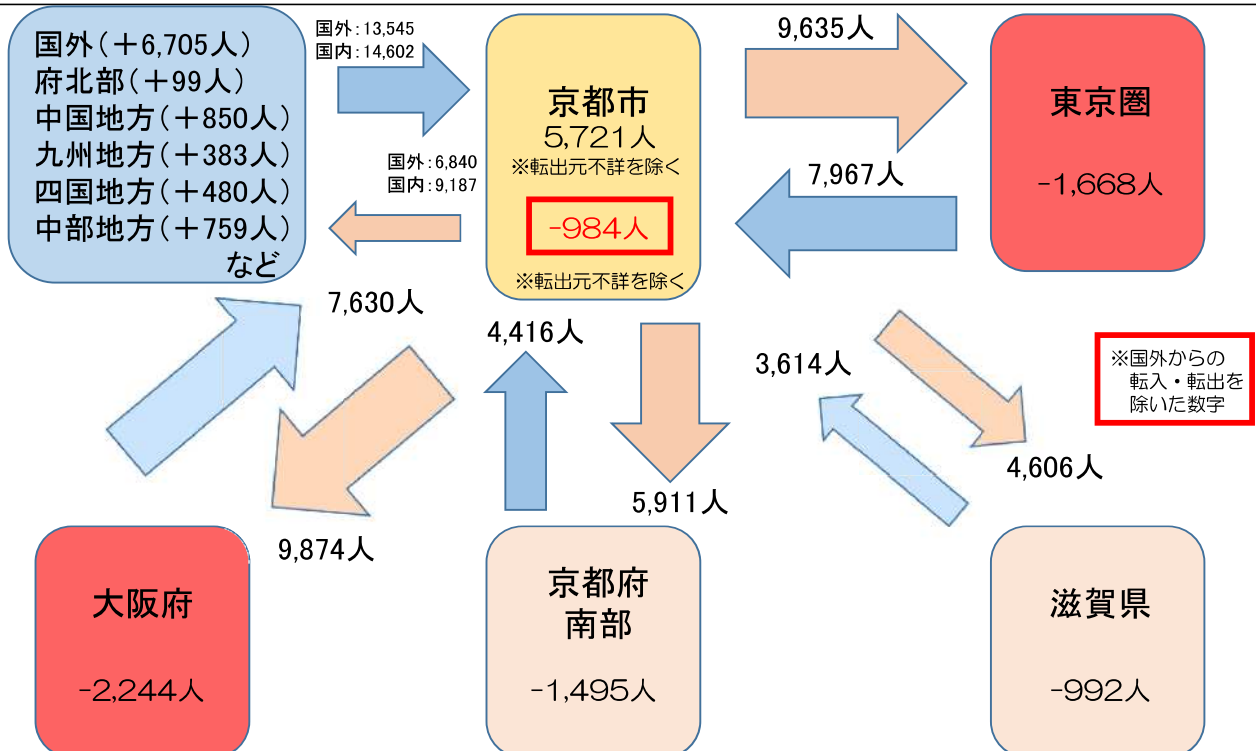
高齢者人口は西京区以外で減少

17

## 2 人口等の動向：社会動態（東京都、近隣市町への転出超過）

【本市と他都市との転入・転出の状況（令和5年）】

本市全体では**転入**超過。東京圏、大阪府、府南部、滋賀県に対しては**転出**超過  
ただし、国外からの転入・転出を除くと、全体でも転出が超過



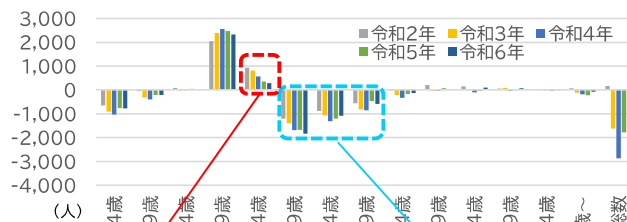
資料)京都市「住民基本台帳(令和5年)」※令和4年10月～令和5年9月末の年計  
東京圏は、東京、埼玉、千葉、神奈川

18

## 2 人口等の動向：社会動態（就職・結婚・子育て世代の転出超過）

就職期（20～24歳）に首都圏や大阪へ、結婚・子育て期に近隣都市への転出が顕著

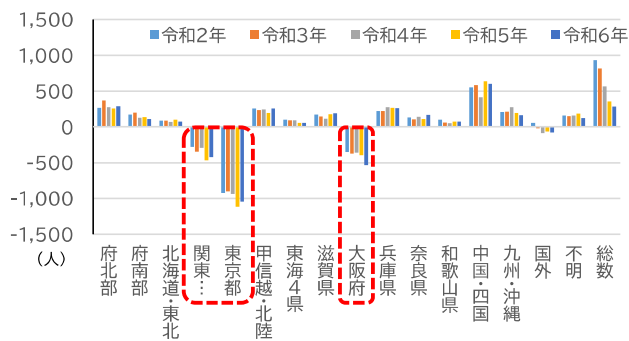
年代別の人口社会動態（日本人のみ）



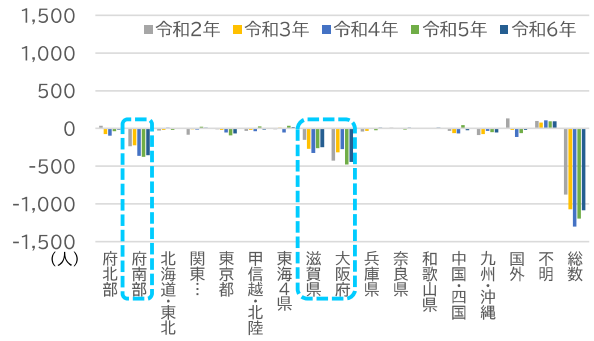
首都圏や大阪への転出  
⇒就職に伴う転出

近隣都市への転出  
⇒結婚・子育てに伴う転出

20～24歳の人口社会動態



30～34歳の人口社会動態

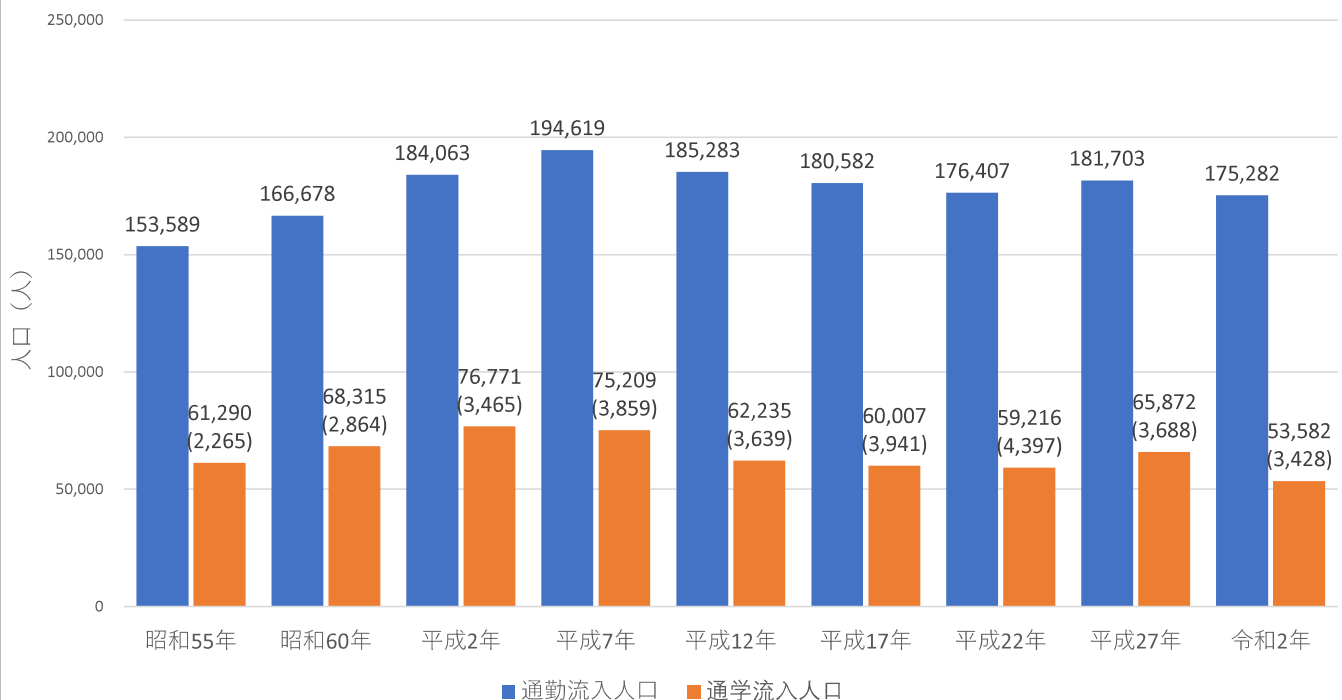


出典：京都市統計ポータル「人口動態・人口移動」を基に作成（各年前年10月～当年9月の集計数値）

19

## 2 人口等の動向：京都市への通勤・通学流入の推移（S55～R2）

流入人口は、長期的にみると減少傾向にある。



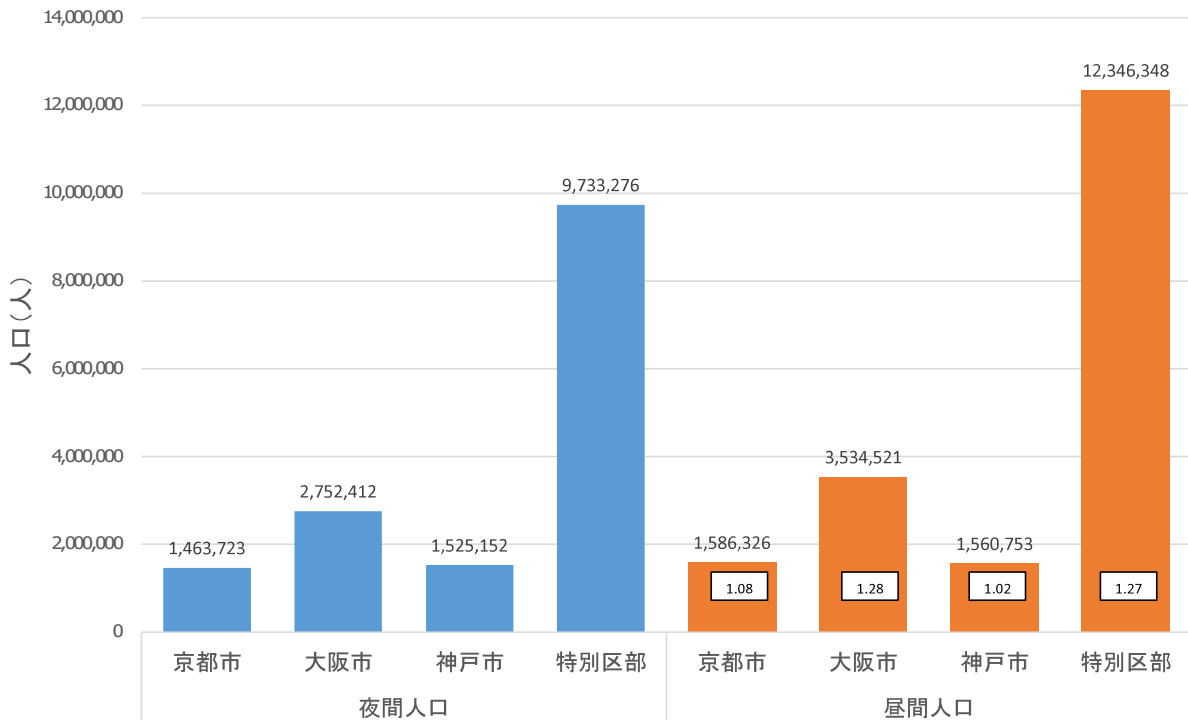
※通学流入人口の（ ）内の数値は、15歳未満の通学者数で、内数

資料：総務省「国勢調査（令和2年まで）」

20

## 2 人口等の動向：昼夜間人口の大都市比較(R2)

京都市は、昼夜間人口とも、東京・大阪と大きな格差。



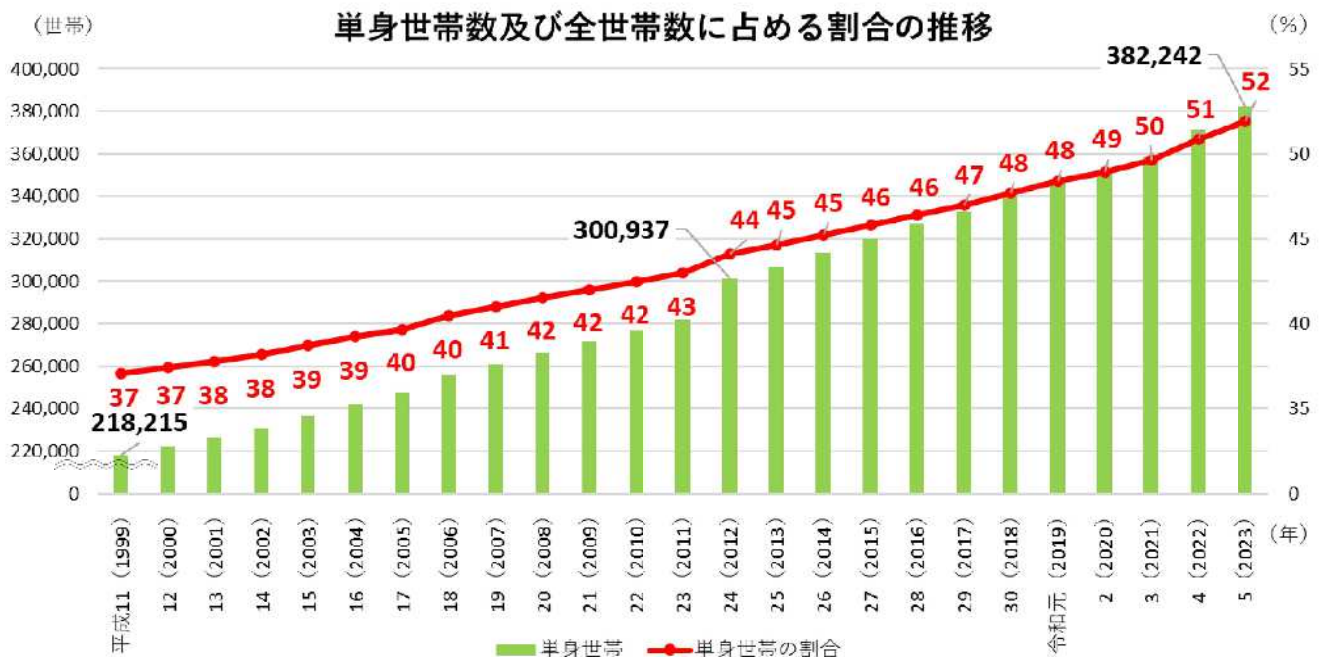
資料)総務省「国勢調査(令和2年)」

内の数値は、「昼間人口／夜間人口」の割合

21

## 2 人口等の動向：京都市の人口(単身世帯数の推移①)

単身世帯数は増加傾向にあり、2022年には全世帯数に占める単身世帯数の割合が50%を超えている。

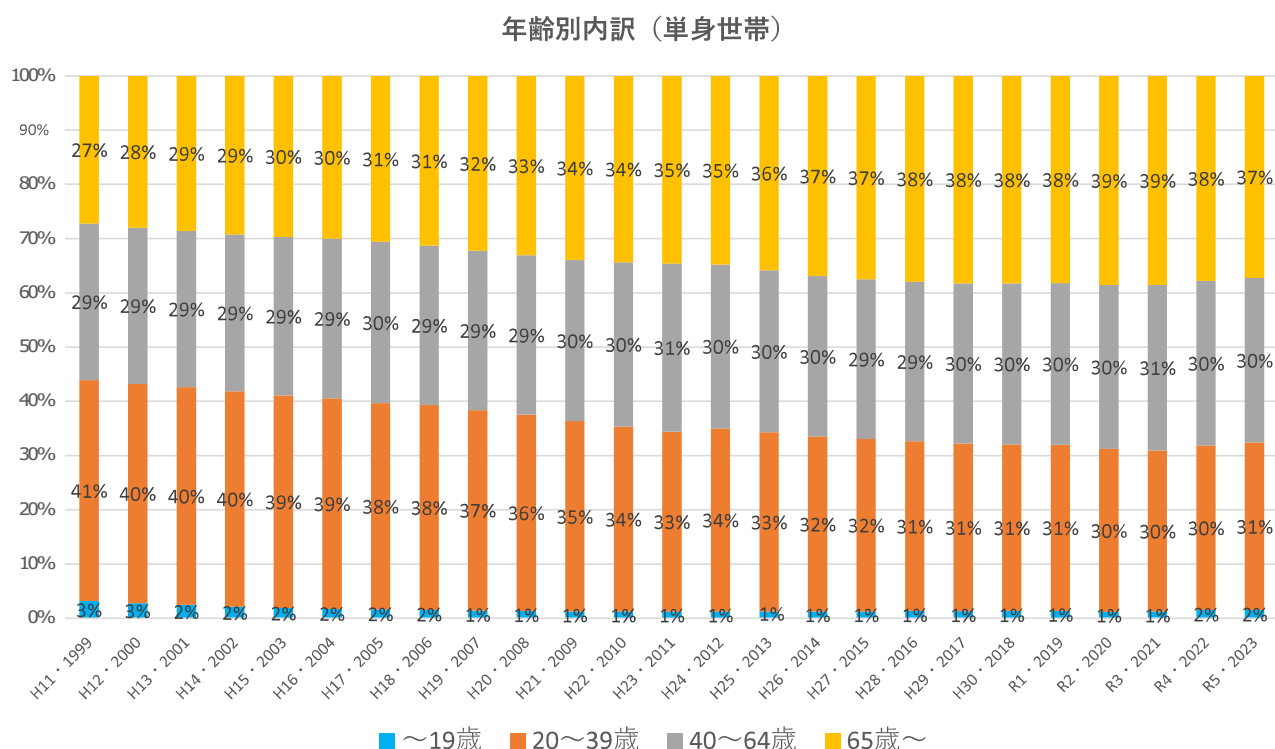


出典：京都市統計ポータル「住民基本台帳人口 詳細データ」を基に作成(各年10月時点)

22

## 2 人口等の動向：京都市の人口（単身世帯数の推移②）

単身世帯数の年齢別内訳で見ると、長期的には高齢者世帯の割合が増加している。

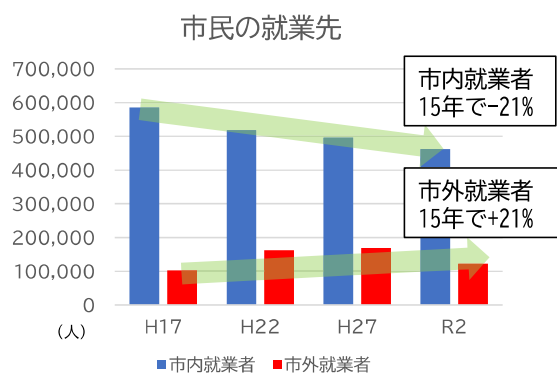


出典：京都市統計ポータル「住民基本台帳人口 詳細データ」を基に作成（各年10月時点）

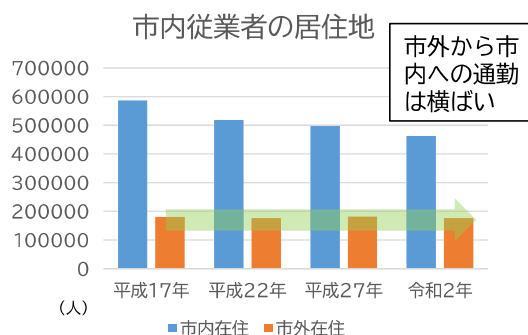
23

## 3 産業の動向：市内に常住する従業者の就業地等の変化

市民の働く場が市内から市外へシフトしている。



出典：国勢調査を基に作成

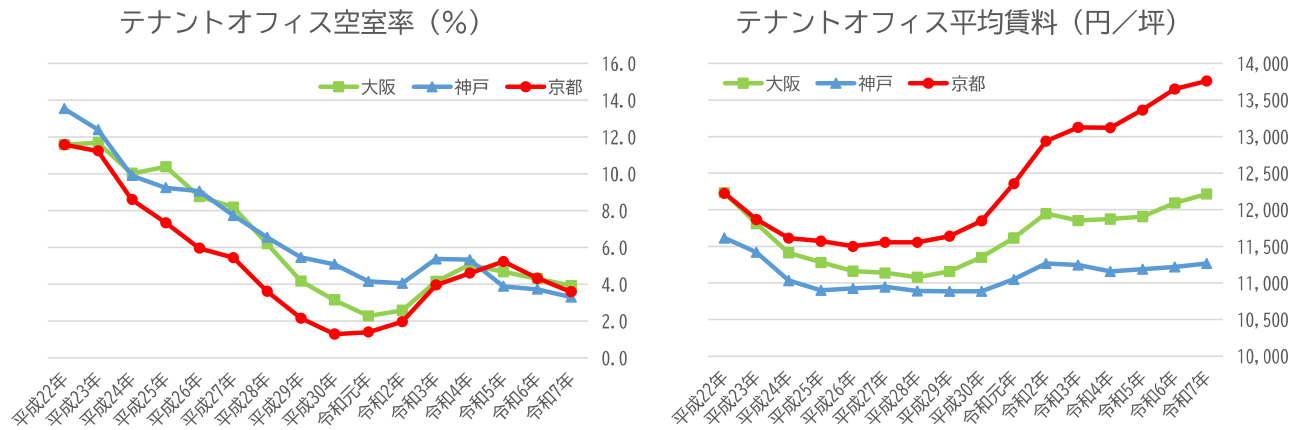


出典：国勢調査を基に作成

24

### 3 産業の動向:テナントビルの空室率と平均賃料の推移

テナントオフィスは空室率が低く、賃料が高い傾向にある。

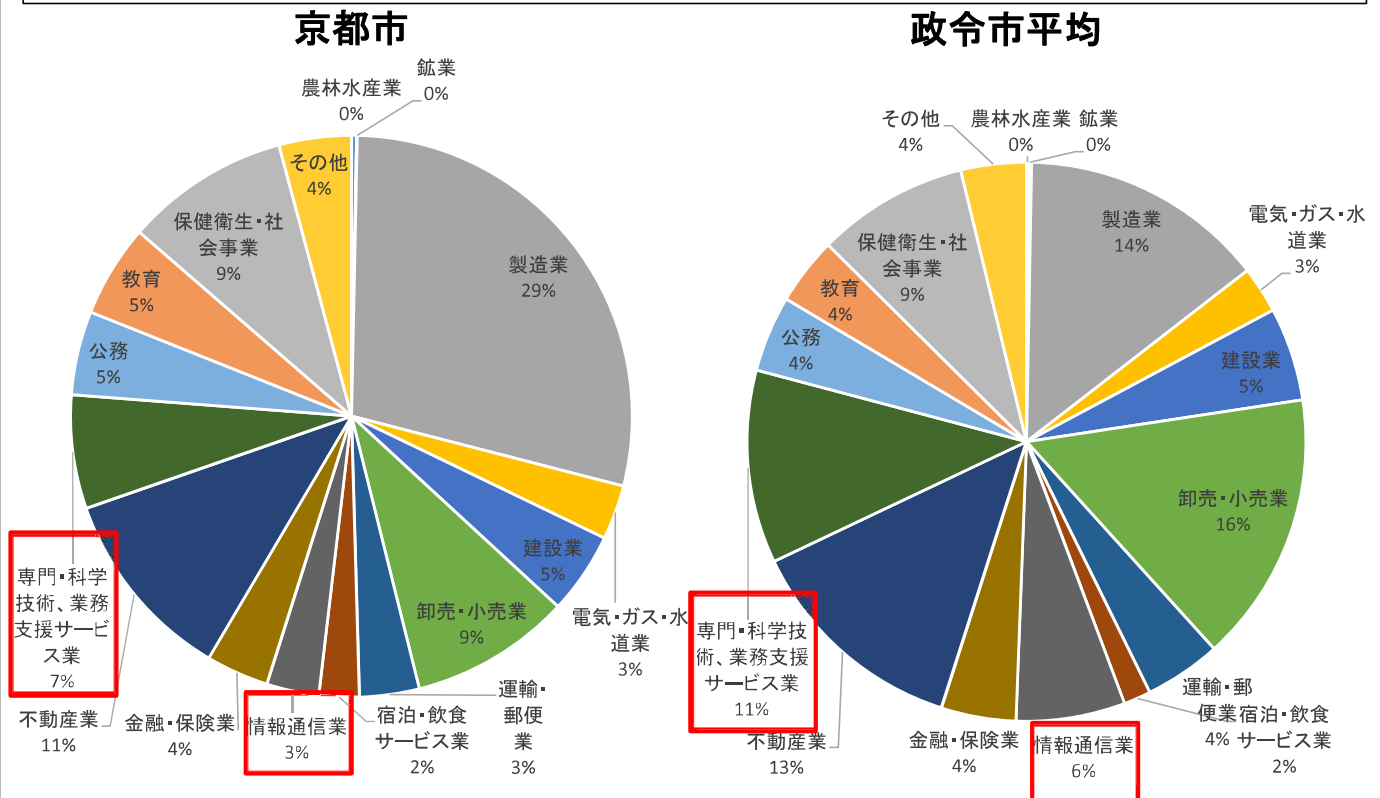


出典:三鬼商事「オフィスマーケット」(延床面積1,000坪以上のテナントビルを対象に調査。各年1~12月の平均値を算出、令和7年については1~2月の平均値)

25

### 3 産業の動向:市内総生産の構成比(京都市と政令市平均)

本市の市内総生産の構成比は、政令市平均と比較すると、専門・科学技術、業務支援サービス業や情報通信業のシェアが低い



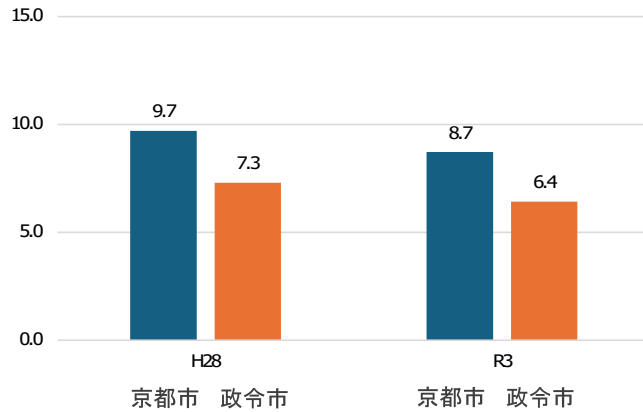
資料)各市「市民経済計算」令和3年より本市作成

26

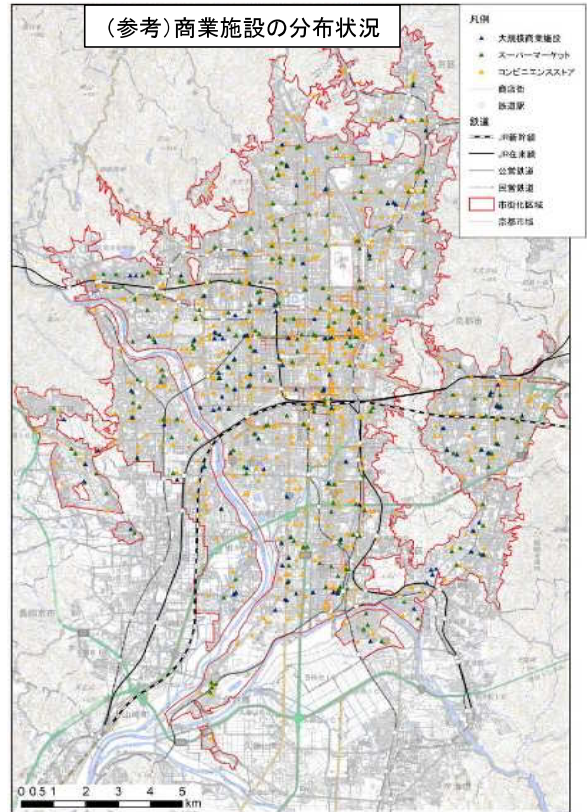
### 3 産業の動向：小売事業所数(市民千人当たり)

本市の市民千人当たりの小売事業所数は、政令市平均と比べ多い。

(所/千人)



資料) 総務省「商業統計調査」、総務省「経済センサス基礎調査」  
総務省「住民基本台帳」から本市作成(令和3年)



資料) NTTタウンページ㈱「iタウンページ」に掲載の大規模商業施設、スーパーマーケット、コンビニエンスストアを基に本市作成

27

### 3 産業の動向：日常生活に必要な施設(医療・福祉・商業)

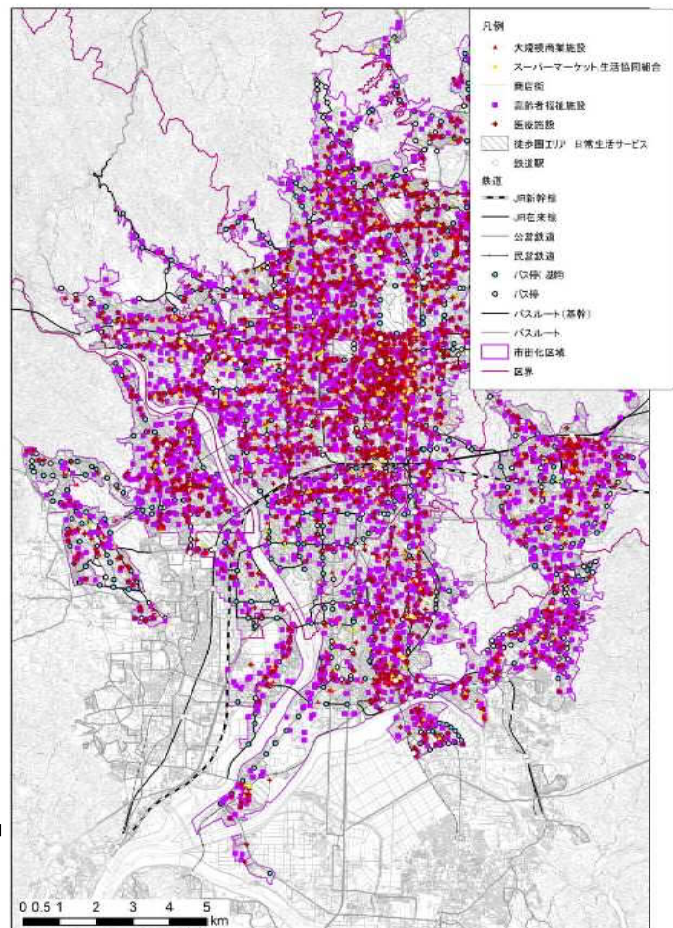
日常生活に必要な医療、福祉、商業施設と基幹的交通路線(1日30本以上の鉄道・バス路線)の全てを徒歩圏で利用できる人口の割合は、87%となっている。

日常生活サービスの徒歩圏充足率  
**87%**

基幹的交通路線のみで見た場合の徒歩圏充足率  
**89%**

資料)  
大規模商業施設、スーパーマーケット、生活協同組合: NTTタウンページ㈱「iタウンページ」  
商店街: 「きょうは買い物日和(全行政区)」  
高齢者福祉施設、医療施設: 国土交通省「国土数値情報(福祉施設データ)」

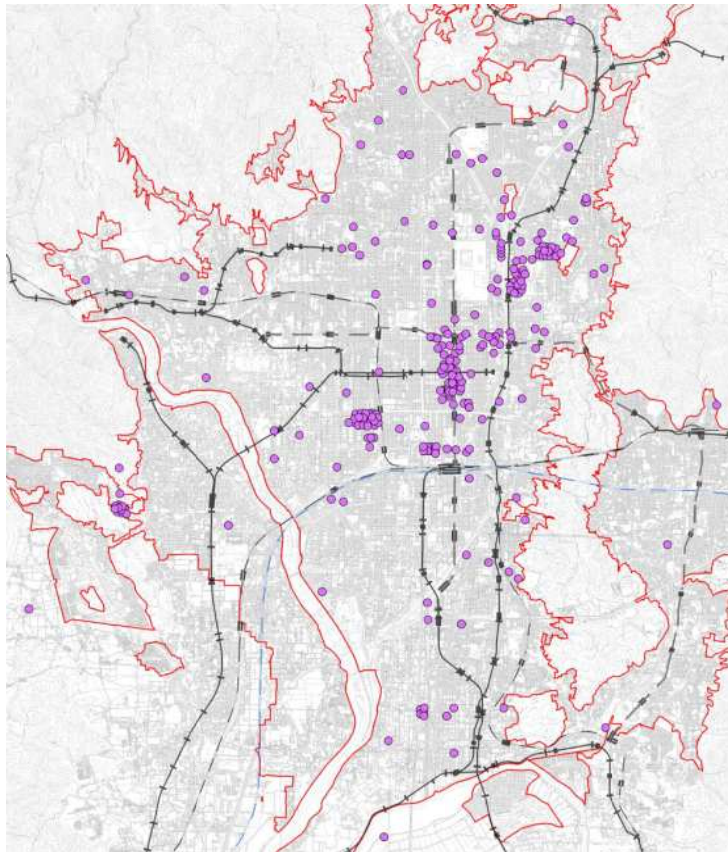
医療、福祉、商業と基幹的交通路線の全てを徒歩圏(施設及び鉄道駅: 半径 800m 圏、バス停: 半径 300m 圏)で享受できる人口の比率



28

### 3 産業の動向:スタートアップ企業の動向

市内には設立10年以内のスタートアップ企業が約270社立地しており、「京都大学(吉田、桂)」「京都リサーチパーク」「都心部」「京都駅北」などのエリアに多く立地している。



#### 凡例

- 市街化区域
- スタートアップ企業  
(同一建物内等に複数の企業がある場合は位置をずらして表記)

資料)スピーダ(Speeda)の情報を基に  
本市作成

29

### 3 産業の動向:伝統産業の動向

伝統産業を代表する西陣機業の企業数、総出荷金額、従業者(S59～)京友禅の生産数量(H24～)のいずれも、減少傾向が続いている。

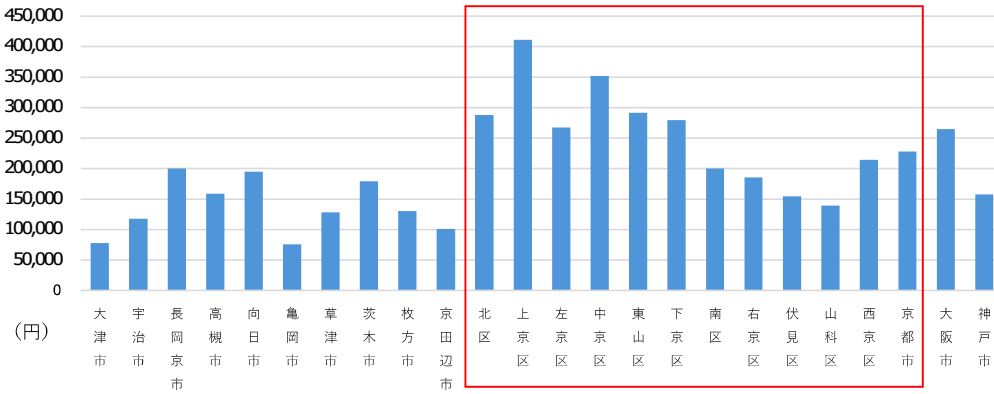


## 4 住まいの動向：地価等の状況

周辺市町村と比べ、マンション価格、地価ともに高い傾向にある。

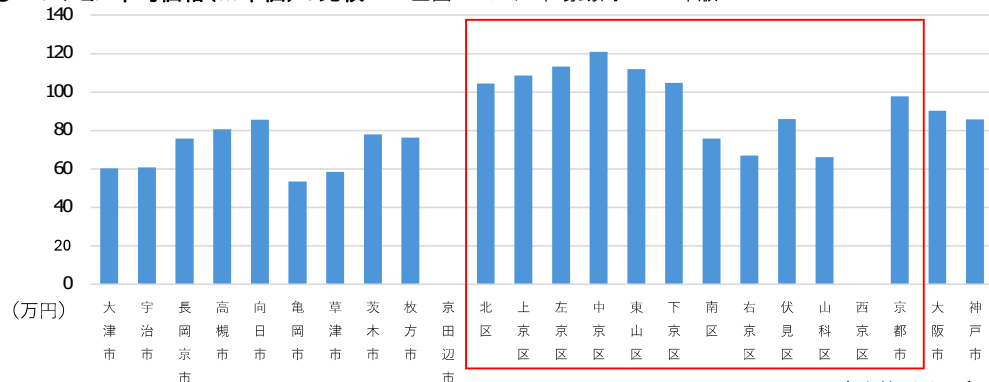
○ 地価公示(住宅地平均額)の比較

国土交通省「地価公示」(令和6年)



○ マンション平均価格(㎡単価)の比較

全国マンション市場動向 2024年版

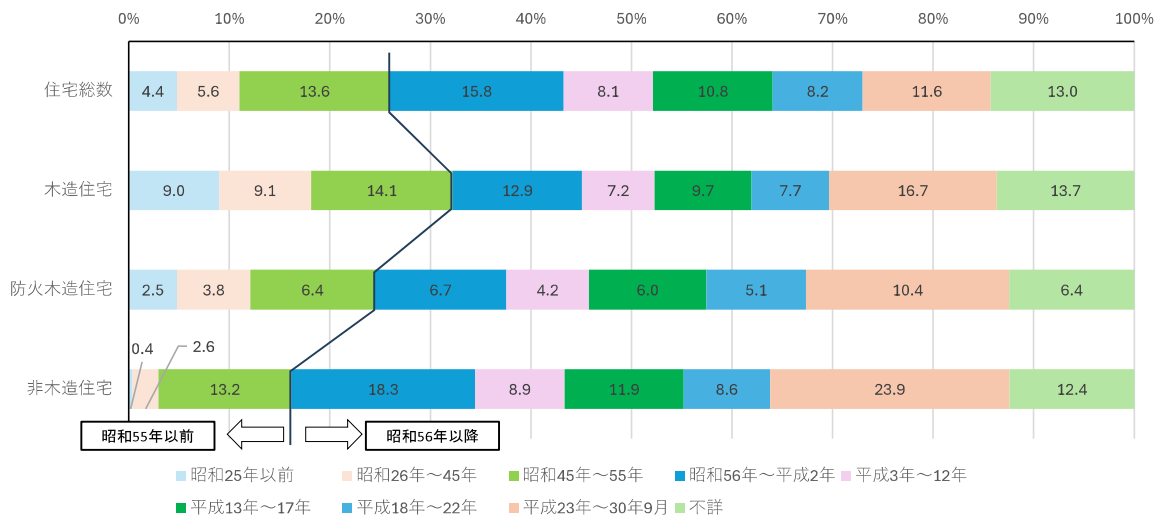


※空白箇所は、データなし

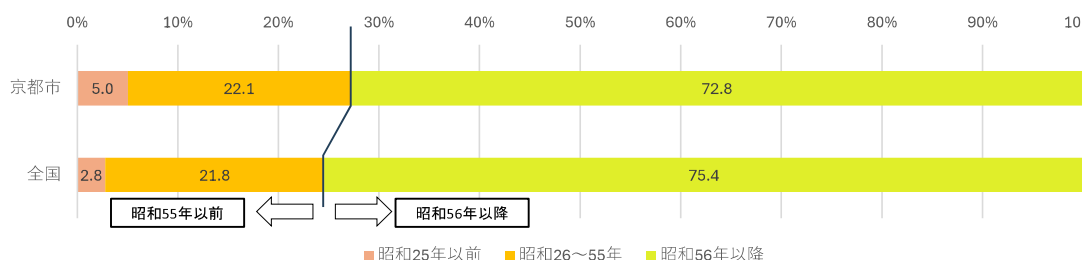
31

## 4 住まいの動向：住宅建築の年代別状況

市内の住宅の約25%は耐震基準が古い昭和55年以前に建築されている。



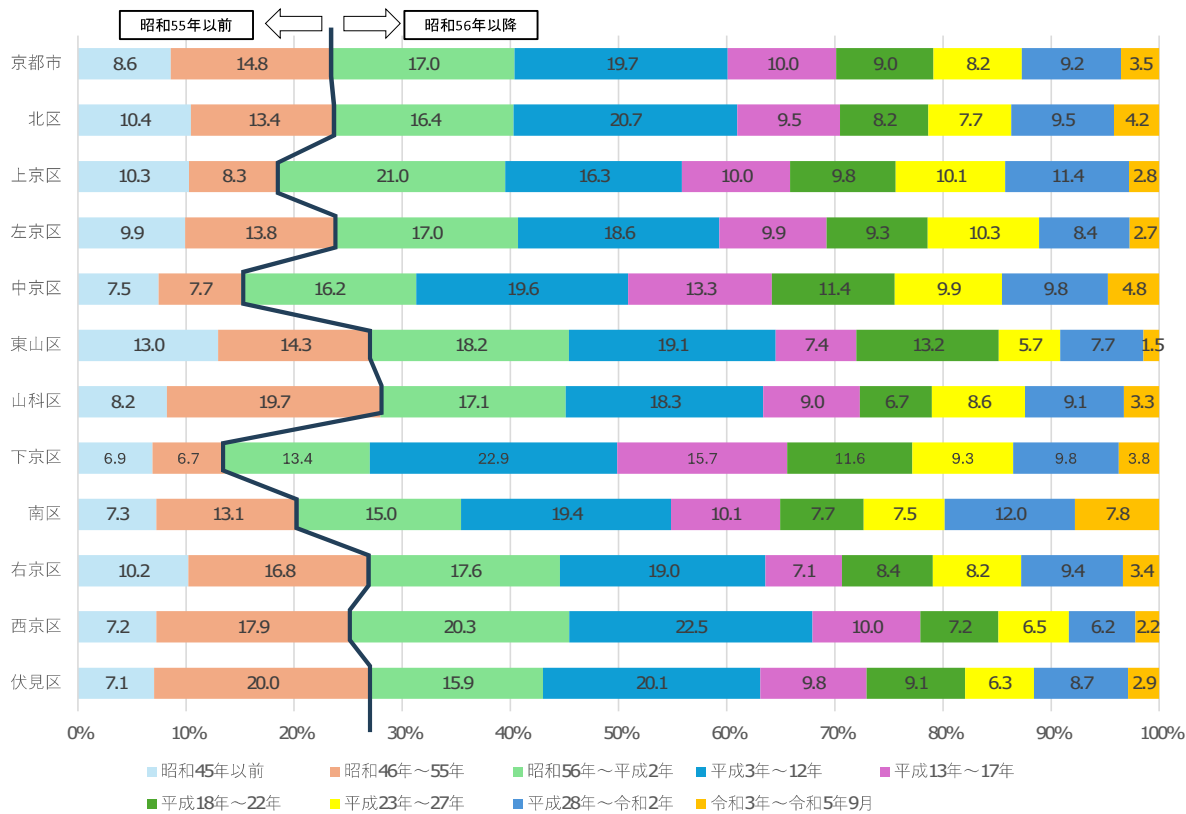
総務省「住宅・土地統計調査(平成30年)」



資料)総務省「住宅・土地統計調査(令和5年)」 32

# 4 住まいの動向：各行政区における住宅建築の年代別状況

耐震基準が古い昭和55年以前に建築されている住宅割合は伏見区、山科区、東山区の順で高い。

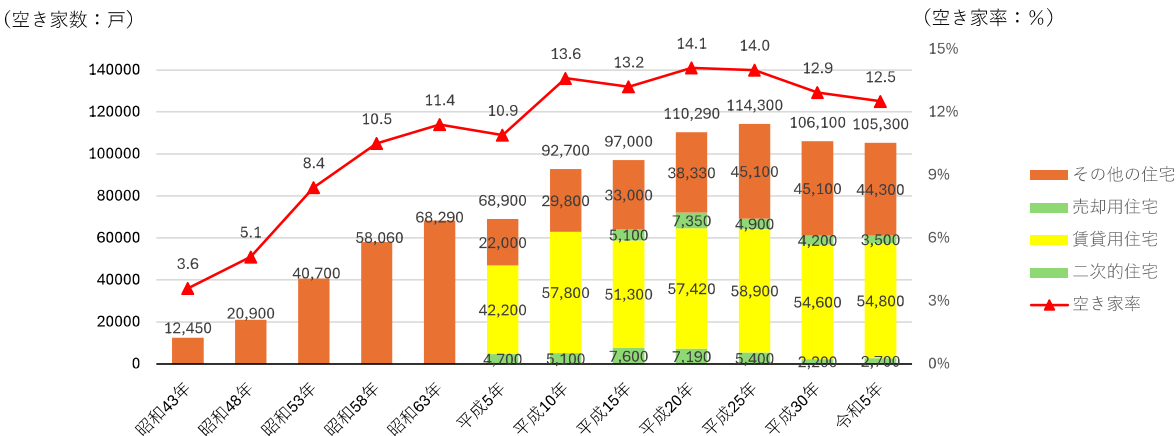


資料)総務省「住宅・土地統計調査(令和5年)」

# 4 住まいの動向：種類別の空き家数

空き家数は近年、11万件前後で推移。空き家の種類別では、本市は他政令市平均に比べ、市場に流通していない一戸建て等の割合が高い。

## 京都市の種類別の空き家数の推移



資料)総務省「住宅・土地統計調査(令和5年)」

## 種類別の空き家数の政令市平均との比較

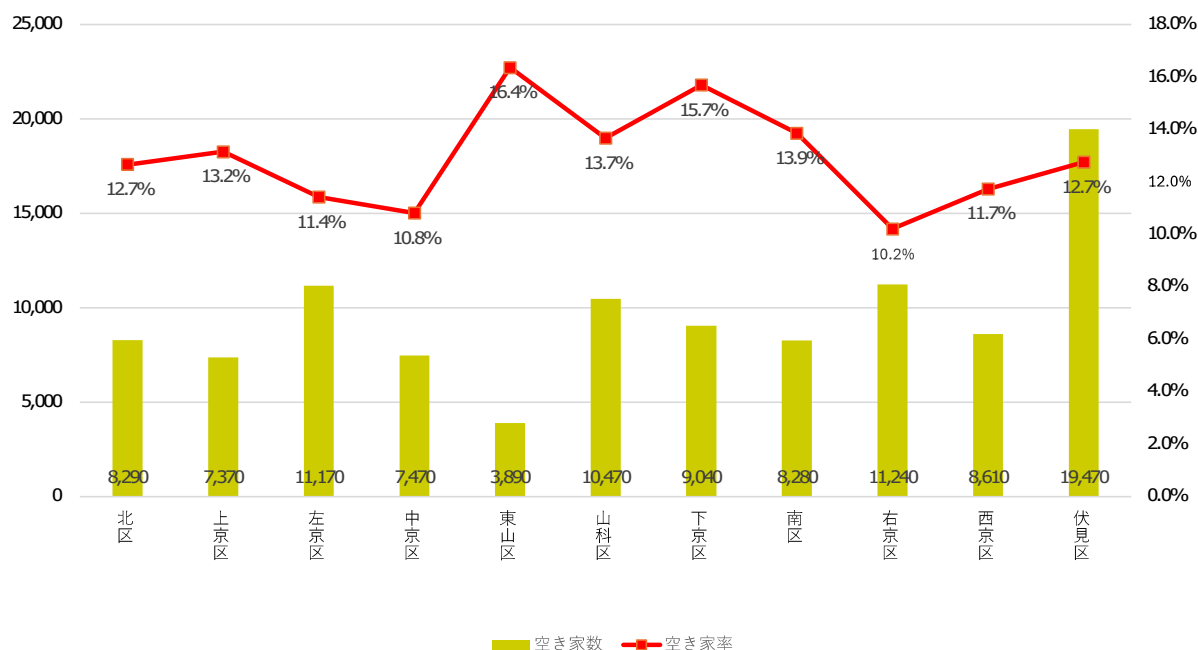
|        | 空き家数    | 二次的住宅 | 賃貸用    | 売却用   | その他の住宅(※)(空き家数に占める割合) |       |                            |
|--------|---------|-------|--------|-------|-----------------------|-------|----------------------------|
|        |         |       |        |       | 一戸建て                  | 長屋建て  | その他の住宅のうちの<br>一戸建て・長屋建ての割合 |
| 京都市    | 105,300 | 2,700 | 54,800 | 3,500 | 44,300 (42.1%)        |       |                            |
| 政令都市平均 | 92,320  | 1,205 | 59,110 | 4,555 | 24,700                | 2,500 | 61.4%                      |
|        |         |       |        |       | 27,450                |       | (29.7%)                    |
|        |         |       |        |       | 13,915                | 1,225 | 55.2%                      |

※ 二次的住宅(別荘など)、賃貸用、売却用以外の市場に流通していない空き家 総務省「住宅・土地統計調査(令和5年)」

## 4 住まいの動向：各行政区における空き家数、空き家率

空き家率は、東山区が最も高く、次いで南区、下京区、山科区が高くなっている。

(空き家数：戸)



資料) 空き家数及び空き家率：総務省「住宅・土地統計調査(令和5年)」

35

## 5 観光の動向：観光客数等の推移

観光客数は年間約5千万人以上が訪問。

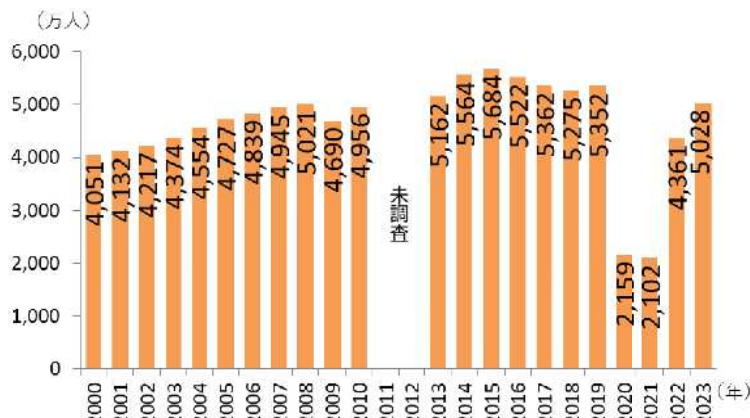
新型コロナウイルス感染症の影響で2020年、2021年は大幅に減少したが、2023年には観光需要が本格的に回復した。

観光客数(各年計)



出典：京都観光総合調査

※ 2020～2021年はコロナ禍のため、全国共通基準に基づく算出の代替として本市独自に推計(他の年との比較はできない)



出典：京都観光総合調査

※ 2020～2021年はコロナ禍のため、全国共通基準に基づく算出の代替として本市独自に推計(他の年との比較はできない)

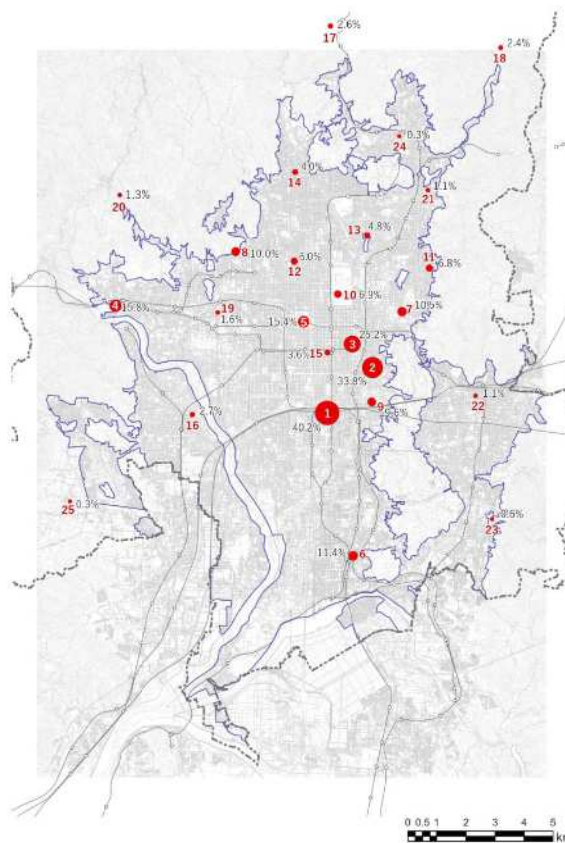
36

## 5 観光の動向：交流人口・観光客の訪問先(上位25位)

日本人の訪問先は、京都駅周辺、東山区、中京区の繁華街が多い。

### 日本人

| 順位 | 訪問地            |
|----|----------------|
| 1  | 京都駅周辺          |
| 2  | 清水・祇園周辺        |
| 3  | 河原町三条・四条周辺     |
| 4  | 嵯峨嵐山周辺         |
| 5  | 二条城・壬生周辺       |
| 6  | 伏見周辺           |
| 7  | 岡崎・蹴上周辺        |
| 8  | きぬかけの路周辺       |
| 9  | 東山七条周辺         |
| 10 | 京都御所周辺         |
| 11 | 銀閣寺・哲学の道・百万遍周辺 |
| 12 | 西陣・北野周辺        |
| 13 | 下鴨・北山周辺        |
| 14 | 上賀茂・鷹峯・紫野周辺    |
| 15 | 烏丸御池・四条烏丸周辺    |
| 16 | 松尾・桂周辺         |
| 17 | 鞍馬・貴船周辺        |
| 18 | 大原・八瀬周辺        |
| 19 | 太秦・花園周辺        |
| 20 | 高雄周辺           |
| 21 | 一乗寺・修学院周辺      |
| 22 | 山科周辺           |
| 23 | 醍醐周辺           |
| 24 | 岩倉周辺           |
| 25 | 大枝・大原野周辺       |



資料：「令和5年京都観光総合調査」  
(京都市産業観光局)より作成

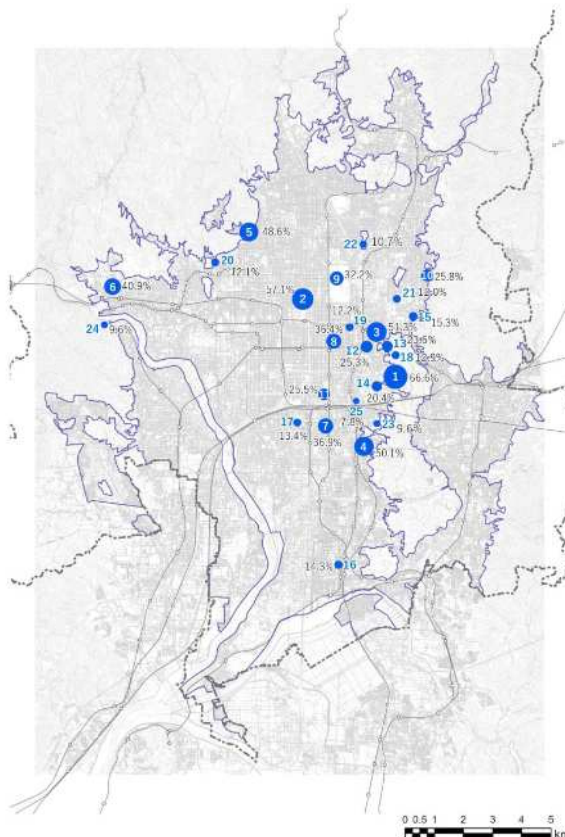
37

## 5 観光の動向：交流人口・観光客の訪問先(上位25位)

外国人の訪問先は、東山区、中京区の観光地や繁華街に加え、金閣寺、嵐山、伏見稲荷大社が多い。

### 外国人

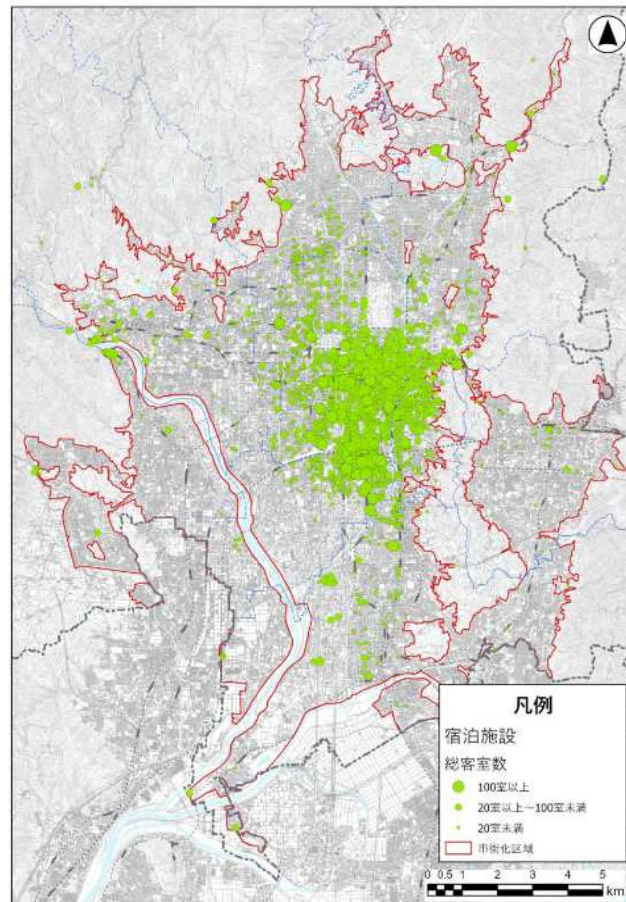
| 順位 | 訪問地            |
|----|----------------|
| 1  | 清水寺            |
| 2  | 二条城            |
| 3  | 祇園周辺           |
| 4  | 伏見稲荷大社         |
| 5  | 金閣寺            |
| 6  | 嵐山・嵯峨野周辺       |
| 7  | 京都駅周辺          |
| 8  | 錦市場周辺          |
| 9  | 京都御所           |
| 10 | 銀閣寺            |
| 11 | 京都タワー          |
| 12 | ギオンコーナー        |
| 13 | 八坂神社           |
| 14 | 東山周辺           |
| 15 | 南禅寺            |
| 16 | 伏見周辺(伏見稲荷大社以外) |
| 17 | 東寺             |
| 18 | 高台寺            |
| 19 | 河原町・四条周辺       |
| 20 | 龍安寺            |
| 21 | 平安神宮           |
| 22 | 下鴨神社           |
| 23 | 東福寺            |
| 24 | 嵐山モンキーパーク      |
| 25 | 三十三間堂          |



資料：「令和5年京都観光総合調査」  
(京都市産業観光局)より作成

38

## 5 観光の動向: 宿泊施設の立地状況

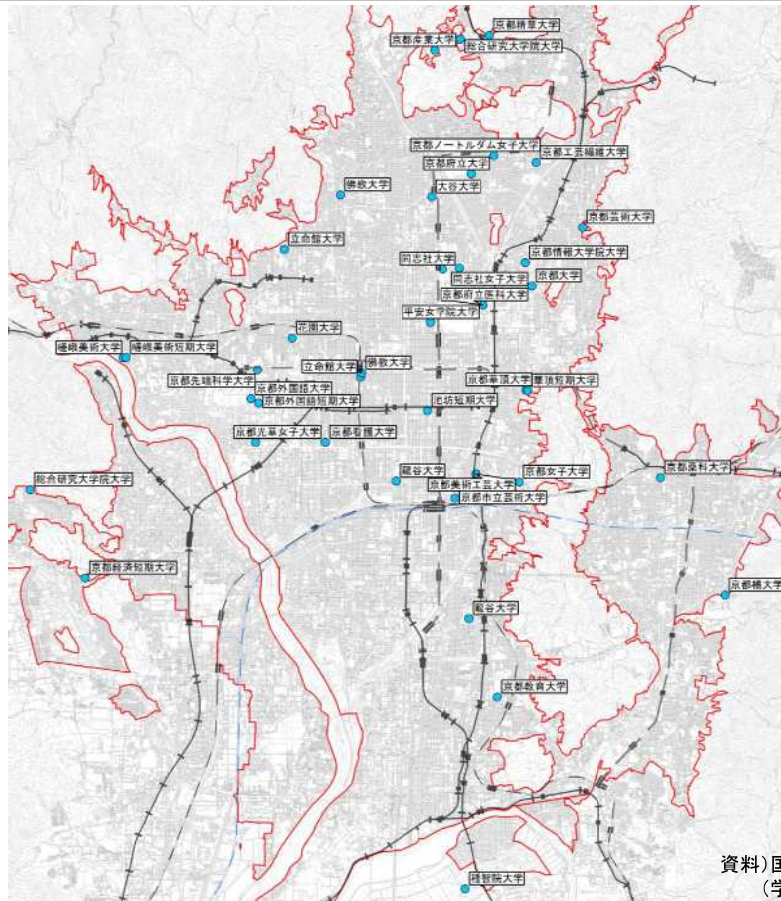


資料)京都市「旅館業許可台帳」  
を基に本市作成

39

## 6 その他: 大学・短期大学の立地状況

市内に38の大学や短期大学が広範囲に立地し、公共交通の徒歩圏で利便性が高い分布となっている。



### 凡例

- 市街化区域
- 大学、短期大学

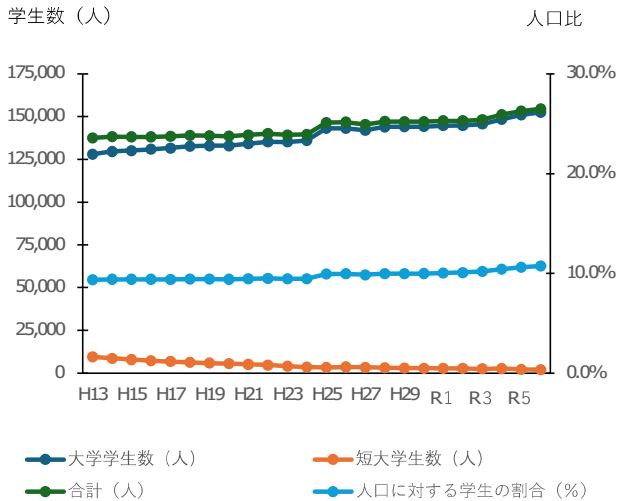
資料)国土交通省「国土数値情報」  
(学校データ)を基に本市作成

40

## 6 その他：学生数の推移、留学生数の推移

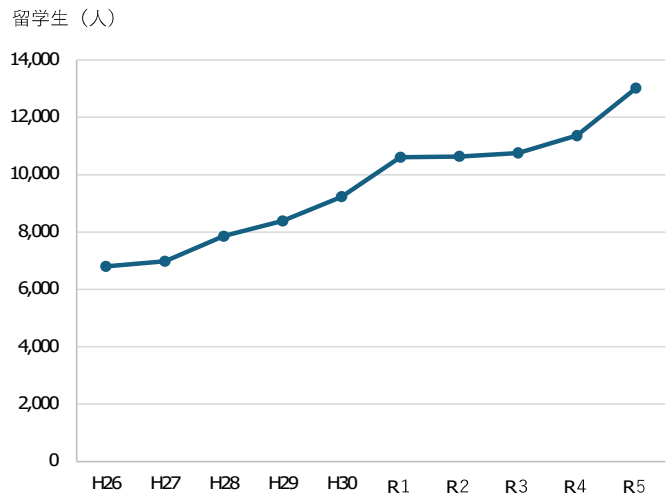
人口に対する割合が10.7%(15.2万人)と高いほか、留学生数も年々増加している。

学生数の推移



文部科学省「学校基本調査」（令和6年）

留学生数の推移

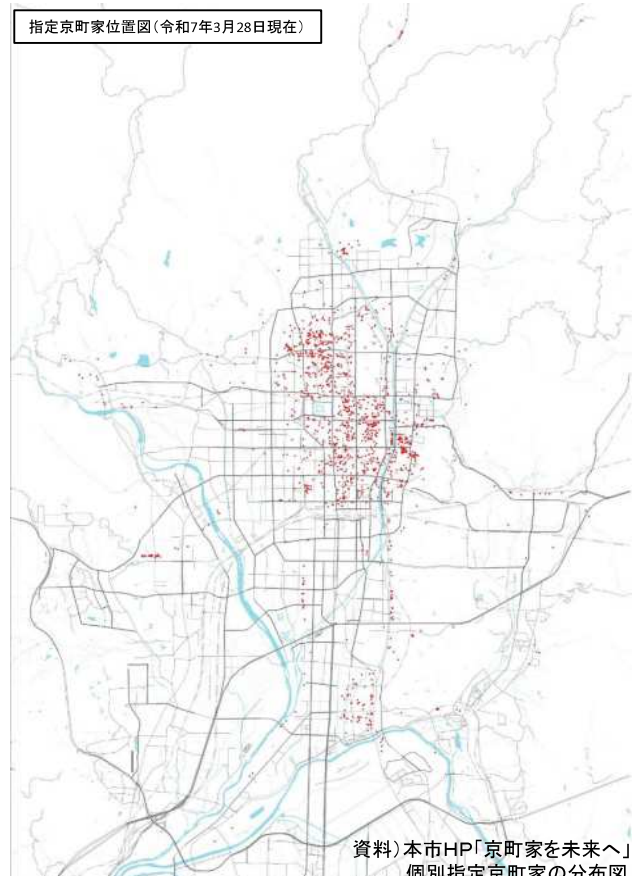
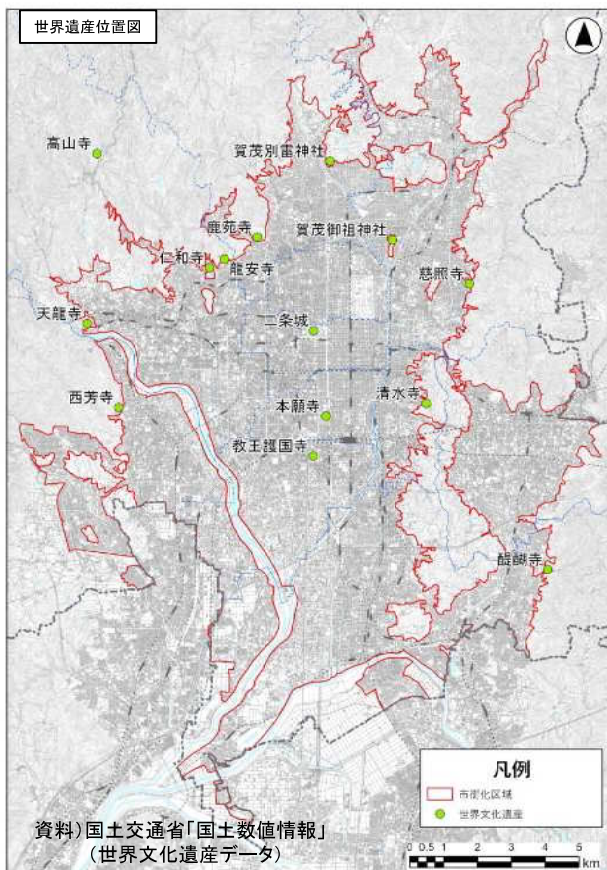


日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」(令和5年)

41

## 6 その他：世界文化遺産、指定京町家の分布状況

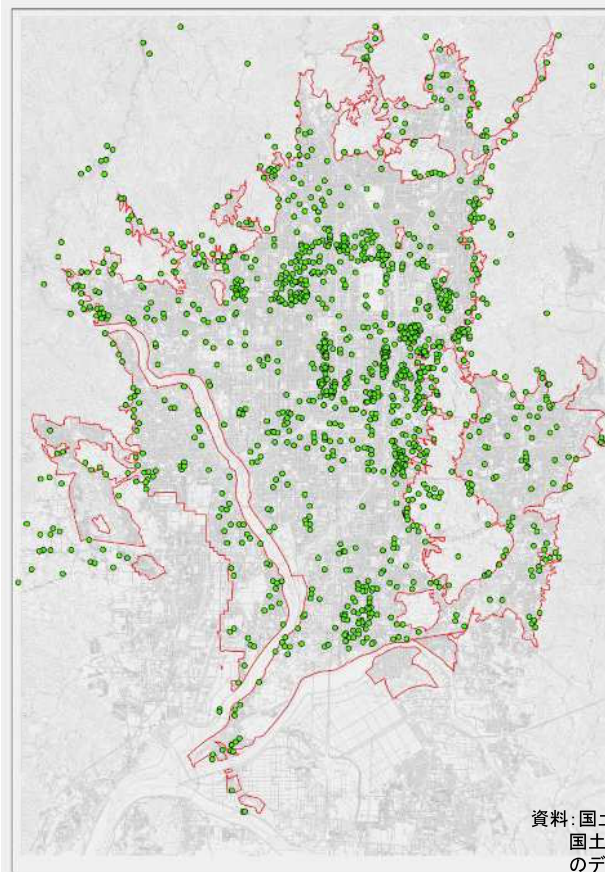
市内には、世界遺産を含む数多くの国宝や重要文化財、京町家などの歴史・文化資源が残されている。



42

## 6 その他：寺社の分布状況

寺社は、市内の中心部から、市街化調整区域も含めた周辺部にまで広く分布している。



### 凡例

- 市街化区域
- 寺社

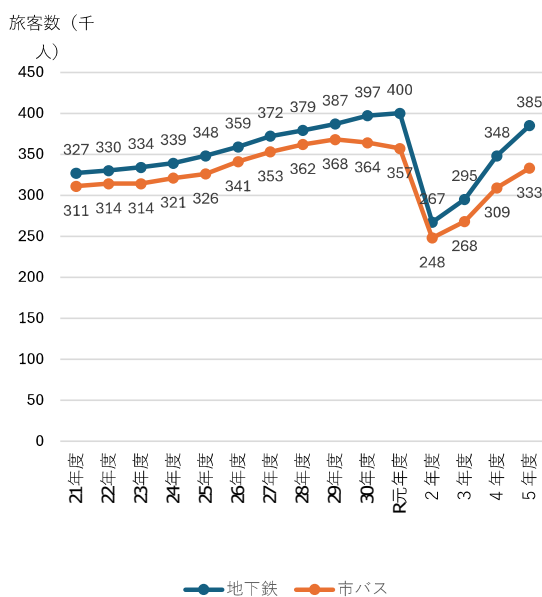
資料：国土地理院（国土基本情報のうち、神社、寺院）  
国土数値情報（観光資源のうち、神社・寺院・教会）  
のデータを基に本市作成

43

## 6 その他：公共交通の利用状況①

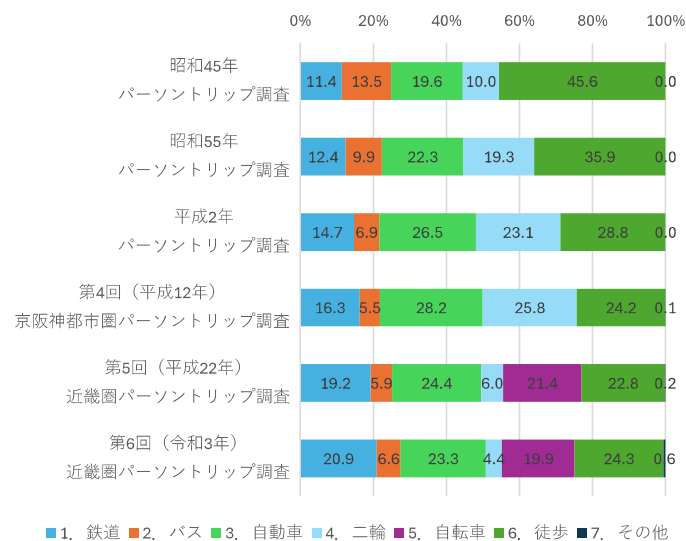
地下鉄・市バスの利用人員は、新型コロナウイルス感染症の影響大幅に減少したが、回復してきている。本市における代表交通分担率は、鉄道・バスを合わせた公共交通が最も多くなっている。

### 公共交通の旅客数の推移



京都市「交通事業白書」（令和5年）

### 代表交通分担率(平日)の推移



国土交通省「京阪神都市圏パーソントリップ調査」、「近畿圏パーソントリップ調査」（令和3年）

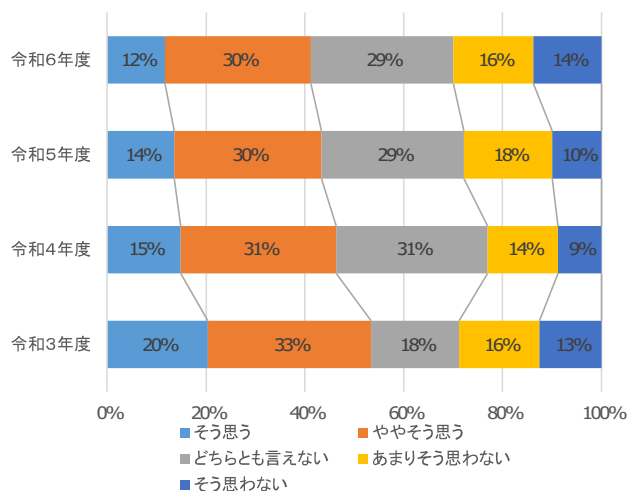
※平成22年調査より、従前の「二輪」を「自動二輪・原付」と「自転車」に細分化

## 6 その他：公共交通の利用状況②

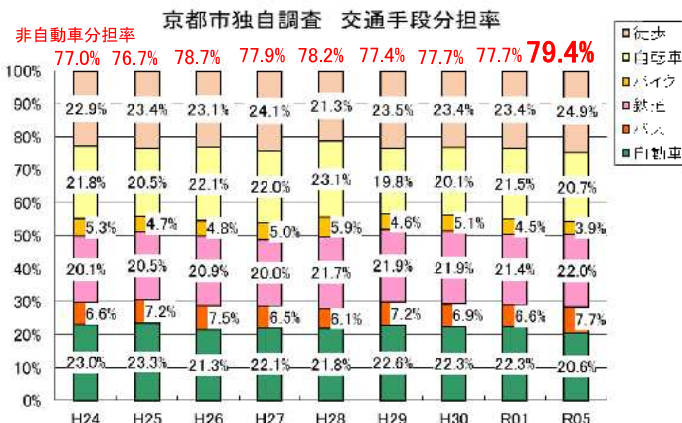
「京都市内の移動は公共交通が便利である」という設問に対し、「そう思う」又は「ややそう思う」と回答した方が令和3年度以降は減少傾向。一方、「そう思わない」又は「あまりそう思わない」と回答した方は、令和4年度以降は増加傾向。観光客の回復による影響の可能性がある。

非自動車分担率は、京都市独自調査の結果、令和5年度は79.4%と、過去最高となっている。

【市民生活実感調査】  
京都市内の移動は公共交通が便利である



(資料)京都市市民生活実感調査



○京都市独自調査...  
非自動車分担率の経年的推移を把握することを目的に、京都市民約1,000人を対象に、近畿圏パーソントリップ調査に準じた手法で実施するWEBアンケート調査

45

## 6 その他：持続可能な都市構築プラン【モニタリング指標】

| 方針      | 指標                             | 持続プラン策定時                                         | 最新値                                                   |
|---------|--------------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 各基本方針共通 | ① 総人口                          | 全域 1,475,183人 H27                                | 全域 1,463,723人 (国調)<br>全域 1,434,536人 (推計人口) R2<br>R7.6 |
|         | ② 人口構成                         | 年少人口 11%<br>生産年齢人口 62%<br>老年人口 27% H27           | 年少人口 11%<br>生産年齢人口 61%<br>老年人口 28% R2                 |
|         | ③ 人口密度                         | 98人/ha H27                                       | 98人/ha (国調)<br>96人/ha (推計人口) R2<br>R7.6               |
|         | ④ 若者(20代)の東京都・大阪府への転出入         | △2,145人 H30                                      | △2,729人 R6                                            |
|         | ⑤ 子育て層(30代)の京都府南部・滋賀県・大阪府への転出入 | △1,349人 H30                                      | △1,629人 R6                                            |
|         | ⑥ 交流人口(観光客)                    | 観光客数 5,362万人 H29                                 | 観光客数 5,028万人 R5                                       |
| 基本方針1   | ① 商業・業務施設の延床面積                 | 商業施設 8,381千㎡<br>業務施設 6,764千㎡ H30                 | 商業施設 8,627千㎡<br>業務施設 6,278千㎡ R6                       |
|         | ② オフィスの空室率                     | 1.28% H30                                        | 4.32% R6                                              |
|         | ③ 医療施設の延床面積                    | 995千㎡ H30                                        | 991千㎡ R6                                              |
| 基本方針2   | ① 市民千人当たりの小売事業所数               | 9.7所/千人 H28                                      | 8.7所/千人 R3                                            |
|         | ② 日常生活サービス施設の徒歩圏充足率            | 87% H22                                          | 87% R2                                                |
|         | ③ 住宅数                          | 692,800戸 H25                                     | 731,200戸 R5                                           |
|         | ④ 空家数                          | 114,300戸 H25                                     | 105,300戸 R5                                           |
|         | ⑤ 代表交通手段分担率(非自動車分担率)           | 75.6% H22                                        | 76.7% R3                                              |
|         | ⑥ 自転車走行環境の整備延長                 | 73.5km H30                                       | 180km R3                                              |
| 基本方針3   | ① 工場の面積                        | 6,746千㎡ H30                                      | 7,433千㎡ R6                                            |
|         | ② 工業地域の用途別土地利用                 | 工業施設 2,366千㎡<br>専用住宅 2,183千㎡<br>商業施設 1,432千㎡ H30 | 工業施設 2,435千㎡<br>専用住宅 2,249千㎡<br>商業施設 1,464千㎡ R3       |
|         | ③ 市内で働く市民の数                    | 496,744人 H27                                     | 462,899人 R2                                           |
| 基本方針4   | ① 伝統産業従事者数                     | 19,357人 H27                                      | 18,419人 R1                                            |
|         | ② 大学生数                         | 147,034人 H29                                     | 154,422人 R6                                           |
|         | ③ 留学生数                         | 8,386人 H29                                       | 13,023人 R5                                            |
|         | ④ 京町家数                         | 40,146軒 H28                                      | 34,580軒 R6                                            |
| 基本方針5   | ① 農林地面積                        | 耕地面積 3,104ha<br>森林面積 61,003ha H28                | 耕地面積 2,976ha<br>森林面積 60,973ha R4                      |
|         | ② 市街化区域外の人口                    | 定住 26,568人 H27                                   | 定住 23,696人 R2                                         |

46

# 現行 都市計画マスタープラン期間の時代変化（直近15年）

資料2-2

| 現行「都市マス」第1回見直し（2012.2） |                                                                                    |               |                    |               |                                                                                 |               |                                                                                    |                                                              |                                                           |                   |                                                     |                       |                                                                                                             |                                              | ◆「持続可能な都市構築プラン」策定（2019.3） |  |  | 現行「都市マス」第2回見直し（2021.9） |  |  | 次期「都市マス」策定の検討 |  |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------|--|--|------------------------|--|--|---------------|--|
|                        | H24<br>(2012)                                                                      | H25<br>(2013) | H26<br>(2014)      | H27<br>(2015) | H28<br>(2016)                                                                   | H29<br>(2017) | H30<br>(2018)                                                                      | R1<br>(2019)                                                 | R2<br>(2020)                                              | R3<br>(2021)      | R4<br>(2022)                                        | R5<br>(2023)          | R6<br>(2024)                                                                                                | R7<br>(2025)                                 |                           |  |  |                        |  |  |               |  |
| 時代の潮流                  | ◆真のワーク・ライフ・バランス推進計画(2012.3)                                                        |               |                    |               | ◆Society5.0(2016.1)                                                             |               |                                                                                    | ◆京都市レジリエンス戦略(2019.3)<br>◆ウォーカーブルシティ(2019.6)                  |                                                           |                   | ◆外国人宿泊客数初の500万人超え(2023)<br>◆新型コロナ規制解除(2023.5)       |                       | ◆新京都戦略策定(2024.3)<br>◆ライドシェア始動(2024.4)<br>◆米国相互関税政策(2025.4)                                                  |                                              |                           |  |  |                        |  |  |               |  |
| 国の動向                   | ◆都市再生安全確保計画制度(2012.7)<br>「京都市持続可能な都市構築プラン」で制度を活用(2019.3)                           |               | ◆国土強靱化基本法(2013.12) |               | ◆立地適正化計画(2014.8)                                                                |               | ◆物流総合効率化法の改正(2016.10)<br>大規模自然災害等への事前防災、減災、迅速な復興復旧                                 |                                                              | ◆都市再生特別措置法等の改正<br>・「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出<br>・居住エリアの環境向上 等 |                   |                                                     | ◆ロシア、ウクライナへ侵攻(2022.3) |                                                                                                             | ◆物流の2024年問題(2024.4)<br>◆南海トラフ被害想定見直し(2025.3) |                           |  |  |                        |  |  |               |  |
|                        | 都市農地を、これまでの「宅地がすべきもの」から、都市に「あるべきもの」ととらえること明確化                                      |               |                    |               | ◆都市農業振興基本計画(2016.5)                                                             |               | ◆地域未来投資促進法(2017.7)<br>「多世代共生型のまち」への転換<br>・住宅団地の再生<br>・空き家を活用した移住促進<br>・公的不動産の利活用 等 |                                                              |                                                           | ◆地域再生法の改正(2020.1) |                                                     |                       | ◆盛土規制法の制定(2023.5)                                                                                           |                                              |                           |  |  |                        |  |  |               |  |
| 自然災害                   | ◆台風26号(2013.10)<br>◆平成25年猛暑(2013.夏)<br>◆平成26年8月豪雨(2014.8)                          |               |                    |               | ◆熊本地震(2016.4)                                                                   |               |                                                                                    | ◆大阪府北部地震(2018.6)<br>◆北海道胆振東部地震(2018.9)                       |                                                           |                   | ◆福島県沖地震(2022.3)                                     |                       | ◆南海トラフ臨時情報(2024.8)<br>◆能登半島地震(2024.1)                                                                       |                                              |                           |  |  |                        |  |  |               |  |
|                        | ◆台風21,24号(2018.9)<br>◆令和元年東日本台風(2019.10)<br>◆令和2年7月豪雨(2020.7)<br>◆令和3年7月豪雨(2021.7) |               |                    |               | ◆台風15号(2019.9)<br>◆令和元年東日本台風(2019.10)<br>◆令和2年7月豪雨(2020.7)<br>◆令和3年7月豪雨(2021.7) |               |                                                                                    | ◆熱海市伊豆山土石流(2021.7)                                           |                                                           |                   | ◆令和4年8月の大雨(2022.8)<br>◆令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号(2023.6) |                       | ◆夏の平均気温過去最高(2024.8)<br>◆能登豪雨(2024.9)                                                                        |                                              |                           |  |  |                        |  |  |               |  |
| 主な都市マス関連施策等            | ◆向日町上鳥羽線開通(2013.3)                                                                 |               |                    |               | ◆都市再生緊急整備地域の区域拡大(2013.7,2015.7)                                                 |               |                                                                                    | ◆用途地域等の見直し<br>京都駅周辺等(2015.12)<br>◆用途地域等の見直し<br>五条通等(2019.12) |                                                           |                   | ◆向島N.T都市計画の見直し(2022.7)                              |                       | ◆全市的な用途地域等の見直し(2023.4)<br>◆洛西N.T都市計画の見直し(2023.11)<br>◆らくなん進都の都市計画の見直し(2023.11)<br>◆都市再生緊急整備地域の区域拡大(2024.12) |                                              |                           |  |  |                        |  |  |               |  |
|                        | ◆四條通歩道拡幅事業完了(2015.10)                                                              |               |                    |               | ◆新十條通無料化(2019.4)                                                                |               |                                                                                    | ◆JR「梅小路京都西駅」誕生(2019.3)                                       |                                                           |                   | ◆新名神城陽-八幡京田辺開通(2021.4)                              |                       | ◆京都市立芸術大学移転(2023.10)                                                                                        |                                              |                           |  |  |                        |  |  |               |  |
|                        | ◆「京都水族館」開業(2012.3)                                                                 |               |                    |               | ◆「ロームシアター京都」開館(2016.1)<br>◆「京都鉄道博物館」開業(2016.4)                                  |               |                                                                                    | ◆「京都市京セラ美術館」開館(2020.5)                                       |                                                           |                   | ◆上下水道局庁舎完成(2022.4)                                  |                       | ◆文化庁移転(2023.3)<br>◆市庁舎完成(2025.3)                                                                            |                                              |                           |  |  |                        |  |  |               |  |

将来予測が難しく不確実性が高い時代に

将来予測が難しく不確実性が高い時代に

## 現行「都市マス」

### ～京都の都市特性を踏まえた「持続可能な都市構造」～

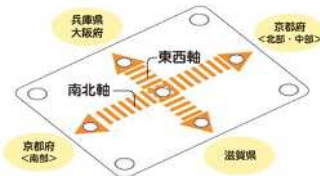
#### ① 京都市の特性を踏まえた土地利用の展開

- 保全・再生・創造の土地利用
- 山間部から市街地内部にかけての段階的な空間形成
- 京都ならではの魅力と都市活力の循環



#### ② 都市活力の向上と安心安全・脱炭素社会を実現する都市構造の形成

- 交通拠点を中心とした都市拠点の強化
- 地下鉄をはじめとする鉄道やバスなどの公共交通をはじめとした都市軸の活用
- 近隣都市との一体性や相互の効果を踏まえた都市圏の強化



#### ③ 相互につながる個性的な地域の形成

- 個性的な地域の形成
- 地域をつなぐネットワークの強化
- これからの「暮らしと営み」に対応したまちづくりの推進

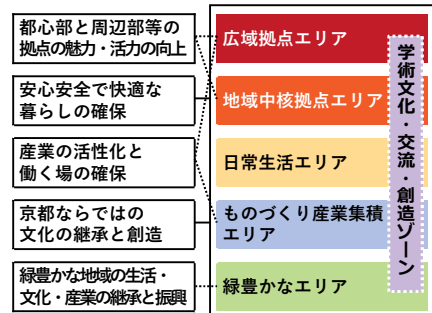


## 京都市持続可能な都市構築プラン（立地適正化計画）

### ～3つの基本コンセプト～

- 京都のブランド性（京都の都市特性を基礎とするまちづくり）
- 地域の多様性（市域全体の持続性を確保するまちづくり）
- 暮らしと活動の機能性（人々の活動を重視するまちづくり）

### ～5つの基本方針と地域分類～



## 京都基本構想（仮称）（年内策定予定） （令和8(2026)～令和32(2050)年）

### わたしたち京都市民がめざすまち

#### 1 歴史と文化を介して人間性を恢復（かいふく）できるまち

- (1) 本物（ほんまもん）を追究・創造し続ける
- (2) 世界の文化と交流し、新たな文化を創造し続ける
- (3) 「夢中」と「感動」に溢れ、学び続けられる
- (4) 平穏と静寂のもとで自己と世界と深く向き合える

#### 2 自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち

- (1) 謙虚に自然と関わり続ける
- (2) 災害や感染症などの危機からしなやかに立ち直る

#### 3 自他の生をともに肯定し尊重し合えるまち

- (1) 多層的でゆるやかなつながりが続く
- (2) 支え合いの中で日々の生活を営める
- (3) ひとりひとりの個性や価値観を尊重し合える

出典：令和7年7月 ハブリックコメント資料

## 新京都戦略 （～令和9（2027）年度）

### すべての人に 「居場所」と「出番」がある 「突き抜ける世界都市 京都」 の実現

- 「ウェルビーイングなまち」  
まち中に夢中になれるものが満ちあふれ、誰もが幸せを感じ、互いにつながり、支え合い、生きがいを持って活躍できる
- 「ぬか床のようなまち」  
世界中から、京都の価値に共感する多彩な人々がつどい、市民、地域、企業などの多様な主体と交ざり合い、そのつながりから新たな価値を創造する
- 「世界があこがれる  
唯一無二のまち」  
日本中、世界中の人々から、住みたい、働きたい、活躍したいと思われ、選ばれる

連携

## 次期「都市マス」のポイント

### ～新たに策定される京都基本構想（仮称）に合わせて全面的に刷新～

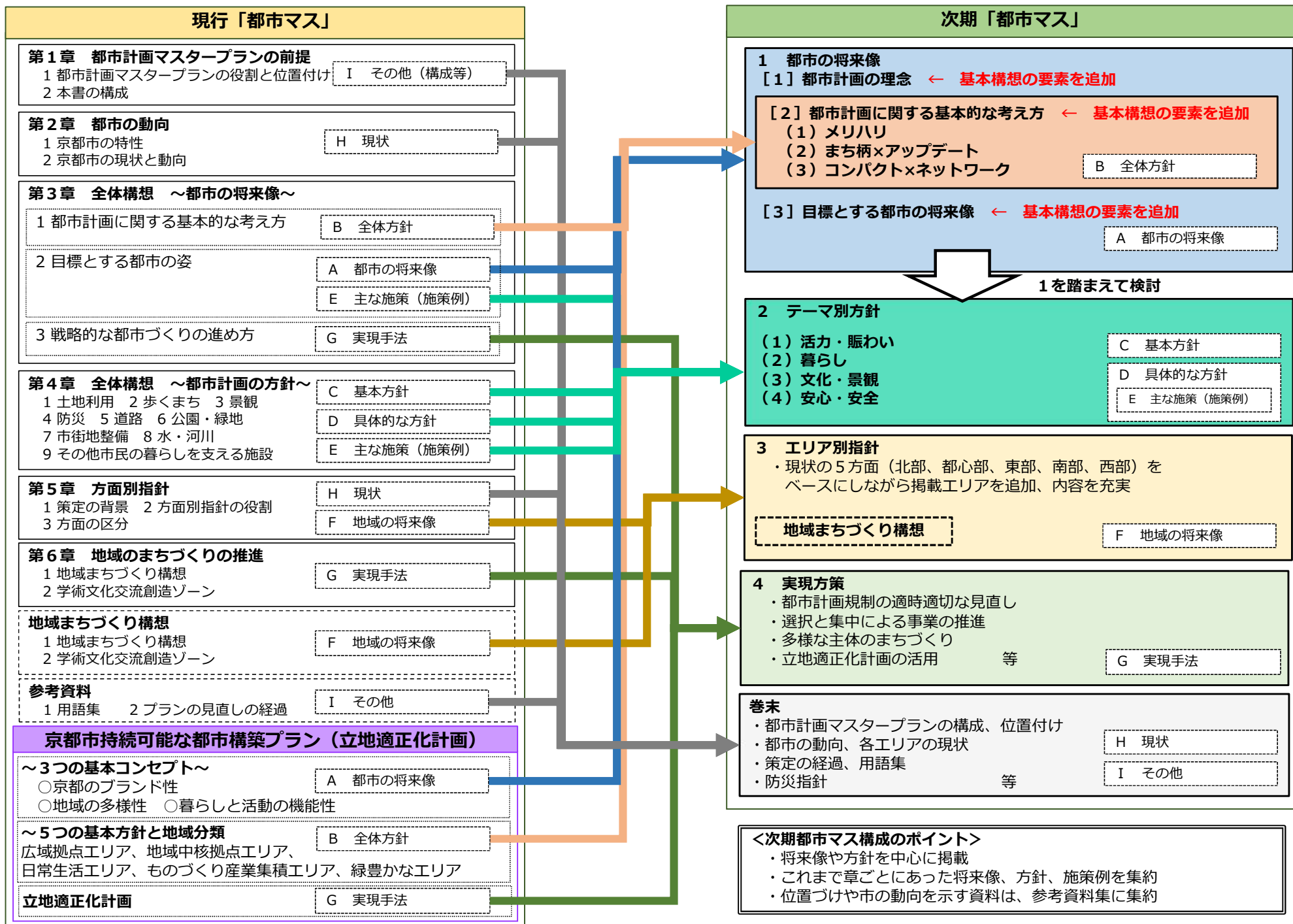
- ① 「世界中の国や地域から突き抜けた人材が集まるまち」の視点を追加  
「多様で多彩な人々がこのまちと交ざり合う中で生まれる新たな文化を積極的に受容しながら、日本中・世界中の人々から活動の拠点として選ばれるまち、また、世界に類を見ない独自の価値を創造し続けるまち」としてあるべき姿を追加する。

#### ② エリア別方針の充実

現在の方面別指針をさらに深化させエリア別特性（「まち柄」）やそれを活かした将来像を示す。

#### ③ 読みやすくシンプルに（構成の見直し）

現在の記載内容を別添の形に分類・整理する。京都市民だけでなく、世界中の人も共有できる都市マスを目指す。



## 「都市の将来像」等議論のためのたたき台

### 第 1 章 都市の将来像（京都基本構想（仮称）案を反映）

### 本日の論点

#### 〔1〕都市計画の理念

京都は、794 年の平安京建都以来、1200 年を超える期間、都市としての変化・成長を遂げてきました。その長い歴史を振り返ると、先人達は建都以来幾度もの試練に遭い、自らの暮らしを守るために、知恵と力を結集し、世界中の文化や技術も積極的に受け入れながら、伝統に創造を加え、山紫水明の自然の中に、常に個性のある「まち」を築いてきました。

その中で、人間と自然を不可分で一体的な存在と捉える自然観を宿した生活様式や文化様式が根付くとともに、数多くの大学や研究機関が集積する世界有数の学術都市、精密機器や先端技術産業の国内主要拠点の一つとなり、学術と文化・藝術の双方において世界有数の都市、いわば「学藝の府」となりました。

こうした京都の優れた伝統を継承し、市民が安心・安全で豊かな暮らしの実現を目指すことで、時々の問題に対応しつつ、まちと自然、歴史や伝統と新たな創造、京都の文化と日本・海外の文化、それぞれの調和と共生を育みながら、未来に向かって、世界の京都としての位置を確かなものとする都市づくりが本市の都市計画の理念といえます。

本章では、この都市計画の理念の実現に向けて、都市計画の基本的な考え方や目標とする都市の将来像を共有します。

#### 〔2〕都市計画に関する基本的な考え方

##### （1）メリハリ

京都の歴史や文化、そして、わたしたちの日々の暮らしの土台となる、三山をはじめとする豊かな自然や景観を守りながら、学術都市として、また、先端技術産業等の主要拠点として今後も発展していくため、バランスに配慮したまちづくりを進めます。

##### ① 「保全」・「再生」・「創造」のゾーンに大別

市街地の規模は拡大しないことを基本としつつ、市域を「保全」「再生」「創造」の 3 ゾーンに大別し、これを都市づくりの基本としながら、各ゾーンでもバランスの取れた土地利用を誘導します。

##### ② 山麓部から市街地内部にかけて段階的な空間構成

三山の景観をいかしながら、山ろく部から市街地内部にかけて段階的な空間構成とします。

○ 保全ゾーン：低層又は中低層を主体

再生ゾーン：中低層又は中高層を主体

創造ゾーン：中低層又は中高層を主体としつつ、環境にも配慮しながら高層も許容

##### ③ 景観、住環境、都市機能のバランスに配慮した土地利用

景観の骨格は堅持しつつ、景観・住環境・都市機能の 3 つの観点を考慮しながら、各エリアのポテンシャルを最大限に引き出す土地利用を進めます。

## (2) まち柄×アップデート

京都では、多層的かつ多元的に織り成されてきた長い歴史の中で、住民自治の伝統を継承する番組小学校や町内会といった単位で形成された個性あふれるまち柄を持つ地域が集まったヒューマンスケールな都市を形成してきました。

学術と文化・藝術の双方において世界有数の都市「学藝の府」となりえたのは、その土台に、これら個々のまちが歴史を大切にしながらも、最先端の技術や文化を取り入れる、ひらかれたまち柄を持っていたからです。

今後とも京都市民の暮らしの根幹となるこのまち柄を守り育てていくまちづくりを行うことが重要です。

### ① まち柄に応じたまちづくり

職住共存、住工共存をはじめ、住宅、業務、商業、工業、文化施設、学術施設、寺社仏閣といった様々な用途が混在する京都ならではの土地利用は、日々の生活の中に歴史と文化が息づき、多様な個性が受容されてきたこのまちのまち柄を反映しています。今後もこれらを継承・発展することができるまちづくりを進めます。

### ② 職住共存、職住近接の追求

京都の暮らしの根幹をなしてきた職住共存の住まい方、働き方が、時代の流れや社会的状況によって変化しつつある中、京都ならではのこれからの職住共存、職住近接の形を追求し、その特性に応じて、働く場や住む場所を充実させるなど、徒歩圏内で生活と活動の両方を賄えとともに、様々な人々が交ざり合い、活躍することができるまちづくりを進め、日本中・世界中の人々から活動の拠点として選ばれるまちを目指します。

### ③ 社会の変化にあわせ適切にアップデート

まちづくりのすべての側面において、古いものをつぶして新たに作り変える「スクラップアンドビルド」を進めるのではなく、京都が大切にしてきた古いものを大切にする文化を引継ぎ、必要に応じて適切にアップデートがされるよう取り組むことで、まちの魅力や活力の維持・向上を図ります。

## (3) コンパクト×ネットワーク

港や空港がない京都においては、鉄道が交通ネットワークの中で大きな役割を果たしています。それら鉄道網を中心として形成された都市軸を活かしながら、災害に強い京都ならではのコンパクトでまとまりのある都市を目指します。また、京都の様々なまち柄を持つ地域や大学や博物館、文化財や史跡、伝統産業から先端産業までが広く集積することを活かして、まち全体をキャンパスと捉えてこれらをうまくつなぎ合わせながら、京都にかかわるすべての人たちがともに学び合え、夢中と感動にあふれる生き方を実現できるまちの実現に向け取り組みます。

### ① 多極型の都市構造・鉄道駅、幹線沿道等に都市機能を集積

鉄道駅などの公共交通の拠点や幹線道路沿道に多様な都市機能を集積し、日常生活を支える商業・サービス、福祉などの機能を備えた生活圏の維持・構築を図ります。

### ② 東西・南北の都市軸、地域間や周辺とのネットワーク形成

京都は、約 5000 の町で市街地が構成されるなど、個性的な地域がネットワークする都市であり、多様な都市機能の集積した地域拠点とそれを繋ぐ鉄道等の公共交通をはじめとした都市軸を活用し、地域のつながりを強化します。また、近隣都市との一体性や相互効果を踏まえ、京都都市圏の中核としての魅力と活力の維持・向

上を図り、世界から人が集まる都市圏を構築します。

また、市外から通勤・通学する人々から観光客に至るまで、京都市とさまざまな関わり方をしている人たちも安心と愛着を抱ける心地よいまちとなるよう、既存のインフラを活用、駆使すること等により、過度な交通混雑や集中化の解消を図ります。

### ③ 災害リスクや持続可能性を踏まえたな都市づくり

災害リスクにも考慮しながら、持続可能な都市構造を目指します。

## 〔3〕目標とする都市の将来像

### （1）活力・賑わい

- 京都市は、農林業や伝統産業から先端技術産業まで、多様な産業が展開するものづくり都市であるとともに、世界から多くの人々が訪れる国際文化観光都市であり、さらには近隣都市から多くの通勤者・通学者や買い物客が訪れる商業機能や業務機能が集積している京都都市圏の中核都市です。
- 産業・商業・業務機能や大学をはじめとする知的機能の集積、歴史・文化資源の集積といった様々な資源をいかし、長期的な視点で、市外の方々とも協力し合い、最新技術を取り入れることで、世界に類を見ない価値を新たに創造し続け、経済やまち全体の活力を生み出す源としていきます。
- 市民や、世界中から迎え入れた優れた様々な才能を持つ人々が集うことができる環境を整えることで、日本中、そして世界中の人々から選ばれる、新しい文化を生み出す「クリエイティブな都市」を目指します。

### （2）暮らし

- 京都市は、ヒューマンスケールで個性的な地域が連たんし、ネットワークすることで、暮らしやすい生活圏が既に形成されています。
- 都市の発展と活力を維持するために、身近な生活圏で「職住」のみならず多様な機能が融合した、暮らしてみたいくなる生活空間を目指し、誰もが安心して安全に、住みたい場所に住むことができ、それぞれが望む生き方や暮らし方を実現できるまちにしていきます。
- 京都と様々な関わり方をしているすべての多様な人々が様々な形でつながり合え、誰もが安心でき、京都に愛着を持てる、心地よいまちを目指します。

### （3）文化・景観

- 京都市は、歴史に培われた豊かな文化と奥深い伝統に彩られた国際文化観光都市です。
- また、環境への負荷が少ないまとまりのある都市構造を有するとともに、いち早く三山の保全や「歩くまち・京都」の推進、環境保全や生物多様性の保全に取り組むなど、環境との共生を大切にしてきた都市です。
- 歴史的な建物や庭園、美しい景観、祭りなどの伝統行事、伝統芸能、暮らしの文化、職人の技が光る伝統産業などの京都の歴史や文化、毎日の暮らしの土台となっているこのまちの豊かな自然や景観の恵みをこれからも大切にするとともに、自然を体感できる機会を創出しながら、未来に引き継いでいきます。
- また、このまちの自然や歴史、文化や京都に集まっている、大学や博物館、古いお寺や史跡、伝統的な産業から最先端の産業等をうまく繋ぎ合せ、まち全体を学びの場と考え、互いにつながりを持つことで、年齢、性別、国籍、文化の違いを超えて、みんなと一緒に学び合えるまちを目指します。

#### (4) 安心・安全

- 京都市では、地震や水害などの災害に対して大きな被害が予想されており、ハード・ソフト両方の視点から防災面での取組を充実する必要があります。
- 歴史都市としての特性を踏まえながら様々な立場の人が連携・協力しながら、災害への備えを進め、災害の予防、被害の軽減等に取り組んでいきます。
- また、ユニバーサルデザインの理念に基づき、出自や生い立ち、年齢、性別、国籍、性自認や性的指向、宗教や信条、身体的・精神的特徴の有無や程度にかかわらず誰もが暮らしやすい、安心で安全な都市を目指します。

## 第2章 テーマ別方針

## 本日の論点

### (1) 活力・賑わい

#### 1) 究める 世界に類を見ない価値を創造するまち

##### ① オフィス・ラボの集積、研究開発、共創の場づくり

都心部においては、国内外から訪れる多くの人々の活動を支える都市空間の充実、魅力的な商業機能、オフィス等多様な都市機能の集積を促進、鉄道駅周辺等には、地域の生活を支える施設や働く場を充実させます。市民や事業者、専門家などの交流や伝統産業との融合など、歴史・文化、匠の知恵や技を活かし、クリエイティブ産業拠点の充実等を図ります。

##### ② ものづくり産業などの集積・伝統産業の振興

ものづくり都市を支える活力ある工業地の形成、操業環境の保全・向上や生産機能の高度化への対応、周辺環境の整備改善・誘導、都市活動を支える幹線道路網の維持強化などを図ります。また、市民や事業者、専門家などの交流や伝統産業との融合など、歴史・文化、匠の知恵や技を活かし、クリエイティブ産業拠点の充実等を進めます。

#### 2) 魅せる 夢中と感動に溢れた人生とまち

##### ① 商業機能の集積

公共交通の拠点、幹線道路の沿道など、既存の商業・業務機能を更に高め、魅力的な商業機能やオフィスをはじめとする多様な都市機能の集積を促進し、京都都市圏の中核としての求心力の向上を図ります。

##### ② 市民生活との調和した世界中の人を惹きつける観光都市

有形無形の京都の特性を守り育むとともに、市民生活と観光の調和の下、住んでよし、訪れてよし、働いてよしの、質の高い世界中の人を惹きつける観光都市を目指します。

### (2) 暮らし

#### 1) 住まう 住みたい場所に住むことができるまち

##### ① ニーズや地域の特性に応じた住宅供給や住環境の確保

市民一人一人の暮らし方に応じた、多様なニーズに合った住まいを選択できるよう、地域の特性を踏まえた魅力的な居住環境の充実を進めます。また、居住環境の充実にあたっては、新規の住宅供給に併せて、既存ストックの利活用を促します。

##### ② 日常生活を支える機能の適切な配置

日常生活を支える、医療、福祉、商業、教育、子育て、文化などの機能の適切な配置を進めます。市街地では、徒歩での生活圏の形成を進めます。また、小路・大路の沿道地区での特色ある商業、業務機能の誘導を図ります。

## 2) 繋ぐ・動く 安心のもとで健康で文化的な生活を営み続けられるまち

### ① 市民の生活を支える公共交通の利便性向上・交通マネジメント

全ての人が快適、便利に利用できる公共交通の利便性向上策を推進し、自動運転やMaaS (Mobility as a Service) 等の新しい技術を取り入れ、担い手不足に対応しながら、持続可能な都市を支える公共交通ネットワークづくりを進めます。

### ② ウォーカブルなまちづくり

「歩くまち京都」を更に進化させ、「歩行者」を最優先とするウォーカブルな都市空間を確保するとともに、地域の特性に応じた道路の使い方の検討や自転車の安心・安全な利用環境の充実を図ります。

### ③ 道路ネットワークの充実

「ものづくり都市・京都」を支える都市の骨格である幹線道路と市民の活動を支える補助幹線道路などを連携させることにより、円滑な移動・輸送を確保し、都市の活力の向上を図るとともに、避難や緊急輸送の機能を確保のため、幹線道路ネットワークの充実を図ります。

### ④ 脱炭素化の推進

環境にやさしい公共交通網の充実、再生可能エネルギーの利用、省エネ性能の向上、リサイクルの徹底するほか、都市の木質化やグリーンインフラの整備などにも取り組むことで、京都で培われてきた自然と共生する文化など、京都ならではの多様性・豊かさを礎とする脱炭素型の都市を目指します。

## (3) 文化・景観

### 1) 守る 自然との不可分性・一体性を体感できるまち

#### ① 良好な景観形成・創造

優れた景観を引き継ぎ、都市格と魅力を更に高めていくため、三山をはじめとする自然景観や歴史的な町並み景観の保全、市民一人ひとりのいきいきとした暮らしや営みを含めた文化的景観の保全・形成を進めます。

#### ② 自然の保全・活用

京都の歴史的景観の背景となる三山や尾根の連なりをはじめとする自然景観について維持保全しながら、自然と調和したゆとりと潤いのある市街地の形成を図ります。また、山間部においては、無秩序な開発の防止を前提に、農林業や地域資源をいかした地域づくりを進めます。

### 2) 交ざる・憩う 世界中の人々から活動の拠点として選ばれるまち

#### ① 文化・大学のまち

伝統芸能、住まいや生活の文化、伝統産業、京野菜、農林業など地域に根差した産業や京都らしい職住共存の魅力といった京都の特性を保全・継承するとともに、京都の歴史や文化、大学、伝統・先端産業など、地域の特性をいかし、文化芸術とまちづくりの連携を図ることで、新たな魅力や価値を継承・創造する個性豊かな都市を目指します。

#### ② 交流するまち

様々なニーズに対応する身近な公園・緑地やスポーツ・レクリエーションなどの施設の整備、多様な主体による柔軟な公園運営を進めるほか、図書館等の公共空間の活用や都市開発の機会を活用した魅力的な空間整備により、にぎわい・交流を生み出す拠点の充実を図ります。

#### **(4) 安心・安全**

##### **1) 防ぐ・備える 危機に備え、対応し、立ち直ることができるまち**

###### **① 建築物・インフラの防災性能の向上**

ライフラインや橋りょうなどの都市施設や建築物の耐震化の促進や建築物の長寿命化により健全なストックの形成、建築物の不燃化などの防火性能の向上や建築物の延焼防止を図るとともに代替路線の確保も含めた道路ネットワークの形成を進めます。

###### **② ソフト対策・被災後の復興**

水災害・土砂災害などの頻発・激甚化に対応するため、浸水防止策の推進、災害に対する意識啓発、情報発信などに努めるとともに、事前復興に向けた取組や土地利用の規制・誘導に向けた検討を行います。

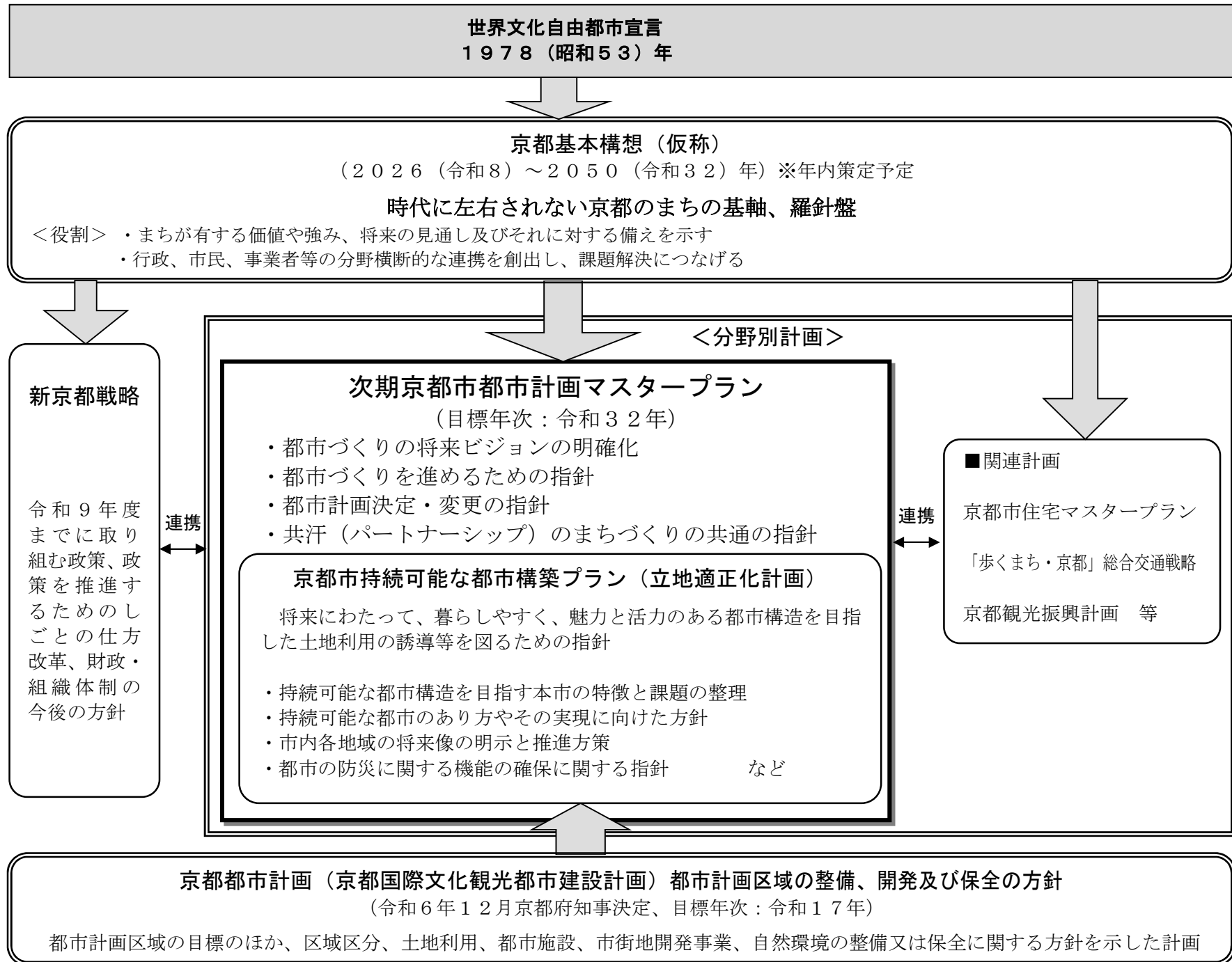
###### **③ レジリエンス**

暮らす人や訪れる人の安心安全が確保されるよう、市民と行政が一体となって災害にしなやかに対応できる都市の形成を図ります。また、被害を受けた場合においても地域社会の強い絆を守りつつ迅速な復旧・復興を図ります。

##### **2) 支え合う・支える 多層的なつながりで、安心と愛着を抱けるまち**

###### **① 多様なコミュニティ活動**

地域コミュニティと連携したまちづくりや地域固有の居住環境の整備などを通じて、地域活動が盛んな都市を目指します。



## 次期都市計画マスタープランの検討スケジュール（想定）

## 令和 7 年度

7 月 第 1 回部会開催

8 月

第 2 回部会開催

9 月

10 月

第 3 回部会開催

11 月

12 月

第 4 回部会開催

1 月

2 月

第 5 回部会開催

3 月

都市計画審議会  
8 月上旬都市計画審議会  
11 月ごろ都市計画審議会  
3 月ごろ

## 令和 8 年度

4 月

市民意見  
募集等

5 月

6 月

第 6 回部会開催

7 月

8 月

都市計画審議会

## 現行都市計画マスタープランでの主な取組（直近 15 年）

## 1 土地利用

| 地域地区等の見直し          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2015(平成 27) 年 12 月 | <p>「京都市駅周辺等にふさわしい都市機能検討委員会」を設置し、公共交通機関である駅周辺にどのような都市機能を集積されることがふさわしいか等について検討を行い、都市計画(用途地域、容積率、高度地区等)の見直しを実施</p> <div> ○ 京都駅周辺                      ○太秦天神川駅周辺<br/> ○ 桂川駅・洛西口駅周辺      ○竹田駅・くいな橋周辺<br/> ○ 十条駅・上鳥羽口駅周辺 </div>                                                                                                |
| 2019(令和元) 年 12 月   | <p>「持続可能な都市の構築」及び「新景観政策の更なる進化」に向けて、地域特性に応じて暮らしや営みを生き活きとしたものに誘導し、魅力的で持続可能なまちづくりを推進するため、都市計画の見直し(用途地域、容積率、高度地区等)を実施</p> <div> ○五条通沿道(ＪＲ丹波口駅～西大路通)<br/> ○御池通沿道(ＪＲ二条駅～西大路通)<br/> ○葛野大路通(太子道～天神川、三条通～四条通)<br/> ○国道 171 号～祥久橋～国道 1 号<br/> ○らくなん進都、四条通以南の工業地域等 </div>                                                           |
| 2023(令和 5) 年 4 月   | <p>暮らしの豊かさや利便性につながる都市機能を集積・充実させるとともに、若年・子育て世代が「京都で住みたい、学びたい、働きたい、子育てしたい」とより一層思える魅力的な空間の創出を図っていくため、都市計画の見直し(用途地域、容積率、高度地区等)を実施。</p> <div> ① 都市格の向上により高まった都心部の熱を受け止める新たな拠点の形成(京都駅南部、梅小路京都西駅周辺)<br/> ② 京都の未来を支える若い世代に選ばれる居住環境の創出(外環状線沿道、市街地西部の工業地域)<br/> ③ 隣接市町の都市開発や将来的な都市基盤との連動による一体的・連続的なまちの形成(向日町駅、桂川・洛西口駅、淀駅周辺) </div> |

| 京都駅周辺の活性化               |                                                                                                               |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【地域まちづくり構想への位置付け】       |                                                                                                               |
| 2016(平成 28) 年 8 月       | 京都駅西部エリア                                                                                                      |
| 2018(平成 30) 年 8 月       | 京都駅東南部エリア                                                                                                     |
| 2019(令和元) 年 8 月         | 京都駅東部エリア                                                                                                      |
| 【都市再生緊急整備地域の拡大(国による指定)】 |                                                                                                               |
| 2013(平成 25) 年 7 月       | <p>・大規模災害時における京都駅周辺の帰宅困難者対策の取組を進めていくため、駅北側に区域を拡大するとともに、地域名を「京都駅周辺地域」として、指定</p> <p>・平成 26 年 5 月に、高度利用地区も拡大</p> |

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2015(平成 27) 年 7 月 | 梅小路公園敷地への京都水族館、京都鉄道博物館の建設やJR西日本山陰線新駅（平成 31 年 3 月「梅小路京都西駅」として開業）の設置によりこの地域の一層の魅力向上が図られることが想定されることから、当該地域において、民間の都市開発事業を支援し、想定される大規模低未利用地の戦略的な土地利用の促進が図られるよう、指定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 2024(令和 6) 年 12 月 | <p>①京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域（拡大指定）</p> <p>都市計画の見直しや京都駅南オフィス・ラボ誘導プロジェクト「サウスベクトル」等により、働く場の創出や若者・子育て世代を惹きつけるまちづくりなどに一層注力しているところであり、このような取組を加速させ、京都の新たな活力を生み出す創造ゾーンの中心の形成を図るため、区域の統合と区域の一部を拡大して指定。</p> <p>②京阪三条地域（新規指定）</p> <p>祇園などの繁華街や東山などの観光地に近接し、文化芸術ゾーンである岡崎地域へのアクセスも良く、賑わい・観光・文化芸術の拠点となる立地であるうえ、鉄道と主要なバス路線が結合する交通結節点のポテンシャルが高いエリア。都市マスにも、「商業・業務機能などの充実とともに、学校跡地の活用や団地再生事業により生まれた用地などの有効活用が進み、多様な機能が集積したにぎわいと活力あふれる拠点を形成」するとされており、当該エリアのポテンシャルを活かし、国内外から多様な人々が集い、暮らし、働き、交流する、にぎわいと活力あふれる拠点を形成することを目指し指定。</p> |

### 岡崎地域の活性化

|                    |                                  |
|--------------------|----------------------------------|
| 2015(平成 27) 年 9 月  | 平安神宮前の神宮通を歩行者専用空間「岡崎プロムナード」として整備 |
| 2015(平成 27) 年 11 月 | 「京都市動物園」グランドオープン                 |
| 2016(平成 28) 年 1 月  | 「ロームシアター京都」開館                    |
| 2020(令和 2) 年 5 月   | 「京都市京セラ美術館」リニューアルオープン            |

### 地区計画の決定

|                    |           |                    |                |
|--------------------|-----------|--------------------|----------------|
| 2012(平成 24) 年 8 月  | 西ノ京桑原町地区  | 2015(平成 27) 年 12 月 | 下木屋町地区         |
|                    | 祇園四条地区    | 2016(平成 28) 年 11 月 | 東九条西山王町地区      |
| 2013(平成 25) 年 7 月  | 太秦安井山ノ内地区 | 2019(令和元) 年 8 月    | 京都橘大学地区        |
|                    | 姉小路界わい地区  | 2019(令和元) 年 12 月   | 高野東開・西開地区      |
|                    | 河原町商店街地区  | 2022(令和 4) 年 3 月   | 膏薬辻子地区         |
| 2013(平成 25) 年 12 月 | 大原戸寺町地区   | 2022(令和 4) 年 6 月   | 向島ニュータウン地区     |
| 2014(平成 26) 年 11 月 | 京都御苑東地区   | 2022(令和 4) 年 11 月  | 久世築山町ものづくり拠点地区 |
| 2015(平成 27) 年 8 月  | 古門前通元町地区  | 2024(令和 6) 年 4 月   | 向島国道 1 号周辺地区   |

## 2 歩くまち

| 四条通歩道拡幅事業         |                                                                          |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 2015(平成 27)年 10 月 | 車線を 4→2 車線とし、歩道幅を最大 2 倍に拡幅した。ゆったり歩ける歩行空間の充実により、安心安全や快適性、さらには、まちなかの賑わいを創出 |

| バリアフリー移動等円滑化基本構想の策定 |              |                                       |
|---------------------|--------------|---------------------------------------|
| 2013(平成 25)年 3 月    | 太秦           | JR 太秦駅、京福帷子ノ辻駅、京福太秦広隆寺駅、京福常盤駅         |
|                     | 大宮           | 阪急大宮駅、JR 二条駅、京福四条大宮駅                  |
| 2014(平成 26)年 3 月    | JR 藤森        | JR 藤森駅、京阪墨染駅                          |
|                     | 深草           | 京阪深草駅、JR 稲荷駅                          |
|                     | 西院           | 阪急西院駅、京福西院駅、京福西大路三条駅                  |
| 2015(平成 27)年 3 月    | 阪急嵐山・松尾大社    | 阪急嵐山駅、阪急松尾大社駅                         |
|                     | 上桂           | 阪急上桂駅                                 |
|                     | 桃山           | JR 桃山駅、近鉄丹波橋駅、近鉄桃山御陵前駅、京阪丹波橋駅、京阪伏見桃山駅 |
| 2017(平成 29)年 3 月    | 西大路          | JR 西大路駅                               |
| 2019(平成 31)年 3 月    | 東福寺(鳥羽街道エリア) | 京阪鳥羽街道駅                               |

| 市バス・地下鉄の利便性の向上、安全性の確保 |                                                                                                                           |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【利便性の向上】              |                                                                                                                           |
| 2014(平成 26)年 3 月      | 市バスの均一運賃区間の「嵯峨・嵐山地域」への拡大や 35 年ぶりの大幅な増車などの「市バス新運転計画」を実施                                                                    |
| 2018(平成 30)年 3 月      | 地下鉄烏丸線の通勤通学時間帯に 4 往復の増便、東西線の浜大津方面から乗り入れる京阪車の太秦天神川行を増便                                                                     |
| 2022(令和 4)年 3 月       | コロナ禍の影響により、地下鉄の夜間時間帯 2 往復の減便                                                                                              |
| 2022(令和 4)年 12 月      | コロナ禍の影響により、地下鉄の昼間時間帯 4 往復の減便                                                                                              |
| 2024(令和 6)年 6 月       | 市民生活と観光の調和を目指し、御利用状況に応じた輸送力の再配分等による、「観光特急バス」の新設など、10 年ぶりの大幅な市バス路線・ダイヤの改編を実施<br>※ 昨今の担い手不足の深刻化により、2025 年 3 月のダイヤ改正では、減便を実施 |
| 令和 7 年 2 月            | お客様数の増加(回復)に伴い、地下鉄の昼間時間帯 4 往復の増便(復便)及び烏丸線平日朝ラッシュ時に 1 往復の増便                                                                |
| 【可動式ホーム柵の設置】          |                                                                                                                           |
| 2014(平成 26)年 12 月     | 烏丸御池駅                                                                                                                     |
| 2015(平成 27)年 10 月     | 四条駅                                                                                                                       |
| 2015(平成 27)年 12 月     | 京都駅                                                                                                                       |
| 2023(令和 5)年 1 月       | 北大路駅                                                                                                                      |

| 駅ナカ商業空間「Kotochika(コトチカ)」展開 |                  |
|----------------------------|------------------|
| 2010(平成 22)年 10 月          | 「Kotochika 四条」開業 |
| 2011(平成 23)年 5 月           | 「Kotochika 御池」開業 |

|                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 2013(平成 25)年 3 月  | 「Kotochika 京都」開業     |
| 2014(平成 26)年 10 月 | 「Kotochika 山科」開業     |
| 2016(平成 28)年 1 月  | 「Kotochika 御池」拡充     |
| 2017(平成 29)年 3 月  | 「Kotochika 京都」南エリア開業 |
| 2018(平成 30)年 3 月  | 「Kotochika 北大路」開業    |

### 3 景観

| 歴史的景観の保全に関する景観政策の充実 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2018(平成 30)年 10 月   | <p>世界遺産をはじめとする寺社等とその周辺の景観を保全するため、平成 29 年度に「歴史的景観の保全に関する具体的施策」を取りまとめ、「景観規制の充実」「有効な支援策」「景観づくりの推進」の 3 つを柱とし、地域の歴史、文化、成り立ちなど、その地域で大切に守るべきものを市民、事業者、歴史的資産の所有者と共有しながら、3 つの柱を一体的に進めることにより、文化首都にふさわしく、全国をリードする京都の景観づくりを推進</p> <div> <p>【平成 30 年 10 月施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 京都市眺望景観創生条例等の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 境内地周辺の道路等を視点場として 23 箇所を定義</li> <li>・ 優れた眺めを守るべき場所としての「視点場」を 11 箇所追加</li> <li>・ 事前協議（景観デザインレビュー）制度の創設</li> </ul> </li> <li>○ 京都市市街地景観整備条例等の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 美観地区及び美観形成地区の擁壁に関する高さ制限の強化</li> <li>・ 専門家派遣制度の充実</li> </ul> </li> </ul> </div> |

| 新景観政策の更なる進化     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2019(令和元)年 12 月 | <p>・ 平成 19 年から実施している「新景観政策」の更なる進化を検討し、地域の特性に応じたきめ細やかな景観形成を図るため、建築物の景観に関する規制の見直しを実施</p> <div> <p>【令和元年 12 月施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 五条通沿道の景観地区の見直し</li> <li>・ 歴史遺産型美観地区（一般地区）における適切な勾配屋根の誘導（高度地区）</li> <li>・ 幹線道路沿道の地域特性を踏まえたデザイン基準の見直し（景観地区）</li> </ul> <p>【令和 2 年 4 月施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両側町の「通り景観」に配慮した景観地区の見直し</li> <li>・ 室外機等の設備機器に関するデザイン基準の見直し</li> </ul> <p>【令和 5 年 4 月施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外階段、機械式立体駐車場を設置する場合の取扱いに関するデザイン基準の見直し</li> </ul> </div> |
| 2021（令和 3）年 4 月 | <p>・ 地域の特性に応じて暮らしや営みを生き活きとしたものに誘導し、魅力的で持続可能なまちづくりを推進するため、「地域のまちづくりの推進と特例制度の活用」について、仕組みの創設</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>及び規制の見直しを実施</p> <div> <p>【令和3年4月施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ規制の特例許可対象に「まちづくりに貢献する建築物」を追加</li> <li>・既存不適格建築物の増築に対する高度地区の手の続の合理化</li> </ul> <p>【令和3年6月施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デザインの創造性を発揮する仕組みの創設</li> </ul> </div> <p>・景観づくりに関する専門家派遣制度を充実させ、「地域ごとのビジョン」に応じた景観づくりを支援対象に追加</p> |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 京町家の保全

|                |                                                                                                          |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2017(平成29)年11月 | 歴史都市・京都の歴史、文化及び町並みの象徴である京町家の保全及び継承を、多様な主体との協働の下に推進していくことを目指し、「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」(京町家条例)を制定             |
| 2018(平成30)年5月  | 京町家を取り壊そうとする場合、できるだけ早い段階で京都市まで届出を行う「京町家の解体に係る届出制度」や、解体に係る届出に至る前の段階での保全及び継承に係る協議を行う「京町家の保全及び継承に係る協議制度」を施行 |
| 2018(平成30)年5月  | 京都市に登録された建築関連団体や不動産関連団体の専門事業者が、京町家の改修方法や活用方法、京町家を継承・活用したい方とのマッチング等を提案・助言する「京町家マッチング制度」を創設                |
| 2018(平成30)年9月  | 京町家条例に基づく指定地区内の京町家や個別指定の京町家を対象に京町家の保全・継承に必要な改修工事に係る費用や、個別指定の京町家を対象に日常的な維持修繕にかかる費用の一部を補助する制度を創設           |
| 2020(令和2)年10月  | 個別指定及び指定地区内の京町家のうち、担い手が見つからなかったものについて、本市が借り上げ、これを公募により選定した民間事業者へ転貸し、民間の活力により、改修・活用を行う「京町家賃貸モデル事業」の開始     |
| 2021(令和3)年3月   | 新町家の普及に協力いただける事業者(新町家パートナー事業者)を募集し、紹介する取組の開始                                                             |

## 無電柱化事業

|                |                                                                                                                                                                            |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都市マス後の主な整備箇所   | 上七軒通、松原通、愛宕街道、銀閣寺通、小川通、先斗町通、長辻通 等                                                                                                                                          |
| 2018(平成30)年12月 | <p>・「無電柱化の推進に関する法律」や国の「無電柱化推進計画」を踏まえ、より無電柱化を効率的かつ計画的に進めるため、長期的な整備方針を示した「今後の無電柱化の進め方」を策定</p> <p>・「今後の無電柱化の進め方」の考えを踏まえ、今後概ね10年間で整備を目指す道路を示した「今後の無電柱化の進め方」実施計画を平成31年3月に策定</p> |

## 4 防災

| 防災対策             |                                                                                                 |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2017(平成 29)年 3 月 | 府市協調により市内全ての土砂災害特別警戒区域等の指定完了                                                                    |
| 2018(平成 30)年 3 月 | 「災害に強いまち」の実現に向けて、より強靱で安心・安全なまちづくりを総合的、計画的に促進するため、国土強靱化基本法に基づく、本市の防災・減災対策の指針となる「京都市国土強靱化地域計画」を策定 |
| 2023(令和 5)年 3 月  | 国や京都府の国土強靱化計画の改定内容、災害・危機管理事業や新型コロナ禍などを考慮した新たな視点を追加し、改定。                                         |

| 耐震改修等の助成制度       |                                                                                                         |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2012(平成 24)年 4 月 | 木造住宅の日常的なリフォーム工事に併せて簡易な耐震改修を行う場合に工事費用の一部を補助する「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」を創設                            |
| 2024(令和 6)年 4 月  | 令和 6 年 1 月の能登半島地震を受け、木造住宅の耐震・防火対策をより一層加速化するべく、支援事業の内容を大幅に拡充した。あわせて、「「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業」に改称。 |

## 5 道路

| 幹線道路等の整備         |                                                     |
|------------------|-----------------------------------------------------|
| 2013(平成 25)年 3 月 | 向日町上鳥羽線開通(国道 171 号～葛野大路間)                           |
| 2013(平成 25)年 4 月 | 第二外環状線(通称「にそと」)の沓掛インターチェンジ～大山崎ジャンクション間と大山崎大枝線第一工区開通 |
| 2015(平成 27)年 7 月 | 「京都縦貫自動車道」全線開通                                      |
| 2016(平成 28)年 3 月 | 「阪急京都線(洛西口駅付近)連続立体交差化事業」高架化完成                       |
| 2019(平成 31)年 4 月 | 京都高速道路 新十条通の京都市への移管・無料化                             |
| 2020(令和 2)年 3 月  | 鴨川東岸線(第 2 工区(JR 奈良線南側～松風橋間))開通                      |
| 2021(令和 3)年 3 月  | 北泉通開通                                               |

| 道路・橋りょう整備の方針等    |                                                                                  |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 2017(平成 29)年 2 月 | 災害時における避難ルートや緊急車両等の通行を確保するため、具体的な取組目標を示した「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム(第 2 期)」を策定         |
| 2017(平成 29)年 3 月 | 市民の安心・安全の確保や京都のまちの持続的成長のために必要となる道路整備事業を実施するため、整備路線や選定に係る考え方として「今後の道路整備事業の進め方」を策定 |
| 2022(令和 4)年 3 月  | 第 2 期プログラムの計画期間(平成 29 年度～令和 3 年度)が満了することに伴い「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム(第 3 期)」を策定       |

## 6 公園・緑地

| 梅小路公園の整備         |                             |
|------------------|-----------------------------|
| 2012(平成 24)年 3 月 | 梅小路公園内に「京都水族館」開業            |
| 2014(平成 26)年 3 月 | 梅小路公園に「すざくゆめ広場」と「市電ひろば」開園   |
| 2016(平成 28)年 4 月 | 梅小路公園内に「京都鉄道博物館」開業          |
| 2019(平成 31)年 3 月 | J R 新駅「梅小路京都西駅 (JR 嵯峨野線)」誕生 |

| 公園・緑地の方針等        |                                                                                                                    |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2014(平成 26)年 2 月 | 都市計画公園の見直し<br>【全廃止】 5 箇所      【一部廃止】 13 箇所                                                                         |
| 2017(平成 29)年 8 月 | 今後の市街地での緑化の在り方として、地域力を活かして市街地緑化を推進し、「どこを見ても庭園のように設えられている」緑の文化首都・京都を目指す「市街地緑化の在り方」を策定                               |
| 2024(令和 6)年 2 月  | 地域主体の柔軟な管理運営を、民間企業等の多様なサポート団体が運営支援することにより、公園の魅力向上を目指すとともに、地域コミュニティの活性化など、地域課題の解決や価値向上に寄与することを目的として、「Park-UP 事業」を創設 |

## 7 市街地整備

| 土地区画整理事業の実施           |                                                                  |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------|
| 完了                    | 深草東寺大山地区、上鳥羽南部地区                                                 |
| 事業中                   | 伏見西部第三地区、伏見西部第四地区、伏見西部第五地区、崇仁北部第一地区、崇仁北部第二地区                     |
| 廃止 (2014(平成 26)年 2 月) | 【全廃止】 6 箇所<br>西京極地区、太秦地区、伏見地区、松ヶ崎地区、山科東部地区、洛西第三地区<br>【一部廃止】 7 箇所 |

| 細街路・密集市街地対策       |                                                                                                                   |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2012(平成 24)年 7 月  | 密集市街地・細街路対策の基本的な考え方を示した「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」を取りまとめるとともに、細街路対策の具体的あり方を示した「京都市細街路対策指針」を策定                       |
| 2013(平成 25)年 7 月  | ・京都市が空き家対策に取り組むうえでの方針及び施策の在り方について定めた「総合的な空き家対策の取組方針」を策定<br>・平成 26 年 4 月には、その取組を進めるための条例「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」を施行 |
| 2021(令和 3 年)年 3 月 | 現在の課題や国の動向、社会情勢を踏まえ、より一層、密集市街地・細街路の安全性確保のために必要な対策を推進していくため、「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」を改定                           |

## 8 水・河川

| 雨に強いまちづくり        |                                                                                                                                                                                 |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2015(平成 27)年 3 月 | 近年、全国的に記録的な大雨が発生しており、京都市においても、河川の氾濫等による甚大な浸水被害が発生し、より着実に対策を実施していくことが重要な課題となっているため、推進計画で示す方針に沿った浸水対策事業の実効性を確保し、「雨に強いまちづくり」を更に力強く推進する、事業の具体的な内容と年次計画を定めた「京都市「雨に強いまちづくり」推進行動計画」を策定 |
| 2021(令和 3)年 3 月  | 集水域から氾濫域まで、流域のあらゆる関係者が連携して流域治水に取り組む「流域治水」の考え方に基づいて、ソフト・ハードあらゆる対策を関係局区の更なる連携及び融合を強化して取り組むための「京都市「雨に強いまちづくり」推進方針」を策定                                                              |

| 水環境の整備           |                                                     |
|------------------|-----------------------------------------------------|
| 2018(平成 30)年 3 月 | 「四条堀川交差点・雨庭（雨水をゆっくり地中に浸透させる植物空間）」完成                 |
| 2018(平成 30)年 3 月 | 67 年ぶりに琵琶湖疏水通船の復活（本格運航開始）                           |
| 2025(令和 7)年 3 月  | 「四条堀川交差点」の雨庭整備して以降、累計 15 箇所の雨庭を整備（平成 30 年度～令和 6 年度） |

## 9 その他市民の暮らしを支える施設

| 公共施設マネジメントの方針    |                                                                                                                                                                                                    |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2014(平成 26)年 3 月 | 「公共施設マネジメント」を着実に推進し、本市が重点的に取り組む他の政策分との融合を図りながら、市民とともに、安心・安全で上質な価値の高い施設の構築を進めることを目的とした「京都市公共施設マネジメント基本方針」を策定                                                                                        |
| 2015(平成 27)年 3 月 | 方針に掲げる基本的な考え方等を踏まえ、取組の具体化を図るため、「京都市公共施設マネジメント基本計画」を策定                                                                                                                                              |
| 2025(令和 7)年 3 月  | 計画の期間（平成 27 年度から令和 6 年度まで）満了に伴い、市民意見の募集結果等を踏まえ、第 2 期計画（令和 7 年度から 16 年度まで）を策定                                                                                                                       |
| 【個別施設計画の策定】      |                                                                                                                                                                                                    |
| 公共建築物            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市市営住宅ストック総合活用計画（平成 23 年 2 月、令和 3 年 9 月）</li> <li>・京都市庁舎施設マネジメント計画（平成 29 年 3 月）</li> <li>・京都市学校施設マネジメント基本計画（平成 29 年 3 月）</li> </ul>                       |
| 公共土木施設           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市橋りょう長寿命化修繕計画（平成 23 年 12 月・令和 4 年 3 月見直し）</li> <li>・トンネル長寿命化修繕計画（平成 27 年 3 月・令和 7 年 3 月見直し）</li> <li>・道路付属施設長寿命化修繕計画（平成 28 年 12 月・令和 7 年 3 月）</li> </ul> |

|          |                                                                                                                                                                             |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路のり面維持保全計画（平成 29 年 2 月・令和 4 年 3 月見直し）</li> <li>・舗装長寿命化修繕計画（平成 30 年 3 月・令和 5 年 3 月見直し）</li> <li>・京の公園魅力向上指針（平成 30 年 3 月）</li> </ul> |
| 公営企業関連施設 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道及び下水道施設等マネジメント基本計画（平成 29 年 3 月）</li> <li>・交通事業施設マネジメント計画（平成 31 年 3 月）</li> </ul>                                                  |

## 「京都基本構想（仮称）」（案）

## 序 文

## 第一章 京都基本構想策定の背景

第一節 世界文化自由都市宣言―世界史を担うまちを目指して

第二節 京都市基本構想―21 世紀の到来を見据えて

第三節 京都基本構想の策定―「都市の理想」に立ち返って

## 第二章 京都のかたち

第一節 悠久の自然との共存の中で

第二節 歴史の重なり、文化の奥ゆき、ひとの連なり

第三節 節度と矜持きやうじに基づくひらかれたまち柄

第四節 世界から敬愛がくげいされる学藝の府

## 第三章 世界・日本・京都市のいまと未来への課題

- (1) 人口動態の変化とその影響
- (2) 日本経済の動向と京都市の産業
- (3) 環境問題・自然災害の深刻化と自然との関わりの希薄化
- (4) その他の国際的課題

## 第四章 わたしたち京都市民がめざすまち

第一節 歴史と文化を介して人間性を恢復かいふくできるまち

- (1) 本物（ほんまもん）を追究・創造し続ける
- (2) 世界の文化と交流し、新たな文化を創造し続ける
- (3) 「夢中」と「感動」に溢れあふ、学び続けられる
- (4) 平穏へいおんと静寂せいじやくのもとで自己と世界と深く向き合える

第二節 自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち

- (1) 謙虚に自然と関わり続ける
- (2) 災害や感染症などの危機からしなやかに立ち直る

第三節 自他の生とともに肯定し尊重し合えるまち

- (1) 多層的でゆるやかなつながりが続く
- (2) 支え合いの中で日々の生活を営める
- (3) ひとりひとりの個性や価値観を尊重し合える

## 第五章 わたしたち京都市民のこれから

未来への問いかけ

## 序文

わたしたち京都市民は、京都市が、  
わたしたちと世界中のあらゆる人々にとって、  
歴史と文化を介して人間性を回復できるまち、  
自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち、そして、  
自他の生とともに肯定し尊重し合えるまちであり続けるために、  
不断の努力を重ねていく。

人間は、過去に生かされ、未来を生きている。

京都市は、平安京成立から 1200 年以上の歳月を経て、人類の文明においても稀有な歴史都市・文化都市として世界中の人々から敬愛されるに至った。わたしたち京都市民は、今日に至るまでに有名・無名を問わない無数の先人たちの献身があったことを忘れてはならない。このまちを重層的に彩る各時代の史跡も、人間の極致を体現してきた工芸や藝道も、歴史の偉大な産物であるのみならず、市井の人々の愛着と創意とに支えられて残存してきた。

わたしたち京都市民は、幸運にも近年の戦禍を免れてきたこれらの人間的遺産の享受者であると同時に、これらの継承者でもある。この系譜に在ることの意義と幸福を噛み締めながら、節度と矜持のもと、先人たちの営為の結晶を未来に伝え遺していく責任を果たしていきたい。

人間は、自然に生かされ、自然を生きている。

京都市は、信仰から美意識に至るまでのさまざまな思想を、豊かな自然との関係の中で醸成してきた。悠久を体現する山々に囲まれ、清らかな水の恵みに満ち溢れたこのまちは、自然と人間の根源的な不可分性や一体性を思想的土壌とし、食文化や農林業はもちろん、服飾、建造物、そして町並みまでもがこの水脈と土壌とに根差している。

わたしたち京都市民は、自然を人間から切り離し客体化してきた過去数世紀を省み、新たな可能性として、このまちが育んできた自然観一ゆえに、これと不可分な人間観一を世界に提示していくとともに、他の文化圏・思想圏との響創のもと、人間と、人間の営為たる科学や経済、そして自然とが、真に共存する未来に貢献していきたい。

人間は、共同体に生かされ、共同体を生きている。

京都市は、短期的・個別的な利益追求が偏重される時勢においてなお、長期的な共栄を希求しながら、今日においては非合理・非効率と評され得るさまざまな人間的つながりを保全してきた。このまちには、地縁や職業のみならず、学事、祭事、稽古事、ひいては名も無きかわりつながら彩り豊かな共同体が今も数多く息づいている。複雑で、繊細で、それゆえに愛おしくてたまらない生身の人間関係こそが、数多のつらなりとかさなりを宿すこのまちを織り成してきた。

わたしたち京都市民は、来る四半世紀の間に、国内外の人口動態の変化、言語の壁の融解、さらには、これらに伴う経済構造や社会規範の変容の中で、地域社会のみならず国際社会の一員として、数多のつながりを紡いでいくこととなる。世界中の人々と生み出すこのまちの新たなひろがりにおいて、わたしたちの日常を包んできたあたたかな息遣いのもと、互いの歴史、文化、自然、そして人の在り方とともに尊重していきながら、京都市と人類社会の双方の恒久の平和と共栄を実現していきたい。

## 第一章 京都基本構想策定の背景

### 第一節 世界文化自由都市宣言―世界史を担うまちを目指して

「都市は、理想を必要とする」。京都市の最上位の都市理念として1978年に策定された世界文化自由都市宣言は、都市の真髄を宿したこの一文に始まり、世界の現状の正しい認識、自己の伝統の深い省察、そして市民の努力によって都市が世界史において大きな役割を果たすと展望した上で、永久に新しい文化都市として平和のもとでの自由な世界文化交流の中心を担っていくという京都市の理想を示している。

世界文化自由都市宣言は、この理想の実現に向けた「われわれ市民」の決意を宣したものであり、約半世紀を経てなお、わたしたち京都市民に拠り所を与えてくれている。

### 第二節 京都市基本構想―21世紀の到来を見据えて

世界文化自由都市宣言で掲げられた理念のもとで、1983年に市政初となる京都市基本構想が策定された。その後、1999年には市民の熟議を経て、新たな基本構想が策定される。

21世紀最初の四半世紀を見据えた当該構想は、「わたしたち京都市民」を主語とし、京都市民の根底にある価値観を「めきき」「たくみ」「こころみ」「きわめ」「もてなし」「しまつ」という6つの得意技として再確認するとともに、信頼を基礎に市民社会の再構築をめざすというまちづくりの方針を示した。また、誇りと責任感に基づく市民ひとりひとりの市政への積極的な参加を呼びかけたことで、策定の過程での熟議とも相まって、新時代に即した市民主体のまちづくりの土壌となった。

### 第三節 京都基本構想の策定―「都市の理想」に立ち返って

今般、2011年の地方自治法の改正によって基本構想の策定義務が廃止されたにもかかわらず、この後継に相当する本基本構想の策定に至った背景には、2025年の現在においてこそ、世界文化自由都市宣言で述べられている「都市の理想」の重要性が一層増しているという時代認識と課題意識がある。

1999年の京都市基本構想の策定から四半世紀の間、人類は、グローバル化の進展、インターネットや人工知能（AI）技術の普及、自然災害や感染症、戦争・紛争、さまざまな社会的分断の顕在化、そして、これらに関連する数多の変化を経験してきた。本基本構想は、時代の変化が複雑化・加速化の一途を辿る今日において、世界文化自由都市宣言という都市の理想にいま一度立ち返り、京都市とわたしたち京都市民の今後四半世紀の在り方を展望するものであるとともに、京都市基本構想の系譜を未来へと継承するものである。

## 第二章 京都のかたち

### 第一節 悠久の自然との共存の中で

このまちの歴史は794年の平安京の成立以前にまで遡るが、自治体としての京都市は1889年の市町村制度施行によって誕生した。以降、幾度もの行政区の分合を重ねながら、2005年に1200年前の平安京造営の木材供給も担った旧・京北町との合併を経て、現在の市域となった。

このまちを生きた先人たちは、悠久を体現する京都三山を望みながら、鴨川・桂川・琵琶湖疏水をはじめとする豊かな水の恵みのもと、人間と自然を不可分で一体的な存在と捉える自然観を思想的土壌として育んできた。食、建築、景観、服飾から藝道<sup>1</sup>に至るまでのさまざまな生活様式や文化様式がこの自然観を宿しながら今日の京都市にまで根付いており、わたしたち京都市民と京都市にかかわる人々の生に彩りを与えてくれている。

過去数世紀の間、人類社会は、人間と自然を二元論的に切り分けて捉えた上で、自然を支配の対象としてきた。21世紀初頭からは、この態度への反作用と反省もあって、「持続可能な開発」といったことが世界的に強調されるに至る。しかしながら、この地では、これらの言葉が社会的に流行する遥か以前から、多くの先人たちが人間と自然の不可分性と一体性に基づく共存を志向し、これを体現してきた。この自然観は、改めて世界に提示していくに値するだろう。

### 第二節 歴史の重なり、文化の奥ゆき、ひとの連なり

このまちは日本史の主要な一角を担ってきたが、その軌跡は決して単一的・直線的なものではなかった。朝廷・幕府といった政治体制、神道・仏教・儒教をはじめとする宗教思想、これらと関連した経済活動などが複雑に絡み合う中で、戦乱等の危機を経てなお文化の力で再建を重ねながら、多層のかつ多元的に織り成されてきた長い歴史の現在地が、わたしたちの京都市である。

このような歴史の重なりの中で成立してきた藝道や武道、工芸といった文化の根底には、人間が到達し得る極致への志向を見出すことができる。身体と心、自己と他者、人間と自然を本来的に不可分と捉えるその精神性は、茶道や華道、能楽や武道、これらの道具や建築などを經由し、さまざまな生活様式においても体現されてきた。また、これらの文化は、今日まで名が伝わる名人や職人のみならず、名も無き担い手の創意や市井の人々の愛着と主体的な努力によって受け継がれてきたことを忘れてはならない。

こうして育まれてきた歴史と文化の重なりと奥ゆきは、長きにわたり新たな人間関係の端緒や基盤となり、そして、この人間関係こそが新たな歴史と文化を創発してきた。京都市の歴史と文化の重なりと奥ゆきは、今日においては軽視されつつある生身のひとの連なりを織り成すとともに、この連なりを過去や未来と不可分なものとして繋いでいる。現在を生きるわたしたち京都市民は、先人たちが紡いできたこのまちの歴史と文化の中を生きているのであり、また、これらを未来へと引き継いでいく責任の中を生きているのである。

### 第三節 節度と矜持に基づくひらかれたまち柄

このまちの歴史と文化は、それぞれの時代と分野とを生きる人々の節度と矜持によって支えられてきた。時流に翻弄されることなく生涯を捧げて伝統の真髄の保全と継承に尽力してきた先人たちの矜持は、その作品のみならず景観にまで刻まれ、このまちの空気をつくっている。また、この空気こそが、自分の領分を弁えながらも協働や響創<sup>2</sup>を可能とする節度を人々の内に育んできた。この両者に基づき時間をかけて培われる、身体的で、暗黙知<sup>3</sup>的で、それゆえに絶妙な間合いとあわい<sup>4</sup>は、表面的な言葉や短期的な経済合理性を超えた人間的信頼の基盤をこのまちに与えてくれている。

このまちは、伝統を保全するのみならず、先駆や進取の気性と創意工夫に満ちた遊び心によってさまざまな文化や産業を創出してきたまちでもある。数々の藝道や工芸、日本食や日本酒が育まれたのみならず、現代においても、数多くの大学や研究機関が集積する世界有

<sup>1</sup> 本基本構想では、「芸」（元々の意味は「草を刈り取る」）という漢字ではなく、「藝」（元々の意味は「木や草を植える」）という旧字体を使用した。

<sup>2</sup> 起草にあたっての有識者との議論に基づく造語で、一般的に用いられる「共創」を念頭に、各人の内面から空間ひいてはまち全体にまで自己と他者の相互作用が広がり、深まっていくさまを表現した。

<sup>3</sup> 言葉で明確に表現または定義されていない、或いは、されることが困難であるために、知識として言葉を介して伝達・習得しにくいものを意味する。

<sup>4</sup> 境界や間（ま、あいだ）を意味する言葉で、特に、流動性やゆらぎとこれに基づく境界そのものの不明瞭さや不確かさを含意する。

数の学術都市であり、また、精密機器や先端技術産業の国内主要拠点の一つでもある。これらの基盤を担っているのは、節度と矜持に基づくひらかれたまち柄にほかならない。時勢に安直に迎合することなく、それでいて分野や市域を超えて人々が交わりながら新たな創発を追求していく態度は、まさに守破離<sup>5</sup>の体現と言えよう。

わたしたち京都市民の日々のくらしもまた、このひらかれたまち柄の中で営まれている。商店街には個性豊かな専門店が立ち並び、横目に過ぎ去る、立ち止まって眺め入る、ひいては踏み入るといった自在な関わり方を見出せる。鴨川の河川敷では、銘々が、歩き、走り、座り、書を読み、水面を眺め、木々に触れるなど、人それぞれに時を過ごしている。こういった多彩な人々が互いに適度な距離を取りながら、微笑みを向け合い、ふとした拍子に言葉を交わし、果ては共通の友人を見つける。このような日常が織り成されるまちが、わたしたちの京都市なのである。

#### 第四節 世界から敬愛される学藝<sup>がくげい</sup>の府

このまちは、心ある先人たちの尽力のもとで、世界中の人々から敬愛される学術機関や有形・無形の文化遺産を守り育んできた。11名のノーベル賞受賞者が市内の大学で研究に携わった経験を有し、15箇所の寺社城がユネスコ世界文化遺産に登録されていることに象徴されるように、わたしたちの京都市は学術と文化・藝術<sup>げいじゆつ</sup>の双方において世界有数の都市、いわば学藝の府である。

しかしながら、このまちは学藝の府たらしめてきたのは、褒賞や登録の対象となった人々や寺社城のみではない。日夜の稽古に心血を注ぐ師弟、寸分の差に生涯を賭す職人、真髄を見定める市井の愛好家といった人々の日常の蓄積こそが、真理の探究や人間の極致の体現を志向するこのまちの学藝を深めてきたのである。学藝を取り巻くこれらの有名・無名の人々、いわば京都学藝衆もまた、わたしたちの京都市が世界に誇るべき人間的遺産にほかならない。

グローバル化とデジタル化の進展を受けて、このまちの学藝とこれを担う学藝衆とが世界とより密接に繋がり始めている。わたしたちの京都市は、悠久の自然、歴史の重なり、文化の奥ゆき、ひとの連なり、節度と矜持、そして、ひらかれたまち柄によって織り成される世界有数の学藝の府として、このまちが守り育んできた学藝と京都学藝衆とを、言語や文化的背景をも超えて、人類社会に広げていける大きな可能性を有している。

---

<sup>5</sup> 日本の藝道や武道で広く用いられている、技芸の習得を三段階で説く概念。「守」は形（型）や師の教えを守ることによって基本を身体に染み込ませる段階、「破」はこれらの教えを批判的・懐疑的に破りながら意図的に逸脱する段階、「離」は「守」「破」のいずれの態度からも離れて独自性を獲得し、自在に振る舞えるようになった段階を指す。

### 第三章 世界・日本・京都市のいまと未来への課題

#### (1) 人口動態の変化とその影響

21 世紀最初の四半世紀の間、世界人口は増加の一途を辿ってきた。一方で、国内人口は 2008 年をピークに減少局面に入り、2024 年現在は約 1.2 億人、2050 年代には 1 億人を下回る見込みとなっており、すでに、内需の縮小、労働力の不足、社会保障費の増大などの影響が顕在化しつつある。

京都市の人口は長らく 147 万人前後で推移してきたが、2010 年代後半から減少局面に突入しており、特に就職や結婚・育児などのライフステージの変化に伴う若年層の流出が顕著となっている。この人口動態の変化は、市内各地域における人間関係を弱体化させているのみならず、このまちが長い歴史の中で育んできた住民自治の伝統や支え合いの精神と実践の双方を希薄化させており、孤立・孤独への対応をはじめとする福祉の維持・拡充と、各地域の歴史に根差した行事やこれらを彩る有形・無形の文化の保全が求められている。また、日本有数の大学街である京都市においては学生数減少の多大な影響も予見されるところ、まち全体としての在り方も大きな変容を迫られていくだろう。

#### (2) 日本経済の動向と京都市の産業

日本経済は、20 世紀末からの不況が尾を引く中でも 2010 年まで GDP 世界第 2 位を維持していたが、人口減少・少子高齢化や産業構造転換の遅滞などを受けて、2025 年現在においては GDP で世界第 4 位となった。この間、年功序列や終身雇用といった従来の雇用形態の変化、労働時間に関する規制の厳格化、転職や副業・兼業の一般化、女性の社会進出の進展などが見られた一方で、所得格差の拡大や労働力不足が深刻化を見ている。

京都市においても、製造業を中心とする大企業が世界市場で重要な位置を堅持する一方で、中小企業の労働者・後継者の不足が問題となっている。スタートアップ企業や新規事業の創出・拡大に向けた支援もさまざまに展開されているものの、大学等での最先端の研究成果の事業化や文化と市場の適切な接続を担う経営人材が著しく不足しており、グローバル化とデジタル化の流れの中で、地域の歴史と文化に根差した産業を維持発展させながら未来を担う人材を確保し育成していく必要性が年々増している。

京都市を訪れる観光客は過去四半世紀で 2 割以上増加し、2008 年には 5000 万人を突破、2020 年からの新型コロナウイルス感染症の流行によって一時的な減少を見たが、2023 年に同水準に戻り、現在も特に海外からの観光客を中心に大幅に増加を続けている。一方で、特定の観光地への訪問客の集中、市外からの新規参入の増加による地域に根差した事業者の衰退、公共交通機関の混雑、幹線道路の渋滞、マナーの差に由来するトラブルなど、市民の生活となりわいへの悪影響も生じている。京都市の歴史や文化が表面的に消費されていることへの強い懸念も見られるが、海外観光客は今後も増加が見込まれるとともに、世界各地の文化人等の来訪も増加しているところ、これらの深みや真髄を異なる文化圏の人々に伝えていく新たな工夫と努力が求められている。しかしながら、日本社会全体として、労働に関する考え方や規制は年々変化を続けており、徒弟制のもとで長年の修行を重ねた上で生涯を捧げることが期待されてきた伝統産業や<sup>げいのう</sup>藝能における後継者不足への向かい風となつてもいる。

#### (3) 環境問題・自然災害の深刻化と自然との関わりの希薄化

この四半世紀は、前四半世紀から国際問題として議論されていた環境問題が一層顕在化した時代でもあった。世界全体として都市化とこれに伴う人口集中が進み、気候変動と相まって、生物多様性が脅かされている。地球規模での対応に向けて国家の枠を超えた協力が志向されてきたが、政治・経済・宗教等の差異に由来する限界など、真の国際協調に向けた課題が顕在化している。

日本においては、記録的な豪雨や猛暑日が増加しているとともに、地震や台風などの自然災害が幾度と発生してきた。南海トラフ地震の発生確率も年々高まっている中、高齢化・核家族化による地域社会の弱体化とも相まって、防災・減災対策の重要性が高まり続けている。

京都市においては、このまちの歴史・文化とともにあった自然、たとえば、祇園祭の厄除け<sup>ちまき</sup>粽や京料理の敷き笹に使われるチマキザサ、葵祭の象徴たるフタバアオイ、各地の火祭りの松明に用いられるアカマツといった在来種が消失の危機に瀕しているなど、自然との

関わりの希薄化の影響が表出している。

#### (4) その他の国際的課題

2020 年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、身体的・物理的な活動が不可欠な多くの文化を存続の危機に追いやるとともに、日本を含む世界各国に甚大な経済的損失を与え、多くの事業者が閉業に追いやられた。この間、国際機関や国際的枠組みの限界、国家間の経済力・技術力・行政対応能力の格差、ワクチン等の開発や分配にあたっての企業間の競争意識が随所で顕在化する結果となった。

また、21 世紀を迎えてもなお、戦争や紛争の悲惨は発生・持続しており、特に 2020 年代に入って国際社会の緊張感が一層増長している。日本、そして京都市は、直接的には戦禍を免れているものの、文化を介した相互理解の深化による世界平和への貢献余地が年々高まっているとも考えられる。

2010 年代からは、ESG（環境・社会・企業統治）を重視する投資、SDGs（持続可能な開発目標）、DEI（多様性・公正性・包括性）といった、世界全体での公益追求に向けた包括的な取組も進められてきた。2025 年現在においては自国第一主義への回帰など反動が見られつつもあるが、来る四半世紀においては、世界全体での人口動態の変化を見据えて、国際協調に向けた新たな気運醸成と体制構築が求められるだろう。

## 第四章 わたしたち京都市民がめざすまち

わたしたちの京都市は、家元や名工、研究者や技術者、在野の職人、そして市井の愛好家といった人々の夢中と献身が世界中の人々の敬意と愛着と交わり、人間関係を織り成しながら人類社会の新たな地平を拓いてきた、世界有数の学藝の府である。学問、藝術、そして必ずしもこれらに分類されないさまざまな人間の営為<sup>6</sup>において真理の探究や伝統の継承と創造に挑む人々の生き様は、その土壌となった豊かな自然と併せて、世界中の人々から敬愛されている。また、これらの人々も、市内の各地域においては立場や肩書きを超えて、子どもたちの登下校を見守り、神輿を担ぎ山鉦を曳き、喫茶店や居酒屋で談笑し、ときには地域猫を愛でながら、ともに京都市の日常をつくっている。

わたしたち京都市民は、このまちのいたるところに根差す学藝のもとで市域ひいては時代をも超えてつながるこれらの人々、すなわち京都学藝衆とともに、世界文化自由都市という理想の体現を通して、人類社会の未来に貢献していく。この際、近代以降の合理主義の加速化が自然を支配の対象と捉え、環境を破壊し、人間性を奪奪し、さまざまな社会的分断を生み出してきたことをともに省み、歴史と文化を介して人間性を回復<sup>7</sup>できるまち、自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち、自他の生とともに肯定し尊重し合えるまちを、世界へと提示していく。

### 第一節 歴史と文化を介して人間性を回復できるまち

#### (1) 本物（ほんまもん）を追究・創造し続ける

わたしたち京都市民は、先人たちから受け継いできた先義後利<sup>8</sup>・不易流行<sup>9</sup>・利他の心<sup>10</sup>といった思想のもと、短期的な利益にのみ囚われることなく、年月を賭して自らの技量を熟達させながら、市外の人々とも積極的に連携・協働し、また、最先端技術を活用していくことで、世界に類を見ない独自の価値を新たに創造し続けていく。この際、このまちが醸成してきた節度と矜持のもと、時勢に翻弄されることなく本物（ほんまもん）を見極める感性を研ぎ澄まし続け、これを後世と世界とに伝え遺していく。また、生身の人間同士の信頼関係のもとで切磋琢磨<sup>せつさくたくま</sup>し合うとともに、近隣都市とも協働しながら、本物（ほんまもん）のさまざまなかたちを学び、受け容れ、創り出し、経済ひいてはまち全体の活力の源泉としていく。加えて、このまちの学藝をさまざまに担う京都学藝衆と学域・地域のつながりを深めることで、この本物（ほんまもん）とこれを見極める感性の次世代への継承・教育の機会を創出するとともに、このつながりを市外ひいては国外に住む人々とも結び合わせながら、学域・地域を持続させていくための土壌としていく。

#### (2) 世界の文化と交流し、新たな文化を創造し続ける

わたしたち京都市民は、ひらかれたまち柄のもとで世界と文化交流を重ねながら、国際社会ひいては人類史をも豊かにする新たな文化を創造し続けていく。グローバル化とデジタル化が進展していくこれからの時代においてこそ、今日の本物（ほんまもん）もまた進取の気性と創意工夫に満ちた遊び心によって発祥を見たこと、加えて、このまちの歴史と文化が当初は異端や辺境とされていたものの受容や外部との交流によって織り成されてきたことを忘れることなく、市内の人材がその進取性と遊び心とを最大限に発揮できるように、また、世界中の国や地域から突き抜けた人材を集めるために、工夫と努力を重ねていく。これらの人材をはじめとする多様で多彩な人々がこのまちと交ざり合う中で生まれる新たな文化を積極的に受容しながら、京都市の多様性と包摂性をさらに高めていき、日本中・世界中の人々から活動の拠点として選ばれるまちにしていく。

<sup>6</sup> 「営み」を指す言葉で、「為」を加えることでより主体的な意味合いを有する。

<sup>7</sup> 概念的で全人格的（総合的）な次元において元の状態に戻ることに用いられる言葉。なお、「回復」や「快復」は、一般に、健康状態や個別の機能に対して用いられる。

<sup>8</sup> まずは「義」（人としての義理や道理）を実践していれば、「利」（企業としての利益）は後からついてくるという考え方。渋沢栄一が儒教の教えに基づき企業倫理の標語として掲げたとされる。

<sup>9</sup> 「不易」（永遠に変わらぬ物事の本質）と「流行」（時代に応じて移りゆく表現）の両者の根本は一つであり、したがって両者の統合が重要であるという考え方。松尾芭蕉が俳諧論において示したとされる。

<sup>10</sup> 自己の「利」（利益、快楽、幸福）ではなく他者の「利」を優先する心。元々は仏教の教え。

### (3) 「夢中」と「感動」に溢れ、学び続けられる

わたしたち京都市民は、日々の生活の中に歴史と文化が息づき、多様な個性が受容されてきたこのまちで、自身の生涯を通じて学びたいこと、体得したいこと、夢中になれることを見定めていく。また、人生とまちに対するこのような姿勢を互いに尊重し合い、これをまちの空気としていくことで、市外ひいては国外からも人が集い、夢中が溢れるまちをつくっていく。特に、わたしたちの京都市の未来を担う子どもたちや若者が、このまちの自然や歴史と文化に触れながら豊かで鋭敏な感性を育み、学問から藝術、武道、技芸、さらにはスポーツに至るまでのさまざまな物事を個性に応じて追求できるまちであり続ける。加えて、大学や博物館、名勝や史跡、伝統産業から先端産業までもが広く集積することを活かして、まち全体をキャンパスと捉えてこれらを有機的につなぎ合わせながら、年齢、性別、国籍、文化圏などを超えてともに学び合える、夢中と感動に溢れた人生とまちを織り成していく。

### (4) 平穏と静寂のもとで自己と世界と深く向き合える

わたしたち京都市民は、このまちの自然と歴史と文化が醸成してきた平穏と静寂のもと、日々、直向きに自己の在り方を省み続けるとともに、他者、地域、ひいては国際社会との関わり方を真摯に考え続けていく。このまちの深い静謐<sup>11</sup>を後世の京都市民に遺していくのみならず、戦争や紛争の発生や持続、生身の人間関係の弱体化、自然との関わり希薄化、社会的分断の深刻化といった時勢が世界的に強まり続けていく中で、各国・各地域の人々にとっても、自己と世界とにじっくりと深く向き合えるまちであり続ける。文化を介して人間の人間たる所以<sup>12</sup>をともに問い、人間の儚さ<sup>はかな</sup>と脆さ<sup>もろ</sup>、そして尊さをともに抱擁し、わたしたち人類が国境や文化的背景を超えて互いに尊重し合えることを再確認できるまちであり続けることで、京都市と人類社会の双方の恒久の平和と共栄に貢献していく。

## 第二節 自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち

### (1) 謙虚に自然と関わり続ける

わたしたち京都市民は、豊かな自然の恵みこそが、このまちの歴史と文化の根底を形成してきたことを忘れることなく、自然との共存を志向していく。食材はもちろん、建築から服飾に至るまでのこのまちの生活の基盤に自然があったこと、ひいては、自然こそがわたしたちの生の源泉であることを改めて認識し、自然の中で生かされている命のひとつであるという謙虚さのもと、生活そして生業を営んでいく。

また、このような自然観が年々希薄になっていく時流においては、自然との不可分性・一体性を改めて体感し体得できる機会を意識的に創出していきながら、京都市民のみならず人類社会に対しても、この自然観を伝え遺していく。

### (2) 災害や感染症などの危機からしなやかに立ち直る

わたしたち京都市民は、このまちが千年以上の歴史の中で培ってきたしなやかさを保持しながら、さまざまな危機に先んじて備え、対応し、立ち直ることができるまちをつくっていく。

このまちは、幾度もの戦乱を経験し、そしてその都度、復興を遂げてきた。このまちが千年以上にわたり都市機能を遮断することなく存続し続けてこられたのは、先人たちの不屈の精神と知恵や工夫、そして、これらを体現し支えてきた文化の力に依る。過去四半世紀の間、わたしたち京都市民もまた、自然災害や感染症の脅威を経験し、立ち直ってきたが、その土台にはこのまちが歴史の中で育んできた重層的なひとのつながりがある。地域住民、地域団体、市民団体といったさまざまな主体が、それぞれに備え、また、連携・協働し、防災・減災・復興に取り組んでいくとともに、このまちへの愛着と敬意とを、わたしたち京都市民はもとより国内外の人々までもが抱き続けられるよう、自然、歴史と文化、ひとの連なりを守り続けていく。

<sup>11</sup> 静かで落ち着いているさまを指す。

<sup>12</sup> 理由や根拠を指す。

### 第三節 自他の生とともに肯定し尊重し合えるまち

#### (1) 多層的でゆるやかなつながりが続く

わたしたち京都市民は、番組小学校や町内会といった形で先人によって培われてきた住民自治の伝統を継承しつつ、京都市にかかわるあらゆる人々と、趣味、習い事、商い、祭事などを介して、ゆるやかでひらかれたつながりを紡ぎ続けていく。また、互いの肩書きや立場を超えて人間同士として笑みを向け合い、言葉を重ね、酒を酌み交わせる、そういったこのまちの人々の<sup>すい</sup>粋な在り方を、後世にも伝え遺していく。加えて、市外から通勤・通学する人々から観光客に至るまで、京都市とさまざまな関わり方をしている人たちもまた、わたしたちの京都市の現在を担ってくれていることに感謝と敬意を抱きながら、多彩なつながりを多層的に織り成していき、誰もが安心と愛着を抱ける心地よいまちをつくっていく。

#### (2) 支え合いの中で日々の生活を営める

わたしたち京都市民は、支え合いの福祉を守り、これを広げていくことで、誰ひとり社会から取り残されることなく、安心と安全のもとで健康で文化的な生活を営み続けられるまちであり続ける。

このまちは、普段から支援を担う人たちと普段から支援を受ける人たちが場面や事情に応じて役割を循環させながら、互いに支え合って歴史と文化を紡いできた。さまざまな形でこのまちに携わることで笑顔や感謝に包まれるのみならず、自分自身もさまざまな形でこのまちに支えられる。地域の人々がともに子どもたちの登下校を見守り、子どもたちの声と笑顔が地域に活力を与える。こうした相互関係の中で、笑顔や感謝がまち全体にまで広がっていき、このまちが育まれてきたのである。わたしたち京都市民は、このような社会とのつながりと役割をそれぞれに担いながら、多層的な支え合いの中で、ともに自分らしくあり続けられるまちをつくっていく。

#### (3) ひとりひとりの個性や価値観を尊重し合える

わたしたち京都市民は、出自や生い立ち、年齢、性別、国籍、性自認や性的指向、宗教や信条、身体的・精神的特徴の有無や程度、その他の差異にかかわらず、すべてのひとが個性を発揮でき、互いを認め合いながら、自分の「居場所」と「出番」を見つけて日々を享受できるまちをつくっていく。この際、国内最初の人権宣言を採択した全国水平社の設立や、福祉事業の全国的な先駆けとなった京都ライトハウス創設をはじめ、京都市の先人たちが実践してきた人権尊重の精神性と先進的な取組とを継承していく。あらゆる個性を互いに受容し、互いを思いやり理解しようとする心を育み、安心・安全のもとで住みたい場所に住むことができる、また、だれもが等しく就労や社会参加の機会を得られ、それぞれが望む生き方や暮らし方を実現できるまちにしていく。

## 第五章 わたしたち京都市民のこれから

わたしたち京都市民がめざすまちのすがたは、市民、行政、市会がそれぞれの役割を果たしながら、ともに真摯に議論と対話を重ね、これを日々の活動に反映し、そしてまた活動の経過や帰結を新たな議論と対話に反映していくという、不断の循環の中で実現されていくものである。

市政の主体は、市長や市会議員を選出する、市内に居住する市民が担ってきた。

市長は、市民の想いをもとに市政の方針を示し、行政がこれを実行してきた。

市会は、市民の代表として、市民の声や活動を行政に伝えていくとともに、市長とともに市政の両輪の一つとしての役割を果たしてきた。

他方で、京都市は、市内に居住する京都市民によってのみつくられてきたわけではない。わたしたちの京都市においては、働き、学び、憩うために市外から日々足を運ぶ人々、進学・就職・育児等による転居後も京都市に深い愛着を抱いている人々、かつて観光で訪れた経験のある人々、訪れたことはなくとも京都市に対して<sup>どうけい</sup>憧憬や敬意を抱いてくれている人々など、京都市とのさまざまな関わり方を見出すことができる。わたしたち京都市民は、京都市がこれらの人々の想いや献身のもとで存立していることを、忘れてはならない。

わたしたち京都市民がめざすまちのすがたを実現していくためには、従来の市民の枠組みに囚われることなく、人生や日常のほんの僅かな一部であっても京都市の現在と未来をともにつくっていくこれらの人々、いわば広い意味での京都市民と、積極的に協働していくこと、言い換えれば、多義的<sup>13</sup>な市民性を促進していくことが不可欠である。また、この際、これらの人々が銘々において自在に京都市にかかわることができる設計や、多層的で多彩な帰属意識の醸成と可視化を可能とする取組が求められる。わたしたちの京都市と何らかのかかわりを持った人々が物理的・時間的な隔たりを超えて京都市と関わり続けていける仕組みをデジタル技術も活用しながら構築していくとともに、これらの人々とわたしたち京都市民の議論と対話を新たに織り成し、深めていく必要がある。

日本全体で人口減少と少子高齢化が続いていく見込みの中、今後の京都市においても、行政職員数や予算の制約、地縁の希薄化、家族・親族間の扶助の縮小など、公・共・私のそれぞれにおいてまちを支える機能が低下していくことが予見される。一方で、これまでの京都市においては、公・共・私のあわいを主体的かつ献身的に支える町内会、市政協力委員、市民団体や有志団体、個別の名称を有さない集いやつながり、そして、これらの団体・活動間の連携や協働こそが、重層的にまちを支えてきた。人的資源や行政機能が徐々に縮小していく未来においては、新たな団体や活動の組成を積極的に促すことはもちろん、これらと既存の取組を有機的に接続していくことが必要となる。

このような姿勢は、節度と矜持のもとで世代や公私の別をゆるやかに超えてきた京都市のまち柄と通底するものにほかならない。行政は、公務への責任感と誇りを強く保持しつつ、公・共・私の垣根を可能な限り低くすることに加えて、このまちで日々の生活を営む居住者たる京都市民と、それぞれの関わり方の濃淡を有する広い意味での京都市民とをつなげ、ともに京都市のまちづくりを担っていきけるような設計に尽力していく。また、この過程において、あらゆる主体が「居場所」と「出番」を見出し、ひいては、これらを新たに作り出していきけるよう協働していくことで、京都市の次の千年の歴史の基盤を構築していく。

### 未来への問いかけ

世界文化自由都市宣言にもあるように、理想の宣言はやさしく、その実行はむずかしい。しかしながら、このまちは、数多の困難や苦難を乗り越えながら、千年以上にわたる時を重ねて、今日のわたしたちの京都市にまでこのまちの自然・歴史・文化・まち柄を継承してきた。

わたしたち京都市民もまた、現在そして未来において、数多の課題と向き合っていくこととなる。利便性や快適性を追求する技術革新が人間同士の生身のつながりを取奪あるいは再定義していく中で、両者の均衡をどう見定め、どう実現していくのか。京都市を訪れる観光客が増加を続けていく中で、日々の生活と生業を営む市民への影響にどのように対応していくのか。少子高齢化をはじめとする社会的要因で支援・ケアを必要とする人が増え続けていくにもかかわらず支援・ケアを担う人材が減少していく中で、誰ひとり取り残さないま

<sup>13</sup> さまざまな意味を持つ、という意。

ちをどう築いていくのか。わたしたち京都市民の日々の営みは、このまちの歴史と文化を体現し継承していくという責任を果たしているか。政策や市民活動が、直近の時勢や眼前の課題にのみ囚われたものでなく、このまちが守り育んできた価値観に立脚できているか。わたしたちの京都市が、このまちの千年の歴史に対して、ひいては、これから千年先の未来においても、胸を張れるものであるか。

この京都基本構想は、このまちが千年以上もの歴史の中で醸成してきた価値観を確認した上で、世界と日本、そして京都市の現状を踏まえて、これからのまちづくりの在り方を展望したものである。しかしながら、本基本構想は、あくまで、京都市そして京都市民の在り方を考えるにあたっての拠り所にすぎず、今後四半世紀の京都市の未来はわたしたち京都市民がこれからつくっていくものにほかならない。本基本構想を土台として、わたしたち京都市民ひとりひとりが、上記した問いはもちろん、時代に即した新たな問いをも自ら見出し、それぞれのくらしの中で考え続け、議論と対話を不断に重ねながら、複雑で繊細な現実の中でお直向きに具体化していく必要がある。そして、この過程においてこそ、京都市が日本中ひいては世界中の人々に敬愛され、人類社会の未来の一端をも担っていく、すなわち、世界文化自由都市として世界史において大きな役割を果たすという都市の理想が実現されていくはずである。

わたしたち京都市民は、このまちが長きにわたり醸成し保全してきた人間的遺産の享受者であり、継承者でもある。この意義と幸福を噛み締めながら、世界文化自由都市という都市の理想の実現を希求し、京都市そして京都市民の在り方を世界とともに不断に問い続けていくことをここに改めて静かに決意して、この京都基本構想を結ぶ。

## 立地適正化計画（防災指針）について

### ○ 立地適正化計画とは

都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住や都市機能の誘導によりコンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組を推進しようとするもの。京都市は平成31年に策定（名称は「持続可能な都市構築プラン」）。

### ○ 防災指針とは

- ・ 令和2年の都市再生特別措置法改正により、立地適正化計画に「防災指針」を記載することとなった。
- ・ 防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組を定めることとされている。

#### 《都市再生特別措置法における立地適正化計画の定義》

##### <立地適正化計画>

第八十一条 市町村は、単独で又は共同して、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。）の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができる。

2 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針

二 都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項

三 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項（次号に掲げるものを除く。）

四 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等に関する事項

イ 誘導施設の整備に関する事業

ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業その他国土交通省令で定める事業

ハ イ又はロに掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業

五 居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下この条において「防災指針」という。）に関する事項

六 第二号若しくは第三号の施策、第四号の事業等又は防災指針に基づく取組の推進に関連して必要な事項

七 前各号に掲げるもののほか、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項

防災指針の概要 (都市再生特別措置法第81条)

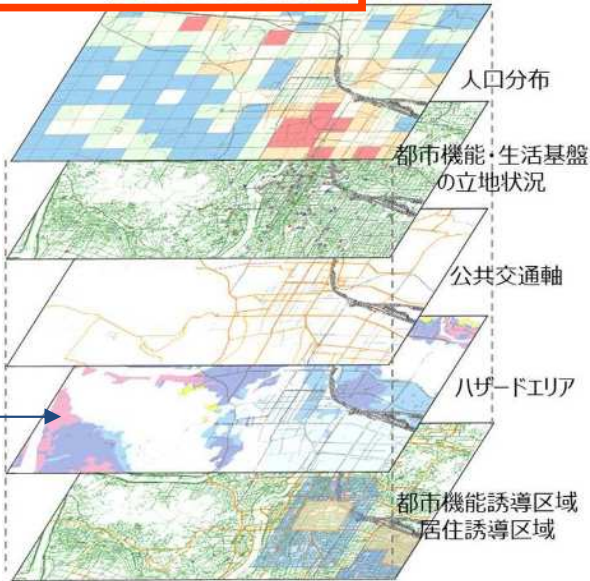
参考資料 3-2

- 防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、立地適正化計画の記載事項として、新たに、居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」を位置づけ、コンパクトシティの取組における防災の主流化を推進。
- 防災指針の作成に当たっては、防災部局等が保有する災害リスク情報と都市部局が保有する都市計画情報を重ね合わせる等により、都市の災害リスクの「見える化」を行うなど、各都市が抱える防災上の課題を分析の上、防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を位置付けることが必要。

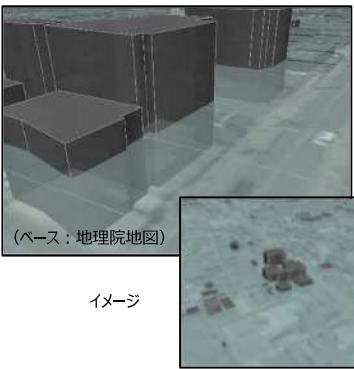
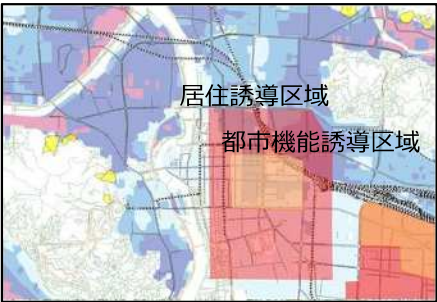
■ 災害リスクと都市計画情報の重ね合わせ

各種災害リスク情報  
(洪水の場合)

- ハザードエリアの分布
- 浸水継続時間
- 家屋倒壊等崩壊危険区域
- 外力規模による違い
- ...



■ 都市の災害リスクの見える化



防災まちづくりの将来像・目標と取組方針の設定

■ 防災指針に位置付ける対策 (例)



■ 防災対策の実施プログラム (例)

| 施策              | 重点的に実施する区域      | 実現時期の目標    |             |             |
|-----------------|-----------------|------------|-------------|-------------|
|                 |                 | 短期<br>(5年) | 中期<br>(10年) | 長期<br>(20年) |
| 警戒避難対策 (ソフト)    | リスク情報の提示        | 市全域        |             |             |
|                 | 地区ごとの避難行動計画     | 市全域        |             |             |
|                 | 避難に係る自助・互助体制の確保 | 市全域        |             |             |
|                 | 既存の住宅・施設の移転     | 居住誘導区域外    | 随時検討・実施     |             |
| 土地利用・建築対策 (ハード) | 土地利用規制          | 市全域        | 随時検討・実施     |             |
|                 | 建築物の構造規制        | 市全域        | 随時検討・実施     |             |
|                 | 宅地高上げ           | 居住誘導区域内    | 随時検討・実施     |             |
|                 |                 |            |             |             |

| 施策         | 重点的に実施する区域       | 実現時期の目標    |             |             |
|------------|------------------|------------|-------------|-------------|
|            |                  | 短期<br>(5年) | 中期<br>(10年) | 長期<br>(20年) |
| 施設整備 (ハード) | 河川整備 (大河川)       | 市全域        |             |             |
|            | 河川整備 (中小河川)      | 市全域        |             |             |
|            | 避難場所設置 (防災公園等)   | 居住誘導区域内    |             |             |
|            | 避難路整備            | 居住誘導区域内    |             |             |
|            | 排水ポンプ整備          | 居住誘導区域内    |             |             |
|            | 内水対策 (雨水流出・貯留対策) | 居住誘導区域内    |             |             |
|            | 宅地の盛土対策          | 居住誘導区域内    |             |             |